

ラームモーハン・ローイの司法制度論(二)

山崎利男

- 序章 本稿の問題
 - 第一章 司法制度に関するローイの論説
 - 第二章 司法に関するローイの経験(以上第六十四冊)
 - 第三章 ベンガルの裁判所
 - 第四章 イギリス人判事
 - 第五章 インド人の裁判官、法務官、および弁護士
 - 第六章 陪審(以上本冊)
 - 第七章 ベンガルの法とその法典化
 - 第八章 ローイのイギリス支配論
- むすび

第三章 ベンガルの裁判所

一 裁判所の構成

前章においては、ロイが司法について独特な経験をもっていたことを明らかにし、その経験によって修得されたかれの法律と司法制度とに関する識見は、カルカッタの知識階級のなかで際立ったものであったことを述べた。そこで、本章以下の本論では、かれがベンガル司法制度の現状をどのように認識して、その制度の弊害と欠陥の除去のため、どのような改革案を提示したかについて検討することにしよう。

ロイは、前述のように、司法制度の弊害と欠陥について、イギリス人判事、インド人司法官吏、および法の三つの問題に焦点をおいて論じたので、本論でもそれに従ってこの三問題を中心としてかれの所論を考察し、それを通じてイギリス植民地支配下のベルガル司法制度の特質を追究したいと思う。論述の順序としては、本章において当時の裁判所構成の特質と裁判の実情とを説明したあと、イギリス人判事とインド人裁判官・法務官・弁護士との問題に分けて、それぞれ第四章と第五章とにおいて考察し、そのつぎの第六章では、かれが大きな関心を抱いた陪審の問題について述べ、法に関する諸問題については第七章で検討することにしよう。

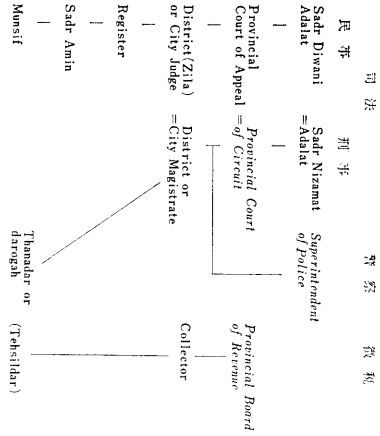
ベンガル司法制度は、かれの所論のときには、コンウォーリス総督によって樹立された一七九三年から四十年近くたっており、ペンティンク総督のもとで改革がおこなわれていたさなかであった。ペンティンク総督が赴任した一八

二八年に至るまでは、新しくイギリスの領土となつてベンガル管区に編入されたベナーレス以西の地域、つまり Upper Provinces⁽¹⁾ にも裁判所が設けられたし、司法の細則が条例によつて随時変えられたけれども、裁判所構成の原則は大きな変化が見られなかつた。そこで、はじめに、一八二八年の裁判所機構を説明し、その特質を指摘することにしよう。⁽²⁾ 読者の便宜のために、次頁に裁判所機構図を掲げておく。

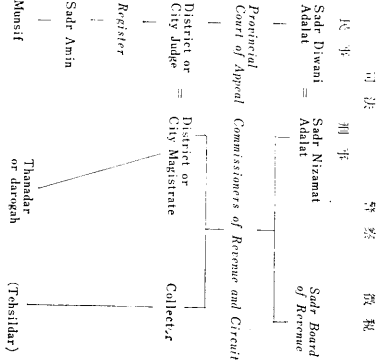
この裁判所機構は東インド会社統治下のインド人を対象としたものである。⁽³⁾ それは民事と刑事との二つからなり、ともに一直線的な系列で編成されていた。しかも、各級の裁判所では、最下級の裁判官であるムンシフ (Munsif) を除いて、裁判官は民事事件と刑事事件の両者を担当していた。とくに民事裁判所が一つの系列の機構であつたことは、多種の裁判所がそれぞれの歴史をもつて存在していたイングランドとは顕著な対照を示している。周知のように、イングランドでは、裁判所と密接不可分な形で法が発展した。⁽⁴⁾ ロンドンの諸高等裁判所にならつて設けられたカルカタの最高法院では、コモンロー、エクイティ、刑事、破産、婚姻関係 (matrimony)、⁽⁵⁾ および海事 (admiralty) という事項に関する裁判管轄権が与えられていた。⁽⁶⁾ これに対して、ここではイギリス法の分類は全く採用されず、コモンローとエクイティとの区別も設けられなかつた。

つぎに民事裁判所機構を見てみよう。それは審級制にもとづくヒエラルキーをなしている。この点は、すでに指摘されたように、イギリスではなくフランスに似ている。⁽⁶⁾ その上、特異なことには、第一審裁判所は事件の繫争額によつてちがひ、地方控訴裁判所判事、県判事、レジスター (Registrar)、⁽⁷⁾ サドル・アミン (Sadr Amin)、⁽⁷⁾ ムンシフは、それぞれ後述のように一定範囲の事件の第一審を担当したのである。それ故、第一審裁判所と上訴裁判所とははっきりと分けることがなかつた。⁽⁸⁾ そして上訴制度についていえば、ある裁判所の判決あるいは命令に対しては、そのすぐ

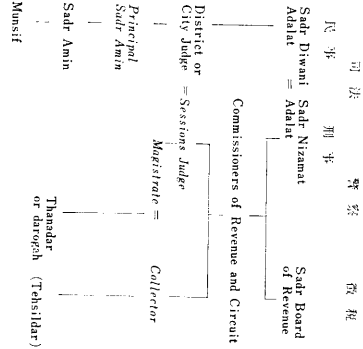
(1) 1828年ペンナンク総督の赴任のとき



(2) 1829年条例第1号施行後



(3) 1831年の改革後



- (1) 同前、E. Stokes, *The English Utilitarians and India*, pp. 142-5. 同様の図を若干修正したものである。
- (2) イギリスで表わしたものは、そのときに断罪されたもの、受刑されたもの、あるいはそのすべてに断罪されたものである。

上級の裁判所に上訴がなされたが、第一回の上訴は訴訟当事者のいわば権利として認められたのに対して、第二回の上訴は second appeal あるいは special appeal とよばれ、第二審の判決が条例、法や慣行に反していたり、またはこれまで法が確立していない一般的な重要性をもつ場合に限って、裁判所によって認許されたのである。⁽⁶⁾ special appeal (特別控訴) ということはインド特有なものである。⁽¹⁰⁾ イングランドでは、一八七三年までは控訴法院 (Court of Appeal) が設けられず、第一審判決は正しいものと推定して、控訴は例外的なものとして取扱われた。⁽¹¹⁾ これに対して、ベンガルでは、第一審の大部分をインド人裁判官におこなわしめて、イギリス人県判事はかれらの判決に対して控訴あるいは特別控訴という形でチェックし、イギリス側はこのチェックを不可欠なものと考えていた。また、イギリス人判事についていえば、かれらは東インド会社の高等文官であって、行政官から特別に区別されたわけではなかったし、経験年数の多いすぐれた者が最高民事裁判所の判事に昇任し、上級の裁判所の判事は下級の裁判所を監督したのである。⁽¹²⁾ このような点はイングランドの裁判所に見られないところであって、上訴についての考えもイングランドとは全くちがっていた。つまり、この上訴制度はインド植民地支配下の司法制度が生んだ特有なものであったといえよう。

各級の民事裁判所については、県判事から述べることにしよう。県の司法と警察とを担当した県判事＝マジストレートは、県裁判所の長であって、ベンガル管区の司法制度においてきわめて重要な役割を果たした。県は面積五、〇〇〇平方マイル、人口一〇〇万人を大体の基準として編成され、Lower Provinces に二十九、Upper Provinces に十七、合せて四十六の県裁判所と市裁判所とがおかれた(次頁の表と巻末の地図とを参照)。県判事のものには五、〇〇〇ルピー以下の繫争額の事件が提訴され、⁽¹³⁾ そのうち、県判事はみずから五〇〇ルピー以上の事件を裁判し、それ以下の事件については、レジスターやサドル・アミンにまわして裁判せしめたが、特別の理由がある場合には、県判事が

地方控訴裁判所	面積 (平方哩)	人口	県裁判所	一均 県面	平積	一均 県人	平口
Calcutta	41,550	10,960,855	9	4,611	1,217,872		
Patna	46,474	7,919,925	6	7,745	1,319,987		
Murshidabad	38,196	11,958,635	7	5,756	1,708,376		
Dacca	27,575	6,398,850	7	3,939	914,121		
計	153,802	37,238,265	29	22,051	5,160,356		
平均	38,450	9,309,566		5,512	1,290,089		

Lower Provinces の県平均面積と人口
Jurist, July 1832, p.167. cf. *P. P.*, 1831—32, xii pp.546ff.

かかる事件をも裁判することができた。

レジスターは若いイギリス人官吏が任じられた職である。それは、県裁判所の行政事務の責任者であって、訴訟の受理、文書の発送、書類の管理、判決の執行、建物の管理、裁判所職員の監督をおこない、また民事・刑事事件の裁判をおこなった。民事事件については、五〇〇ルピー以下の第一審とムンシフの判決に対する控訴審を担当した。一八二一年、レジスターは県裁判所の駐在地以外のところにも置かれることになり、そこではレジスター自身が訴訟事件を受理して裁判することができた。⁽¹⁵⁾

インド人の裁判官であるサドル・アミーンは、県裁判所の駐在地あるいはそれ以外のレジスターの駐在地におかれ、その人数は一県裁判所につき二―五人で、全管区で一六二人であった。⁽¹⁶⁾ かれらは県裁判所の監督のもとにおかれ、県裁判所のもとに提訴された事件のなかから、五〇〇ルピー以下の事件を担当し、県裁判所の推薦によって最高民事裁判所の承認を受けた者は一、〇〇〇ルピーまでの事件を裁判することができた。また、かれらは県判事から命じられてムンシフの判決に対する控訴事件の裁判をおこなった。この第二審に対する特別控訴は、かれらの第一審に対する控訴と同じく、県判事が担当するものであった。そして、かれらはかれら自身の判決に対して執行の権限が与えられていたが、訴訟過程における訴訟当事者に対する通知をはじめ、差押などの令状については県判事の署名が必要であった。⁽¹⁷⁾ これに対して、

その下級の裁判官のムンシフは、各郡 (thana) におかれて、その人数は一八二八年には五三八人であつた。⁽¹⁸⁾ 郡は警察署の単位であつて、それは一〇マイル以内の距離におかれるのが原則であつた。このように県内の各地におかれたので、ムンシフはサドル・アーミンとちがつて自分で訴訟事件を受理してそれを裁判することができた。だが、その権限は非常に限られていて、一五〇ルピー以下の小額の事件、しかも動産に関する事件だけを裁判し、判決の執行の権限を与えられていなかった。その執行の手續のため、訴訟当事者は県判事の駐在地まで行かねばならず、はなはだ不便であつた。

県裁判所の上級の裁判所としては、カルカッタ、ダッカ、ムルシダーバード、パトナ、ベナーレス、バレーリーの六カ所に地方控訴裁判所が設けられ、県判事の判決に対する上訴審と五、〇〇〇ルピー以上の事件の第一審を管轄した。その判事は四名 (カルカッタの裁判所は五名)⁽¹⁹⁾ であつて、裁判は合議制でおこなつた。さらにその上級の裁判所として、最高民事裁判所がカルカッタに設けられた。その判事は五名であつて、同じく合議制によつて、地方控訴裁判所の判決に対する上訴事件を裁判した。この裁判所は一八一四年条例第二十五号によつて五〇、〇〇〇ルピー以上の事件の第一審をも管轄できるようになつたが、実際には第一審の裁判がなかつたといわれる。五〇、〇〇〇ルピー以上の事件は、最高民事裁判所の判決に対して、イギリス本国の枢密院に提訴することができた。この提訴については、ロイは高額な費用、いちじるしい遅延や、英語への翻訳の不正確さなどによつて大きな弊害をなしているといつてゐる (§15)。

以上の民事裁判所機構に対して、刑事裁判所はイングランドの機構を模倣したものであつて、その中心的な役割を果したマジストレートと巡回判事 (Circuit Judge) とは、イングランドの裁判官の名称を借用したのである。しかしな

がら、ここでは、裁判官はすべて東インド会社の官吏であつて、巡回判事が正規の法律教育を受けたバリスターでもなく、マジストレートが無報酬で職務を果す地域社会の名望家でもなかつた。⁽²⁰⁾ 刑法はイスラム法を基礎としたものであつて、それが条例によって相当な程度改変されたけれども、イギリス法とは大きくちがつており、*intictable offences* (正式起訴犯罪) という範疇も、また大陪審もなかつたし、イングランドの巡回裁判所であるアサイズ (*Assize*) と不可分に結びついていた小陪審もなかつた。このように、ベンガルの刑事裁判はイングランドとは根本的な相違があつた。このことを念頭に、一八三一年ごろエドワード・ストラチー (*Edward Strachey*) が作成した文書⁽²²⁾ によつて述べることにしよう。

県内の警察と刑事裁判との全責任をもつていたマジストレートから述べよう。その刑事裁判の権限は条例によつて定められていた。簡単にいえば、公然たる暴力による強盗罪 (*robbery by open violence*)、夜間建造物侵入罪 (*Daurglary*)、窃盗罪 (*theft*)、あるいは他の略奪罪 (*depredations*)、および状況の悪化をとまなわぬ騒擾罪 (*affrays unattended with aggravating circumstances*) に対しては、重労働と籐杖による杖刑とに加えて、二年以下の禁錮刑を科すことができ、その他の犯罪に対しては、一年以下の禁錮刑および二〇〇ルピー以下の罰金刑を科すことができる。⁽²³⁾ それ以上の重い犯罪については、予備審理をして巡回判事の裁判にまわした。

マジストレートのもとでは、イギリス人のマジストリート補 (*Assistant Magistrate*) とインド人のサドル・アミーンおよび法務官とが刑事裁判を担当し、マジストリートはかれの刑事事件のうち一層軽い犯罪の審理をかれらに委ねた。かれらの権限についていえば、マジストリート補で特別の権限を与えられた者は、一年以下の禁錮刑および二〇〇ルピー以下の罰金刑、窃盗罪に対しては三十回以下の杖刑を科すことができ、その他のマジストリート補は、十五

日以下の禁錮刑および五〇ルピー以下の罰金刑、罰金を払えない者に対してはそれに加えて十五日以下の禁錮刑、軽い窃盗罪に対しては三十回以下の杖刑と一カ月以下の禁錮刑を科すことができた。前記のインド人裁判官・法務官の権限はこれと同じである。⁽²⁴⁾このように、県の刑事裁判は民事裁判と同様なしかたでイギリス人の若い裁判官とインド人の裁判官に分掌させ、マジストレートがかれらを監督したのである。

つぎの巡回判事については、後述のローイの所論の対象であるので、やや詳しく述べることにしよう。周知のように、巡回裁判はイギリスの特有な制度である。⁽²⁵⁾イングランドとウェールズの全域にわたって設けられたアサイズには、ロンドンから王座部法院の判事が巡回して、刑事事件ばかりでなくコモンロー上の民事事件をも裁判した。これに対して、ベンガルでは、前述のように全管区を六地方に分けて、各地方に巡回判事を置き、巡回判事はそれぞれ七一〇の都市を巡回し、全管区で巡回地は五〇あった。一層詳しくいえば、各地方の控訴裁判所判事〓巡回判事は四人以上で構成され、シニアの判事が中央の裁判所に常時駐在して、民事事件を裁判するとともに県裁判所に対する監督をおこない、ジュニアの判事がそれぞれ一人のムフティ (mufti) というムスリムの法務官をともなって巡回し、各地で年二回開廷した。

巡回判事の各巡回地での職務は、マジストレートが予審して巡回裁判を待つ刑事被告人を、在獄中の者と保釈中の者とを問わず、すべて審理することであった。一つの事件の審理が終ると、巡回判事に随行して法廷に陪席したムフティがかれのフトワー (fikwa) を提出する。フトワーは事件に対するイスラム法にもとづく意見である。ムフティが被告人を無罪とする意見を提出し、判事もそれと同意見であれば、判事は無罪を宣して被告を釈放する。これに対して、ムフティが有罪とする意見を提出し、判事もこれと同意見であれば、判事は被告に対して犯罪に応じて十

四年以内の禁錮刑あるいは身体刑を科することができる。死刑と終身禁錮刑に相当する犯罪の場合には、判事の意見を付して最高刑事裁判所に移される。ムフティーと判事との意見がちがったならば、これまた最高刑事裁判所に移されるのであった。

巡回判事には、このほかに、マジストレートを監督する職務があった。かれは各巡回地でその県のマジストレートに訴訟審理の記録を提出せしめて、それについて命令を出し、また管轄地域の警察と刑事裁判との重要事項に関して報告し、その際には改革のための意見を付した。これについては、最高刑事裁判所は意見を付して政府にまわした。

最高刑事裁判所は巡回判事から廻わされた事件を裁判した。ローイによれば、ここでは一人の判事が同裁判所のムフティーの意見を聞いたあと、巡回判事の意見と一致した場合、巡回判事の判決は確認されて刑罰が宣告された。その反対に、判事が巡回判事の意見と異にした場合には、第二の判事、必要とあれば第三の判事にまわされ、二人の判事の一致した意見が最終的なものとされた(§60)。最高刑事裁判所は死刑や終身禁錮刑を判決を宣告することができるが、死刑は総督と参事会の認許を得たのちに執行されることになっていた。

以上、ベンガル管区の裁判所機構を説明した。その性格を簡単にいうならば、これは東インド会社の植民地支配の一機構としてインド人の訴訟事件を裁判したものであり、イングランドの裁判所やカルカッタの最高法院のような裁判所として独立した権能を十分に与えられていなかった。それは東インド会社支配前のベンガルの裁判所とは無関係に樹立されたものであり、現実の必要に対応できなかり簡単な形で構成されたが、イギリス人を上級の裁判官とし、その監督のもとにインド人を下級の裁判官に任用して、植民地独特なヒエラルキーのある機構であった。刑事裁判には、イングランドの形態が民事裁判よりも一層多く採用されたが、イングランドとは根本的な相違が見られた。

以上によって知られるように、東インド会社の裁判所は、最高民事・刑事裁判所であっても、カルカッタの最高法院とちがって、イングランドの上位裁判所 (superior courts)⁽²⁶⁾ の権限を与えられていなかった。この点、ロイは、人身保護令状 (writ of habeas corpus)⁽²⁷⁾ の権限を最高刑事裁判所に与えることを要求し、カルカッタから五〇マイル以上離れたところに投獄された場合には、その者に関して巡回判事が人身保護令状を発することができるように改革することを説いたが⁽⁴²⁾、これはイギリス側によって無視された。一八六二年にカルカッタの最高法院と合体してカルカッタ高等裁判所が設けられるまで、最高刑事裁判所には人身保護令状の権限は与えられなかったのである。

ところで、以上の裁判所機構に対して、一八二九年と三十一年とに、ベンティンク総督は一大改革をおこなった。これは、一八二八年着任後、徴税・司法両制度に大きな欠陥があることを認識して、司法制度については、「大きな欠陥があり、時間がかかり、費用がかかり、人民に満足されていないと、すべての人々によって認められて」いると書いた⁽²⁸⁾。この点に関するかれの第一の改革は、一八二九年条例第一号であって、地方収税官 (Commissioners of Revenue)⁽²⁹⁾ という職を新設して、地方収税官が巡回判事を兼ねることとしたのである⁽²⁹⁾ (四頁の第二図を参照)。すなわち、ベンガル管区に三つ設けられていた地方主税局 (Provincial Board of Revenue) が県の徴税行政を監督していたが、その広範なわたっており、とくに地税の査定 (revenue settlement) が進行していた Upper Provinces⁽³⁰⁾ では、その地域は職務の監督を細かくおこなって査定を劃一にすることが緊急の課題であった。司法については、地方控訴裁判所では民事事件が累積して裁判の遅延がはなはだしく⁽³¹⁾、そのため巡回判事は期日どおりに巡回して刑事事件を審理することができなかった。その上、巡回判事の警察に関する権限が明確ではなかったし、かれの各地域社会に関する知識が乏しかったので、警察の監督という職務を十分に果たすことができなかった。以上の欠陥を除去するために、この改革が実施さ

れたと説明されている。これによって、全管区を二〇地区に分けて、各地区に巡回判事を兼ねた一人の地方収税官をおくことになった。この一地区は二、三県を単位とするものであって、それまでの地方主税局や巡回判事の管轄地域に比べてはるかに小さいものとなったし、Upper Provinces が重要視されて、二〇地区のうち九地区がそこに設けられた。

この改革は徴税機構の改革に重点がおかれ、地区における徴税と刑事司法・警察との権限を集中にして、県に対する監督を強化しようとしたものであり、また財政支出の節減をはかったものであった。⁽³²⁾ロイはこの改革に対して強く反対して、徴税と司法との分離の原則を維持すべきことを主張した。この所論はかれの裁判所論として注意すべきものである。その論旨を記すとつぎのとおりである。

(1)巡回判事は、死刑、終身禁錮刑、身体刑、財産没収刑という重刑を科する権限が賦与されていて、きわめて重要な職務を果している。このほかに、数県にわたる治安と秩序の維持の責任をも負っている。この巡回判事が、地方収税官として、政治、商業、租税の職務に対しても注意を払うならば、政府と民衆との期待に応えることはまず不可能である。しかも、刑事事件の審理では、高等普通教育を修めた弁護士からも、また誠実にして学識がある独立した陪審員からも助けを受けられないので、巡回判事は特有の不利な条件のもとで仕事をしているのである。

(2)この改正前には、地方控訴裁判所判事が巡回判事の職務をおこなない、かれらのうち、二人あるいは一人がその裁判所に留まっています、他の一人、ときには二人が巡回裁判をおこなった。しかるに、改正後では、判事が巡回に出ると、その管轄下の県収税官からの照会に対してしばしば回答がなされず、租税業務のもっとも重要な事項でさえ、数カ月全く保留される。ムスリム政府は司法に対して無関心であるという非難を受けたが、それでも徴税と司法との合

体によって起りうる弊害に気づいており、重大な犯罪を裁判する権限を与えられた裁判官カウズイや法務官ムラヂェイは、決して徴税官となることがなかった。

(3) 徴税と司法の職務の分離は、コンウォーリス総督が導入した制度の主要な原理の一つであって、イギリスの政府のもとで長い慣行によって樹立されたものである。したがって、徴税の職に就いた官吏はその系列でつきつぎに職を経て昇任し、司法の系列でも同じことであつた。この制度をくつがえしたことによって、ささいな事件の裁判さえもおこなつたことがない者が高位の裁判官に任じられ、徴税を担当したことが全くない者が県収税官を監督する職務にあつている。(§46)

このように、徴税と司法との分離の原則を尊重したローイは、刑事裁判において重要な職務を果す巡回判事が県収税官を監督する職務をも担当することによって、刑事裁判と徴税の両者の職務とも満足に果すことができない事情を指摘した。かれによれば、裁判官は多年の経験が要求される職であつて、他の職務に比べて決してやさしいわけではない。租税・商業・農業などに関する訴訟事件でも、それぞれの事項を担当した官吏がよい裁判官になれるというわけではない。裁判官にとっては、それらの事項について経験をもち、特別に調査して準備することが必要なのではない。裁判官に必要なのは法と正義の一般原理であつて、それにもとづいて徴税・商業・農業に関する訴訟事件は決定されるのである(§77)。かれはこのように裁判官が行政官から区別されるべき職であると説き、この原則からベンガル政府が進めていた司法と徴税との職務の合体に反対したのである。前述のコンウォーリス総督の司法制度の原則のなかで、徴税と司法の分離の原則がローイのもっとも尊重したものであつた。

しかしながら、かれの批判が論理的にもまた実際的にも正鵠を射いていたのに比べて、かれの提案は、地方収税官

と巡回判事とに別人を任じて、それぞれが管轄する地域を条例の一区から二区とするというものであって、(4)、貧弱な案と評するほかはない。⁽³⁴⁾ かれはイギリス人官吏の人数や財政支出が増加するどのような改革案も実現不可能であることを知っていたのであろう。この条件のもとでは、かれは抜本的な改革を考へることができなかったのであろう。他方、官吏の監督を強化することを考へていたペンティンク総督にとっては、ローイの提案を受け入れる余地が全くなかった。しかも、このときすでに、ペンティンク総督は一八二九年の改革を大きく進めて、徴税・司法兩制度の再編成を進めていたのである。もとよりこのことはローイが全く知らなかったことであるが、かれの所論を検討するにあたってぜひ知っておかねばならないことである。そこで、この一八三一年十一月の改革のうち裁判所機構に関するものを列挙すれば、つぎのとおりである。(四頁の第三図を参照)。

(1) アラーハーバードに最高民事・刑事裁判所を新設する(一八三一年条例第六号)。

最高民事・刑事裁判所はカルカタに設けられていたので、⁽³⁵⁾ そこから遠く離れた Upper Provinces の人々が提訴するにはさまざまな困難があったし、またこの裁判所には事件が累積して裁判が遅延していた。そのため Upper Provinces を管轄範囲とするもう一つの最高民事・刑事裁判所をアラーハーバードに設けたのである。これはつぎの地方控訴裁判所の廃止と関連した措置であるが、一つの管区に二つの最高民事・刑事裁判所を設けることに對しては、法の統一を保持しがたいという理由から、ベンサム主義者のジェームズ・ミルやアレクサンダー・ロス (Alexander Ross)⁽³⁶⁾ が反對した。

(2) 地方控訴裁判所を廃止する(一八三一年条例第五号第二十七条、および一八三三年条例第二号)。

一八二九年の改革後、地方控訴裁判所は二人の判事によって構成されることになったが、刑事裁判と全く関係がな

くなつたので、その存在理由はとみに失われてしまつた。そこで、一八三一年、県判事に対して、第一審の担当をほとんどなくしたかわりに、この裁判所と同様な権限を与え、県判事の判決に対する上訴は最高民事裁判所に提出させることによつて、この裁判所の上訴事件の受理を停止せしめた。かくしてこの裁判所はそれまで未処理の事件を継続して裁判したが、一八三三年三月、これを全面的に廃止することになつた。

ローイもまた、地方控訴裁判所を廃止することを提案した。かれは、この廃止によつて節減できた経費を、のちに述べるインド人県副判事職の新設、ムフティの増員と、陪審の設置という、かれの改革案を実施するに必要な経費にあてることを主張し、しかもこの経費は地方控訴裁判所の経費のわずか五分の一で足りるといふのである(§28)。

(3) 県判事がセッションズ判事(Sessions Judge)を兼職する(一八三二年条例第七号)。

一八二九年の改革は、ローイの前述の批判によつてうかがわれるように、地方収税官と巡回判事との二つの職務が一人でおこなわれたため、巡回裁判の開廷はいちじるしい遅延を見るようになった。これを是正するために、県判事に対して、マジストレートの職を解いて、新たにセッションズ判事として巡回判事と同様な権限を与え、月一回開廷して刑事裁判を迅速に処理せしめることにした。セッションズ判事という名称はスコットランドから借りたものと思われ、ここに今日の District and Sessions Judge の名称がはじまつた。

しかし、県判事がセッションズ判事を兼ねないところでは、巡回判事はそれ以前と同じく巡回裁判をおこなつた。また、県判事がこの職を兼ねたところでも、(4)のごとく県収税官が兼ねることになつたマジストレートの職務に対する監督と警察に関する事項とは、マジストレートの判決に対する控訴審と並んで、巡回判事、つまり Divisional Commissioners が担当するべきであらう。

(4) 県収税官がマジストレートを兼職する。

前述(3)の改革に関連して、県判事が担当してきたマジストレートの職は、県収税官に移され、県収税官は県の行政、徴税、刑事司法、警察という大幅な権限を握ることになった。⁽³⁸⁾ここにロイが強く反対した徴税と司法の合体が県という直接にインド人に関係するところにおいて実現したのである。その上、県収税官はつぎのような民事裁判の一部をも担当した。

(5) 地税に関する訴訟は県収税官の管轄とする(一八三二年条例第八号)。

一七九三年、県収税官の *Mal Adalat* (租税裁判所) を廃止して、地税に関する訴訟を県判事が管轄した。⁽³⁹⁾これはコンウォーリス総督の徴税と司法の分離の原則の一つの実現であった。だが、一八二四年、県判事の職務の過重を理由として、かかる訴訟は県判事のもとに提訴されるが、県判事がこれを県収税官に審判を委ねることになった。⁽⁴⁰⁾一八三一年には、それを改めて、県収税官がかかる訴訟を直接に受理して裁判することになり、ここに租税に関する事件は県判事の管轄から完全に離れて、県収税官の租税審判所 (*Revenue Court*) が成立したのである。⁽⁴¹⁾

(6) レジスターを廃止する。

一八二〇年代になると、東インド会社のイギリス人高等文官 (*covenanted civil service*) はその職域の拡大にもかかわらず増員されなかったので、若いイギリス人裁判官が不足するようになり、レジスターの欠員がある県裁判所が、二五年には五、二八年には一二というように増える有様であった。⁽⁴²⁾これはベンガル政府が苦慮した問題であった。しかし、この欠員の補充が不可能であったので、レジスター制度の廃止が提案され、⁽⁴³⁾一八三一年に実現されたのである。

(7) インド人裁判官の管轄の権限の拡大⁽⁴⁴⁾(一八三二年条例第五号第三十二三条)。

前述のレジスターの廃止にともなう、各県裁判所に一人以上のプリンシパル・サドル・アミン (Principal Sadr Amin) というサドル・アミンの上級の裁判官職を設けて、五、〇〇ルビー以下の民事事件および一定範囲の刑事事件の裁判をおこなわしめた。⁽⁴⁵⁾ この職には人種・宗教の区別なく任用することが定められ、ヨーロッパ人やアングロ・インディアンが任用されたが、ムスリムとヒンドゥーとがこの職の大部分を占めた。⁽⁴⁶⁾ つぎに、サドル・アミンとムンシフの民事裁判の権限は、それぞれ一、〇〇ルビー以下の事件と三〇〇ルビー以下の事件とまでに拡大し、両者の判決に対する控訴審はプリンシパル・サドル・アミンをして担当せしめることになった。これによって、県判事はプリンシパル・サドル・アミンの第一審と控訴審との判決に対する上訴事件を裁判し、第一審事件の裁判は五、〇〇ルビー以上の事件と、それ以下の事件でかれが重要と考えて特別に担当する事件とに限られ、県判事はインド人裁判官に対する監督と刑事裁判とに一層多くの時間を割くことができるようになったのである。

このようにほとんどすべての第一審の裁判はインド人裁判官に委ねられたが、イギリス人判事が最終審の裁判の権限を確保するというのが、ベンガル政府と東インド会社理事会の両者の強い意志であって、これについてはかれらの手紙などに述べられている。⁽⁴⁷⁾ ベンティンク総督が明瞭に述べたように、「われわれがもっとも必要とするものは、かれら〔インド人官吏〕の監督で」⁽⁴⁸⁾ あった。つまり、イギリス人の高級官吏の本当の職務は「監督と命令とであって、執行ではなく」(control and direction, not execution)、細部のことはできるかぎりインド人に委ねるといのが、当時の確認された方針であった。⁽⁴⁹⁾

さらに、最下級の裁判官ムンシフの制度も大きく改革された。一八一四年以後、ムンシフにはカーズィーなどの法律知識をもった者が任じられたが、かれらの法律知識と能力は決して高いものではなく、しばしばイギリス人の間で

批判されていた。かれらの報酬は訴訟人が納入する印紙をもってあてられ、いちじるしく低額であった。⁽⁵⁰⁾これに対して、一八三一年の改革では、ムンシフは三〇〇ルピー以下の事件について、動産ばかりでなく、免税地を除く不動産に関する事件を裁判できるようになり、はじめてかれらの裁判において適用すべき法に関する原則が定められた。またかれらの報酬は月給制となり、月に一〇〇ルピーが給与されることになった。⁽⁵¹⁾それとともに、ムンシフが厳選され、印紙による収入が五〇ルピー以下の者が解任されて、全管区で二・四人となり、従来の半数以下に減員された。⁽⁵²⁾これはムンシフを裁判所機構の末端の裁判官として再編成したものに他ならない。

以上の一八三一—三三年の改革は、簡単にいえば、徴税、司法、警察の機構における官吏の監督を強化し、県の行政と治安とを県収税官に担せしめて県の統治の責任者とし、司法については、県判事が最高民事・刑事裁判所と直結することによって、県の民事・刑事司法に一層大きな権限をもち、それとともに、コンウォーリス総督の管轄制限の原則を大きく破って、インド人裁判官の管轄の権限を拡大した。これはベンガルの統治機構の歴史において一時期を劃するものであり、その裁判所機構は一八六一年まで継続されて、今日の機構の基礎となったのである。

1 当時東インド会社の領土であったヒンドゥスターン平野は、Upper Provinces あるいは Western Provinces とよばれた。東インド会社は一八〇一年にアワドのナワーブからアラール・ハーバード地方を割譲せしめ、一八〇三年にグワリオールのシンディア家からアグラ地方を征服して領土に併合し、これを "Ceded and Conquered Provinces" とよんだ。それにベナール地方を加えたのが Upper Provinces であつて、今日のウッター・プラデーシに相当するところである。これに対して、Lower Provinces はベンガル、ビハール、オリッサを指す。

2 ベンガルの裁判所機構については、B. B. Misra, *The Central Administration of the East India Company, 1773—1834*,

Manchester, 1959, Chaps. 5 & 6, M. P. Jain, *Outlines of Indian Legal History*, 3rd ed., Bombay, 1972, Chaps. 11—15, Herbert Cowell, *The History and Constitution of the Courts and Legislative Authorities in India*, 5th ed., Calcutta, 1905, W. H. Morley, *Administration of Justice in British India*, London, 1858 を参照。C. Sinha 氏の近著 “Indian Civil Judiciary in Making, 1800—33” (New Delhi, 1971) は、わたしが見聞しているなかで Bengal Civil Judicial Con-sultations を調べた研究でもって、この時期の民事裁判についても詳しく論じている。

この時期のベンガルの裁判所構成を論じた同時代の著作には、John Miller, *On the Administration of Justice in the British Colonies in the East-Indies*, London, 1828 がある。著者はリンコンヌ・インのプリスターでもってインドに関係した訴訟事件の依頼を受けたのを契機として、インドの司法制度に関心を抱いたといひ、インドの法典化、イギリス人判事の資格の向上、インド人裁判官の裁判管轄の権限の拡大、一つの審級の裁判所の廃止、陪審の導入、法廷の言語として英語の採用という六問題を論じたこの書を著わした。これは、当時の一般の法律家の論著として興味深いものである。cf. *Jurist*, January 1829, pp. 225—239.

3 民事事件については、インド人との事件を裁判するだけではなく、インド人と欧米人との間の事件をも裁判した。また、ベンガル政府の官吏が、イギリス人とインド人とを問わず、条例に反してインド人の権利を侵害したときには、法の救済を与えることが定められていた。

4 この点は、ハウルスワースの名著『イギリス法史』第一巻の巻頭の序説に簡明に指摘されている。

5 Charter establishing the Supreme Court of Judicature at Fort William in Bengal, dated March 26, 1774, s. 13—28.

6 George Campbell, *Modern India, A Sketch of the System of the Government*, 2nd ed., London, 1853, p. 533n.,

Henry Maine's Speech on December 16, 1864, printed in M. E. Grant Duff, *Sir Henry Maine, A Brief Memoir of His Life, with Selections from His Indian Speeches and Minutes*, edited by Whitley Stokes, London, 1892, p. 213,

Henry Maine, *Village Communities in the East and West*, 4th ed., London, 1881, pp. 43—44. (内田力蔵「インドにおけるイギリス法導入とメーン」、『社会科学研究』二二—一九六九年、七〇—七一頁) 参照。

7 第二章第一節でレジスターをレジストラー (Registrar) と書いたのは誤りである。ここに訂正しておく。

8 シュームス・ミルは、控訴裁判所と第一審判所とを明確に分けず、控訴裁判所で新たに事実審理をおこなうことなどを非難して、*Parliamentary Papers*, 1831—32, vol. X, pp. 122ff., paras. 1043—1050. (以下『イギリス議会文書』のことは、*P. P.* と略称する)

9 Regulations XV of 1814 & X of 1819.

10 special appeal という語は一八〇三年条例第四十九号で使われたのが最初とされている。現行の「一九〇八年民事訴訟法典」第百条でも使われ、第二審判決が現行法に反しているか、あるいは訴訟手続上実質的な誤謬や欠点があると考えられた場合には、裁判所の認許を得て、特別控訴をすることができると規定されている。cf. D. H. Mulla, *The Code of Civil Procedure*, 13th ed., edited by T. L. Venkatarama Aiyar, Bombay, 1965, vol. 1, pp. 433ff.

11 イントロダクションの註制度について Raymond Evershed, *The Court of Appeal in England*, London, 1950, R. B. Stevens, *The role of final appeal court in a democracy*, *Modern Law Review*, vol. 28, 1958, pp. 509—520, Delmar Karlen, *Appellate Courts in the United States and England*, New York, 1963, Roscoe Pound, *Appellate Procedure in Civil Cases*, Boston, 1941 参照。

12 アルフレッド・デニング著、伊藤正己・児島武雄訳『裁判と正義』紀伊国屋書店、一九五七年、二七頁以下、参照。

13 ただし、一八一七年条例第十九号によって、一〇〇〇〇ルピー以下の事件については、訴訟人は地方控訴裁判所と県裁判所のどちらか一方を提訴するしかできなかった。

14 Regulation XIII of 1793. cf. Letter from Civil Finance Committee from Bengal, July 12, 1830, *P. P.*, 1831—32, xii.

p. 211, para. 62.

- 15 Regulation II of 1821.
- 16 *P. P.*, 1831—32, xii, p. 529.
- 17 Regulation XXIII of 1814.
- 18 C. Sinha, *op. cit.*, pp. 42ff.
- 19 最高民事裁判所は、一七九三年にはシムガル総督の参事会のメンバーがそのまま構成員となったが、ついで参事会のメンバーが首席判事を兼ね、陪席判事を東インド会社の他の官吏をよってもてることになった。一八一四年になって、最終的に、首席判事も参事会メンバーではなからず専ら任ずるようになった。
- 20 今日のインシスマンローゴウジは、F. Milton, *The English Magistracy*, Oxford, 1967, 幾野誠一『イギリスの治安判事』川島武宜編『法社会学講座』八、一九七三年、三九二頁以下、参照。
- 21 一八三一年当時おこなわれたインド刑法の要約は、*P. P.*, 1831—32, xii, pp. 694—702, J. H. Harrington, *An Elementary Analysis of the Laws and Regulations enacted by the Governor-General in Council at Fort William*, vol. 1, Calcutta, 1808, pp. 215 ff. 註記を参照せよ。cf. T. K. Banerjee, *Background to Indian Criminal Law*, Calcutta, 1963, G. Rankin, *Background to Indian Law*, Cambridge, 1947, Chap. 10, James Fitzjames Stephen, *A History of the Criminal Law of England*, London, 1883, vol. 3, Chap. 3.
- 22 *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 92—94.
- 23 Regulations V of 1824, VIII of 1828, V of 1829.
- 24 Regulation III of 1821, s. 3.
- 25 cf. W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. 1, 7th ed., London, 1969, pp. 264 ff.

なお、ベンガル管区では、この巡回判事は軍隊の護衛のもとに多数のインド人属吏と召使をつれて旅行したのであり、バレーリー地区では巡回判事は毎年数千マイルも旅行したという。

- 26 内田力蔵「イギリスにおける裁判官の任命と政治との関係について——『上級裁判所』と『下級裁判所』の区別——」、*国学院法学*、八二、四、九—三、一九七一—七二年、参照。

- 27 *habens corpus* については、H. M. Seervai, *Constitutional Law of India*, Bombay, 1968, pp. 594ff. 高柳賢三『英国公法の理論』、有斐閣、一九四八年、第七講。堀部政男「イギリスにおけるヘイビアス・コーパスの歴史的展開——その身柄提出令状的な機能の時期を中心として——」、*社会科学研究*、一五—六、一九六四年、同「イギリスにおけるヘイビアス・コーパスの歴史的展開——その人身保護令状的機能の発展期——」、*一橋学会編人文科学研究*、一〇、一九六八年、同「人身の自由の保障——ヘイビアス・コーパスの人身保護令状的機能の成立史——」、*東京大学社会科学研究所編『基本的人権』*、四、各論一、東大出版会、第三章、一九六八年、参照。

- 28 Beninck's Letter to Metcalf, September 16, 1829, quoted by C. Sinha, *Doctrinal influences on the judicial policy of the East Indian Company's administration in Bengal, 1772—1833*, *Historical Journal*, vol. 12, 1969, pp. 240—248, at p. 244. このシンン氏の論文は、ストークス氏の『イギリスの功利主義とインド』（とくに二四〇—一六八頁）の所論に対して、ベンサム主義がヘンティンク総督の民事司法改革にほとんど影響を与えなかったし、その改革が財政支出を増大させることなくして裁判の遅延を減少するという、実際の必要からおこなわれたものであると結論されている。これらのほかにも John Rosselli, *Lord William Bentinck, The Making of a Liberal Imperialist, 1774—1839*, London, 1974, pp. 265—271 にもヘンティンク総督の司法改革を論じているが、以下の叙述はこの問題を全面的に取扱うとするものではない。

- 29 これに関する主要な資料は P. P., 1831—32, xii, pp. 383—448 に収録されている。

- 30 Upper Provinces の徴税政策については A. Siddiqi, *Agrarian Change in a Northern Indian State*, Oxford, 1973,

S. C. Gupta, *Agrarian Relations and Early British Rule in India, a Case Study of Ceded and Conquered Provinces (Uttar Pradesh) (1801—1833)*, Bombay, 1963, B. R. Misra, *Land Revenue Policy in the United Provinces under British Rule*, Benares, 1942, John Rosselli, *Theory and practice in North India, the background to the land "settlement" of 1833, Indian Economic and Social History Review*, vol. 8, No. 2, 1971, 参照。

31 裁判の遅延については、次節において述べる。

32 Divisional Commissioner 制については E. Stokes, *op. cit.*, pp. 154f. D. N. Panigrahi, *Charles Metcalfe in India, Ideas & Administration, 1806—1835*, Delhi, 1968, pp. 171ff. 参照。

33 ヘンガル政府は、この改革によって直轄地 66、6233 ショールに現在定員の欠員によって将来 164 四、九七二ルピーの支出が節減できると算定した。cf. P. P., 1831—32, xii, p. 448.

34 同様に、ロイは、県判事の職務の過重を軽減するために、県判事とマジストレートとの兼職をやめて、それぞれの職に別人を任用し、そのかわりに管轄範囲を一県から二県にするという案を提出した(46)。

35 一八三一年条例第九号は、最高民事裁判所において、裁判の遅延の解消のため、一人の判事でも裁判できるところとして、上級の裁判所の上訴審の合議制の原則を放棄した。cf. Alexander Ross' Proposal, P. P., 1831—32, xii, p. 458, Judicial Letter to Bengal, January 11, 1832, *Ibid.*, pp. 290f.

36 J. Mill's Evidence, *Ibid.*, p. 124, para. 1050, Alexander Ross' Minute, *Ibid.*, p. 458.

37 スコットランドの裁判所機構については D. M. Walker, *The Scottish Legal System*, 3rd ed., Edinburgh, 1969 を参照。当時、ベンガルの総督府や最高民事裁判所にはスコットランド人が少くなかったので、ベンガル司法制度にはスコットランドからの影響があったことと思われる。これ故、インドの司法制度と法をスコットランドと比較してみることは、興味あることであらう。

- 38 前注28を参照。
- 39 Regulation II of 1793, A. Aspinall, *Cornwallis in Bengal*, pp. 86f.
- 40 Regulation XVI of 1824.
- 41 cf. C. Sinha, *op cit.*, Chap. 4.
- 42 cf. C. Sinha, *op. cit.*, p. 69. 同氏によれば、Additional Register は若干の県裁判所に置かれたが、一八一五—三一年の間、その人員がもともと多かったのは九名置かれた二五年であり、三一年には二名に減じた。二〇年以後には、この人員に対する県判事の要請は、官吏の不足のために、大部分斥けられたという。
- 43 cf. Letter from Civil Finance Committee, Bengal, July 12, 1830, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 211, Judicial Letter to Bengal, January 11, 1832, *Ibid.*, ix, p. 379.
- 44 この問題に関する一八二一—三一年間のベンガル政府と東インド会社理事会との往復書翰の抜粋は、*P. P.*, 1831—32, ix, pp. 355—380 に収録されている。なお、一八三二年条例第五号はカルカッタの知識階級によつて歓迎された。『インフォーマー』紙は、これをかれらの要望が達成したものととしてではなく、かれらが長い間イギリスの正義と自由から期待していた改善のはじまりとして歓迎するを記している (*Reformer*, quoted by *India Gazette*, November 22, 1831)° cf. *Asiatic Journal*, May 1832, Part II, p. 17.
- 45 刑事事件の権限はベンジスターと同じである (第十八条)。
- 46 cf. *Selections from Calcutta Gazette*, p. 729, *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, March 13, 1832.
- 47 *P. P.*, 1831—32, ix, pp. 357, 371, 374.
- 48 cf. J. Rosselli, *Lord William Bentinck*, pp. 268 f.
- 49 Letter from Civil Finance Committee, Bengal, July 12, 1830, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 210, para 60.

50 本稿第五章第一節参照。

51 ムンシフは月給のほかに一〇ルピーの手当が与えられた。これに対して、サドル・アミンは月給二五〇ルピー、手当五〇ルピー、プリンシパル・サドル・アミンは月給四〇〇ルピー、手当一〇〇ルピーであった。

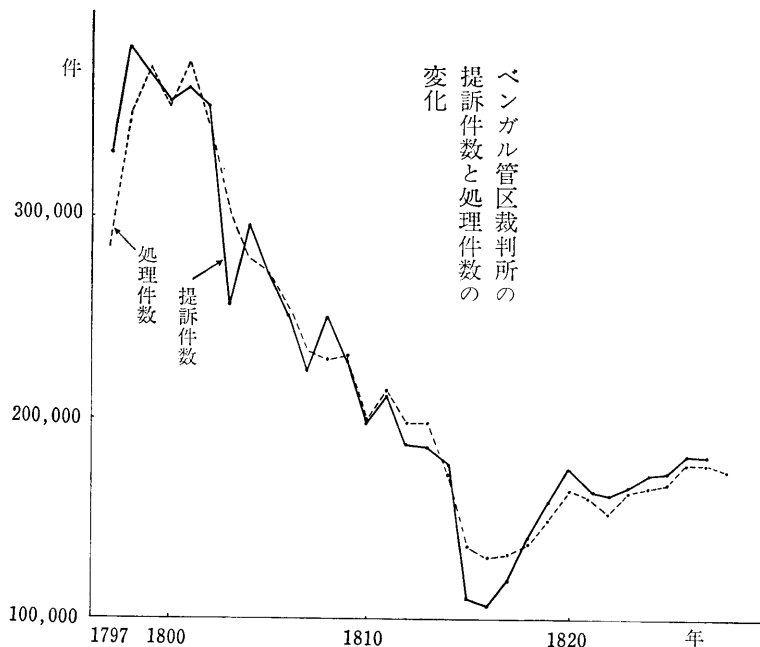
52 C. Sinha, *op. cit.*, p. 194.

二 裁判の遅延

前節において裁判所機構について述べたので、それと関連して、裁判の実態を知るために、民事事件が非常に多数提訴されて裁判がいちじるしく遅延したことについて、つぎに考察することにしてしよう。⁽¹⁾

ローイの所論のときは、コンウォーリス総督が徴税・司法兩制度を樹立したときから四十年近く経っていた。この間のベンガル管区の民事事件の提訴件数を見てみると⁽²⁾（次頁の図参照）、一七九八年から一八〇四年までの間は年間三五万件を越える驚くべき多数の訴訟があった。一八〇五年からは、新設された Upper Provinces の裁判所の件数を加わったにもかかわらず、急激に減少して、一五年には一〇万件までになった。だが、一五二〇年間にはしだいに増加し、二〇年後になると、年間の件数はほぼ一七万台となつて安定したのである。⁽³⁾⁽⁴⁾

つぎに一八一八―二八年間の各級裁判所の民事事件の処理件数を掲げよう。⁽⁵⁾これによれば、この期間のインド人裁判官の処理件数の増加はいちじるしく、一二万件から一六万件に増えた。全処理件数のうちでインド人裁判官の処理件数の占める割合は、一八一八年には八六%であったのが、二八年には九一%となり、インド人裁判官が民事事件の大部分を処理したのであった。とりわけムンシフの処理件数の増加は顕著であつて、二八年には一八年の件数の約



ベンガル管区裁判所の
提訴件数と処理件数の
変化

	1818 ^(A)	1819	1820	1821	1822	1823
最高民事裁判所	144	82	174	164	108	69
地方控訴裁判所	1,839	1,165	1,327	1,148	1,095	1,047
県 判 事	6,254	5,566	6,422	7,435	6,972	9,077
レジスター	11,269	9,584	8,259	6,872	6,062	6,146
サドル・アミン	42,378	41,019	43,226	43,123	40,823	43,116
ム ン シ フ	77,326	91,324	103,167	102,575	97,533	101,056
合 計	139,210	148,321	162,575	161,317	152,593	160,511
	1824	1825	1826	1827	1828 ^(B)	(B)-(A)
最高民事裁判所	122	99	98	118	148	4
地方控訴裁判所	932	1,155	1,053	1,415	1,236	-603
県 判 事	9,305	9,404	11,030	9,681	8,989	2,735
レジスター	4,575	5,195	6,184	6,022	4,427	-6,842
サドル・アミン	44,880	44,330	45,041	45,986	44,784	2,406
ム ン シ フ	105,119	106,321	113,285	113,120	114,360	37,034
合 計	164,933	166,504	176,661	176,343	173,944	34,734

1818—1828年各級裁判所の処理件数 P.P., 1831—32, xii, pp.195, 205, 637.

一・四倍となった。全処理件数のうちの割合をみると、一八年には五六%であったのに、二八年には六六%と増大した。この増大は、一八二一年にムンシフが担当する事件が六四ルピーから一五〇ルピーまで拡大されたことによるところが大きいであろう。同じときに一五〇ルピーから五〇〇ルピーまでに裁判管轄の権限が拡大したサドル・アミーは、一五〇ルピー以下の動産に関する事件をムンシフに移し、他方、軽微な刑事事件を担当することになったので、この期間の処理件数の増加は大きなものではなく、件数にして約二、五〇〇件、増加率は一割以下である。

これに対して、イギリス人裁判官については、県判事の件数は一八二三年に急激に約二千件増加して、九、〇七七件となり、その後も九千件以上であった。レジスターの件数は一八年に一一、二六四件であったが、しだいに大きく減少して、二八年には四、四二七件となり、一八年の約四割となつてしまった。この事實は、レジスターの欠員が増え、イギリス人官吏の不足からこの欠員を補充できなかったことによるものであつて、レジスターが担当してきた部分はインド人裁判官がかわつておこなうようになった。イギリス人裁判官の処理件数が実数においてもまた比率においてもいちじるしい減少を示したのは、このレジスターの件数の減少によるものである。県判事は、最高民事裁判所や地方控訴裁判所と同じく、かれの担当した事件をインド人裁判官に移すことができなかつたので、ここでは裁判の遅延が一層深刻となつていった。

ところで、一八二〇年代の提訴件数は、一七九八—一八〇五年の提訴件数に比べれば、格段に少ないものであるが、約七、〇〇〇万人といわれた人口に対して約一七万件といふのは非常に多い提訴件数であろう。⁽⁷⁾ それにもかかわらず、ローイは法の救済を求める人がそのほかに多く存在すると考えていた。この点について、かれはつぎのように問題点を鋭く指摘した。

「裁判所はイギリス支配下の広大な領土に比べてもちろん少ないし、住民の多くは裁判所から遠く離れたところに住んでいるので、貧しい階級は一般に権利侵害に対して救済を求めることはできない。とりわけ地域の大きな権勢をもった富裕な者によって圧迫されるような人々はそうである。」(§4)

すなわち、かれは、村落の貧しい農民がザミーンダールの圧迫や警官の不当な侵害に対して取るべき手段をもっていないことを見て、裁判所をこれらの人々が容易に行くことができる場所に設けて、「各県の住民の大多数の門戸にまで正義をもたらす」ことが必要であると考へた。この重要な問題に対するかれの解決策は、サドル・アミーン(30)の裁判所を県庁事の駐在地だけではなく、県内の数カ所に適当な距離をおいて設けることであつた。かれがここでムンシフについて触れていないのは、一つには、法の救済を求める事件がムンシフの管轄の権限外であつたからであらう。

それでは、これらの訴訟事件の内容はどのようなものであろうか。統計資料はほとんどなにごとも語ってくれない。ただ、一八二〇年代には、年間総提訴件数一七万件のうち一〇万件以上、比率としては六三―六四%がムンシフの裁判所に提訴されてお(10)り、ムンシフの権限からいって、これらは動産に関する一五〇ルビー以下の事件であることが知られるにすぎない。また、レジスターとサドル・アミーンとは五〇〇ルビー以下の動産・不動産に関する第一審事件を裁判したが、かれらの年間処理件数は、ムンシフの判決に対する控訴審を含めて、約五万件である。

訴訟事件の内容については、一八二二年二月二十二日、ベンガル政府が東インド会社理事事に宛てた司法制度に関する長文の手紙のなかに、つぎのような興味深い文章が見出される。(11)

「ヒンドゥー法やイスラム法と一層直接に結びついていたところの、継承、相続、養子、婚約金(Dower)、贈与や、

その他の問題に関する紛争は、われわれの裁判所に提出された訴訟の比較的少数の部分をしてなしている。債務、簡単な契約、商取引やふつうにおこる他の取引、あるいは人身上の損害に関する要求や紛争は、必然的にその件数が一層多いけれども、一般に容易に調整することができる。われわれの裁判所に真に重荷となっているのは、土地の所有者と占有者との権利、保有条件 (tenure) や、権益 (interest) に関係した多数の訴訟から生まれたものである。この重荷は、われわれの裁判所の性格と名称をどのように修正しても、排除することができないもののように思われる。パーマネント・セットルメント (地稅永久査定) をおこなったときには防ぐことができたであろうと思われる弊害に対して、効果のある救済策を用いるにはいまや遅すぎるのであるが、徴税と司法の両部局において、耕作者の権利と権益とを定めて、それらの権利を保障するために、可能なかぎりの措置を講じたいというのが、われわれの切なる希望であり、将来もそうであろう。」

ここには、ヒンドゥー法とイスラム法に関する事件、契約に関する事件と、土地の権利に関する事件の三種類に分けて、各種類の事件の多寡と難易とについて記され、これらのうちで、土地の権利に関する事件が多数を占め、その裁判がもっともむずかしいことが述べられている。たしかに、ベンガル政府は、パーマネント・セットルメントを施行するにあたって、ザミーンダールを土地の所有者 (Proprietor) と認定して、かれらが納入すべき地稅額を定めたが、土地に対するザミーンダール、タルクダール、ライオットの多様な権利関係を定めることがなかった。また、一七九三年から一八三四年までにベンガル政府が制定した条例は六七五を数えたが、土地の権利に関する法については、全くといってよいほど制定しなかったし、ヒンドゥー法、イスラム法や、契約法⁽¹³⁾についても同じであった。

土地の権利に関する法の不明確さは、他ならぬベンガル政府の地稅政策が惹起したところが少くなかったことであ

	1818	1825	1828
最高民事裁判所	2年1カ月	4年3カ月	3年4カ月
地方控訴裁判所	1年6カ月	3年15日	3年3カ月
県判事	1年4カ月	2年7.5カ月	3年
レジスター	9カ月	2年3カ月	2年5カ月
サドル・アミン	7カ月	9.5カ月	10カ月
ムンシフ	5カ月	約6カ月	6.5カ月

各級裁判所の裁判所要平均日数
P. P., 1831—32, xii, p. 637.

ろうと推測される。ザミーンダール・セトルメントによって土地の所有権者と認定されたザミーンダールが土地に対する権利の拡大を主張して、農民の小作権を取り上げ、かれらの旧来の権益を侵害し、旧来以上の額の地代を要求するなど、農村の小作関係を悪化させ、農民を一層悲惨な状態に追い込んでいた。とくにザミーンダール権が一般に売買されるようになったために、新たにこの権利を取得した者とタルクダールや農民との間の紛争は頻発していた。⁽¹⁵⁾ これらの問題の紛争については、東インド会社の裁判所が唯一の解決の権能をもつ機関であった。それ故に人々は裁判所の門に殺到したのであろう。

これほど多数の民事事件は、イギリス支配前のナワーブ政府の裁判所には提訴されなかったことは確実であらう。これらの事件の多くがイギリス支配が生んだものであったとするならば、それは旧来のパンチャヤットによって解決できる事件ではなかったし、パンチャヤットはイギリス支配下の新しい社会状況に対応することができず、その活動は衰えていたのである。⁽¹⁶⁾

ところで、前述のような法の不明確さは、裁判に多くの日数を要することになる一つの要因である。そこで裁判の遅延の問題に移ろう。右掲の表は、一八一八、二五、二八年の各級裁判所における裁判の平均所要日数を示したものである。これによって知られるように、イギリス人判事の裁判所の遅延はいちじるしいものがあり、遅延の平均日数は年を追って増加した。⁽¹⁷⁾ ロイもこの遅延について留意しており、遅延日数は、県判事の裁判所では、二一三

年、地方控訴裁判所では四―五年、最高民事裁判所では同じく四―五年であるといっている^(§47)。ロイのいう遅延日数はベンガル政府の数字よりもやや多い。いずれにせよ、県判事の裁判所に提訴して最高民事裁判所まで特別控訴したとするならば、第一審の提訴から最終審の判決までに優に十年以上かかることであろう。ここには、かれはインド人裁判官の裁判の遅延日数を述べていない。かれらの裁判の平均所要日数をもっとも多くなった一八二八年でも、サドル・アミンについては十カ月、ムンシフについては六カ月半であって、イギリス人判事の日数に比べてはるかに少ない。したがって、裁判の遅延は主としてイギリス人判事の裁判所の問題であったといえよう。

この遅延の弊害については、“Justice delayed is justice denied”という法諺があるのをはじめとして、法律家の間でしばしば論じられたところである。ベンガル管区のおびただしい遅延は、イギリス側によって、司法制度の弊害を表約的に表現したものととして受取られ、その遅延の解消のために多くの論議がなされたのであった。この問題について、ロイはつぎのようなきびしいことばを放っている。

「裁判所の仕事は大変なものであるので、事件がしばしば累積して、多くの事件が判決されるまでに数年も保留されるほどである。そのあとにある裁判所から他の裁判所へと上訴されることによって弊害が増大し、それにともなつて遅延が加わり費用が増える。この状態によって、悪をなす者は勇気づけられ、それに比例して圧迫された者はしばしば絶望に落ち入る。」^(§4)。

裁判の遅延が大きな原因となつて、上訴がおびただしい数にのぼつた⁽¹⁸⁾。ホゥルト＝マッケンジー(Holt Mackenzie)によれば、カルカッタの近くの諸県では、ムンシフの判決に対しては二十件につき一件、サドル・アミンの判決に対しては七件につき一件が控訴した⁽¹⁹⁾。また、最高民事裁判所の事件は半数以上が特別控訴であつたといわれる⁽²⁰⁾。

訴訟費用については、同じくマッケンジーが詳細に証言している。かれがあげた例を記せば、九三〇ルビーの価額の
一五五ビーカーの面積の土地の事件は、県判事の裁判所では、原告側に一九四ルビー五アンナ、被告側に九〇ルビー
六アンナの訴訟費用がかかり、地方控訴裁判所、つづいて最高民事裁判所に上訴すれば、原告側と被告側の両方で合
計六七〇ルビーの訴訟費用がかかるという。⁽²¹⁾ロイは自分の経験からこの問題に無関心ではいられなかったのである
う。かれは無用上訴をなくすことを考え、それを陪審制と参審制の提案のなかに述べたのである。これについては
のちに述べることにしよう。

それでは、裁判の遅延の原因はなんであり、その解消のためにどのような施策が考えられたのであろうか。まず、
ベンガル政府が一八二八年以前に講じた措置から述べることにしよう。県判事に関する措置をあげると、(1)裁判の遅
延のいちじるしい県判事のもとに、Additional District Judge とよばれたところの、県判事と同じ裁判管轄の権限を
もつ裁判官を派遣して、県判事が担当する事件を処理せしめた。この裁判官の派遣は、一時的なものであって、一定
期間ののちには引き上げたのである。⁽²²⁾(2)同じくいくつかの県では、県判事とマジストレートとの兼職をやめて、それ
ぞれの職にイギリス人裁判官を派遣した。⁽²³⁾(3)地税に関する訴訟事件の裁判を県収税官に委ね、⁽²⁴⁾また民事および刑事事
件の一部分さえも県収税官に委ねた。⁽²⁵⁾このように県判事の職務の処理に対して補強を試み、その結果、前に述べたと
ころの県判事の処理件数の増加となったわけである。さらに、最高民事裁判所と、遅延件数が非常に多かったカルカ
ッタとベンナーレスの地方控訴裁判所とに、それぞれ一名の判事を増員した。⁽²⁶⁾

しかしながら、イギリス人裁判官を増員することは不可能であったし、また特別控訴を制限することもむずかしか
ったので、⁽²⁷⁾残された措置は、インド人裁判官の権限を拡大して、第一審の裁判と下級のインド人裁判官の判決に対す

る控訴審の裁判をかれらにおこなわせて、イギリス人裁判官の負担を軽減することと、地方控訴裁判所を廃止することであった。これは一八三一—三三年に実施され、それについては前節において述べた。

遅延の原因については、ローイは多くの点をあげている。イギリス人判事についていえば、(1)判事がかれの管轄地域のインド人の言語も生活慣習もよく知らず、(2)裁判において適用すべき法をよく知らないし、その上、(3)出廷する日時が不定であるという。これは主として原判事に対しておこなわれた批判であって、この問題は次章において述べることにする。かれは、イギリス人判事の側ばかりではなく、インド人の裁判官や訴訟当事者の側にも遅延の原因があったことを決して見逃していない。かれによれば、第一に、インド人事務官は賄賂を受けることに慣れており、賄賂を受けなければ、迅速に仕事をこなわないことであり、第二に、訴訟当事者については、答弁書などの訴訟書類の提出には、条例によって一定の期限が定められていたけれども、それを遵守しない場合でも、かれらに不利にならなかったもので、かれらは時間を引き伸ばして文書を偽造したり、虚偽の陳述をする証人を準備したりして、裁判の遅延をむしろ歓迎したということである (§48)。

裁判所のインド人官吏は、雑用をおこなった最下級の人々を別にすれば、法務官 (Law officers) と事務官 (ministerial officers) とに分けられた。法務官はイギリス人判事が審理した事件に適用すべきヒンドゥー法あるいはイスラム法について説明した者であって、これについては第五章第二節において述べる。事務官はシェリシュタダールやムンシなどであり、裁判所の事務一般を担当する者である。ローイによれば、かれらは、イギリス人判事のために、訴訟書類やその他の裁判所で作成される書類を読み、訴訟審理の記録を作成し、証人の陳述書を書いたり、また判事は非常にしばしばかれらに証人の陳述を聴取させ、時折証人の陳述やその他の長文の書類の要旨を作成させるといっているのであ

る⁽²⁴⁾。かれは、このような重要な仕事をおこなう事務官が職務に対して正当な責任をもっておらず、また給与が非常に少なかったことに不満に思っていた。かれによれば、かれらの月給は一〇、二〇、三〇、あるいは四〇ルピーであり、首席の官吏（シエリシュタール）でも一〇〇ルピーであつて、この低廉な給与によっては、かれらの生活を支えることも、また体面を保つこともできないという。このようなかれらの低い給与と責任のない職務とに対して、裁判所で審理される事件の繫争額は多額にのぼるものであるから、かれらが自分の利欲のために地位を利用しないことは期待できないと述べて（§4 & §24）、司法制度の一大弊害であるインド人官吏の腐敗と汚職の原因を指摘したのである。

腐敗と汚職とはインド人裁判官、とくにムンシフにも見られたし、弁護士⁽²⁸⁾も買収することが非常に容易であるといわれたが⁽²⁹⁾、この点では裁判所事務官は一層はなほだしかつた。換言すれば、裁判そのよりも訴訟審理の事務手続と判決の執行の事務手続に腐敗と汚職とが横行した。ローイによれば、起訴状の提出の場合、この事務官の仕事は起訴状に記された繫争額と起訴状に貼られた印紙の額とを照合するだけであるが、それを一分でやるか一週間でもやるかは、担当の事務官の気持次第であつて、かれに賄賂を与えなければ、それを容易にファイルしてくれなかつたという。召喚状などの通知を出す場合も同じである。そして、地方控訴裁判所の召喚状は県裁判所を通じて送達されるので、両裁判所の事務官に好み^よを通しておかねばならないという。このようなかれの所論はヴィヴッドであり、かれが事情をよく知っていたことを思わせるものである。

つぎに、かれが訴訟当事者側の問題として指摘したのは、(1)訴訟書類の提出期限を遵守しないこと、(2)文書の偽造、(3)偽証という三点であるが、かれは三点の弊害を除去する案を提示した。第一の点については、訴訟書類の監督官または書記に対して、一七九三年条例第四号に従つて起訴状をはじめとする訴訟書類を受理し記入することを厳格に義

務づけて、書類の提出が遅れた場合には、判事がその理由を確めて承認した以外には受理しないことにする。このために、書記は召喚状などの令状の送達が遅れないよう十分に留意し、特別の帳簿にその送付が命令された日と訴訟当事者が書類を提出する期限の日とを記入する。書記が命令を無視しあるいは悪意をもって従わない場合には、監督官が直ちに事情を判事に通知する。原告側が命令を無視すれば、判事は訴えの却下 (non sui) を宣し、被告側が無視すれば、被告側の欠席のまま訴訟審理を進めて、それに対する救済の要求を認めない。このように、かれは訴訟当事者に対して書類提出の期限をきびしく遵守せしめることを提案した。その上、民衆がこれをチェックするために、法廷で全訴訟審理についてノートを取り、それを公刊することを認めるべきであると述べたのであった(§48)。(31)

第二の文書偽造については、かれはインドの最上級の裁判官として県副判事の職を新しく設けることを要求し、この裁判官に文書の登記についても担当することを提案した。この提案によれば、一〇〇ルピー以上の財産に関する遺言や売買、あるいは六カ月を越える金銭貸借などにおいて作成したあらゆる契約文書は、作成後一定の期間内に県副判事の裁判所に登記することを義務づける。県副判事は文書を公開の法廷で調べ、確認すれば文書に署名して、そのコピーを改竄の怖れがないように注意深く保管する。しかも、それには当事者が文書を登記のために提出した日時とそれを返却された日時とを記すというのである。以上のような裁判所における厳格な登記制度によって、かれは文書偽造の弊害を除去しようと考えたのである。

第三の偽証はイギリス側がとくに苦慮した問題である。ヒンドゥー法は宣誓 (sapatna) を知らなかったわけではなく、しかし、イギリス法の宣誓 (oath) のようにキリスト教観念と結びついたものでなかったのはもとよりであるが、宣誓の上でおこなう証言を真実であると推定したわけでもなく、偽証罪 (Perjury) という概念が確立していたわけ

もない。ここに宣誓についてのキリスト教世界とインド世界との觀念の興味ある相違がみられる。しかも、ベンガルの裁判所では、ヒンドゥーに対してはガンジス河の水を入れた壺、またムスリムに対しては『コーラン』、それに手をのせて宣誓せしめたのであったが、この形式は当時のインドの人々を納得せしめたのであろうか。⁽³³⁾ ロイは偽証が多くおこなわれたことを遺憾なこととしており、その原因についてつぎのように述べている。

「偽証が多くおこなわれているのは、一つには、裁判で宣誓がしばしばおこなわれて、かれらが以前に留意していた恐畏の念をかれらからなくしてしまったことと、一つには、判事が外国語でおこなわれるいつわりをしばしば発見することもできず、また判事が一般にはほとんど交際をしていない人々の間の証拠の価値をうまく見分けることもできないこと、一つには、証拠を調べるのは判事自身ではなく、かれのインド人の属吏 (Scribe) であるのがしばしばであって、この属吏の善意がしばしば両訴訟当事者によって事前に買収されるから、かれらが厳密な検査によって虚偽の証拠を發見しないであろうことからおこる。これらの状態のもとで、偽証の慣行は広くおこなわれるようになつて、訴訟当事者が誓った事実が一般に相互に信じがたい、そのためかれらの相反する証拠から真実を確めることがほとんど不可能になつた。そして、偽証の流行はまた文書偽造の慣行を導き、司法をなお一層錯綜混乱せしめる程度にしている。」(87)

以上のように、ロイは、当時ベンガルの司法制度にはさまざまな欠陥があつて弊害がいちじるしかったことについて独自の認識を述べ、若干の点の改革案を提出した。次章以下に述べるところのかれの所論は、実にこの認識の上に立って展開されたものである。次章に入る前に、法廷の言語というもう一つの弊害の問題について述べておこう。

1 ロイは、かれの長男の公金横領事件の裁判を身近に経験したので、刑事裁判について関心を抱いていたことと思われる。だ

が、本節の問題に関するかぎり、かれが刑事裁判について直接触れたところが少ない。イギリス側でも、民事裁判の方が刑事裁判よりも弊害が多いと考えられて、民事裁判にかれらの論議が集中していたのである。それ故、本節では民事裁判の問題について述べることにする。

2 この件数は regular suit and appeal の件数であつて summary suit and appeal の件数を含んでいない。

3 この期間の提訴件数とその変化とは実に興味ある問題を提示しているが、これについてはわたたくしはまだ調べていない。

4 一八二八年の地区・県別提訴件数については P. P., 1831—32, xii, pp. 544f. 掲載の表を参照。cf. Judicial Letter from Bengal, February 22, 1827, *Ibid.*, p. 236, paras. 12—14.

5 処理件数は、判決、審理中における却下と、調整 (adjust) 取り下げの件数の合計である。

6 本稿前節参照。

7 一八二七年二月二十二日、司法制度に関するベンガル政府の手紙のなかで、民事訴訟事件が増加した原因として、裁判所の訴訟審理に対するインド人の信頼の増大、人口の急速な増加、耕地の拡大、土地財産の価額の騰貴、内国貿易と商業の進歩、一般の繁栄の進展を数えあげてゐる。Judicial Letter from Bengal, February 22, 1827, P. P., 1831—32, xii, p. 236, para. 11.

8 これについては第五章第一節において述べる。

9 一八一四年十一月九日、東インド会社理事會は、ベンガル政府に対して、民事裁判のはなはだしい遅延には司法制度に大きな欠陥があることを示しており、しかも法の救済を求める人々のごく一部が裁判所の門を入っているにすぎないと述べて、その解決のために、パンチャヤット、あるいは村長やカーストの長を司法機構の末端として広く用いて、インドの古い制度と慣行を利用することを指示した。だが、ベンガル政府はコンウォーリス総督の原則を守って、この指示を実行に移さなかつた。前述の一八二七年二月二十二日の手紙のなかで、ベンガル政府はインドの古い制度の復活の妥当でないことを説明して、ザミーンダールの圧迫に苦しむ農民が村落のムンシフに訴えても、このムンシフがザミーンダールの勢力下にあつたのでは、農民に救済を与

	Lower Provinces		Upper Provinces	
地方控訴裁判所	1,650	(2.80)	2,356	(6.67)
県 判 事	6,257	(0.12)	20,976	(1.38)
レジスター	1,837	(0.29)	8,967	(3.73)
サドル・アミン	5,350	(0.14)	30,944	(2.80)
ムンシフ	9,714	(0.11)	61,317	(0.57)

1829年初の未決事件数（括弧内の数字はその件数を1828年の処理件数で割ったもの）

をそのことができた。この問題にらわゆるコンヴェーリス制度対マンロー制度に関する問題でも、これらについては、その論文を書く機会があることである。

10 cf. *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 194 & 209.

11 *Ibid.*, p. 236, para. 15. 一八三三年のインド問題特別委員会の証言によれば、この手紙の作成に当たって Holt Mackenzie や W. B. Bayley などは問題の点を述べた。

Ibid., p. 14, para. 125, p. 82, para. 886.

12 dower (mahar) については W. H. Macnaghten, *Principles and Precedents of Moohumudan Law*, Calcutta, 1825, 4th ed., Madras, 1870, p. 59, A. A. A. Fysee, *Cases in the Muhammadan Law of India and Pakistan*, Oxford, 1965, pp. 145ff.,

D. F. Mulla, *Principles of Mahomedan Law*, 17th ed., edited by M. Hidayatullah, Bombay, 1972, pp. 277 ff.

13 cf. F. Pollock and D. F. Mulla, *The Indian Contract Act*, 2nd ed., London, 1909, pp. 1—7.

14 cf. B. H. Baden-Powell, *The Land System of Bengal*, vol. 1, Oxford, 1892, Bk 2, M. N. Gupta, *Land System of Bengal*, Calcutta, 1940, J. H. Harrington, *op. cit.*,

vol. 3, Calcutta, 1817, pp. 327 ff.

15 インド政府は土地の権利に関する法を明確にすることを考慮して、J. H. Harrington をしてその大綱を作成させた。P. P., 1831—32, xi, pp. 117 ff. これらについては、ローアの徴税制度論に関するかぎりを、第八章第三節で述べることにしたのである。

- 16 パンチャヤットについては第六章第二節参照。
- 17 念のために、この期間の各年度末の未決事件数を見てみると、一八二八年には八一、二〇六件であったのが、年々増加して二八年には一四〇、一四四件となった。cf. *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 195, 209, 544f. もとより、未決件数は地区や県によって相違があったが、二九年初では、前図のように Upper Provinces と Lower Provinces よりもけるかに多かった。cf. *Ibid.*, pp. 544f. ロイがいうように、県裁判所の未決件数の多寡は、一つには県の広さと提訴件数、一つには裁判官の勤勉の程度によるものであろう。かれは、フクリー県判事 D. C. Smith がインド官吏に証人の陳述を聴取せしめて、全民事事件を提訴後半年以内に処理したと云つて、勤勉な裁判官の例にあげてゐる (49)。
- 18 Holt Mackenzie's Evidence, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 17, para. 145. 'हॉलマकिनैज़' P. Spear, Holt Mackenzie, forgotten man of Bengal, *Bengal Past and Present*, vol. 86, 1967, pp. 24—37 を参照。
- 19 *Ibid.*, p. 22, para. 196.
- 20 *Ibid.*, p. 246, para. 98.
- 21 *Ibid.*, p. 22, paras. 190—191. cf. *ibid.*, pp. 40ff.
- 22 これは一八三三年条例第八号で明文化された。
- 23 C. Sinha, *op. cit.*, pp. 83ff.
- 24 Regulation XM of 1824.
- 25 Regulation V of 1825. cf. C. Sinha, *op. cit.*, Chap. 4.
- 26 C. Sinha, *op. cit.*, pp. 100, 127f.
- 27 もちろん一八一九年条例第九号では特別控訴の制限を緩和した。
- 28 cf. *Samachar Durpan*, quoted by *Bengal Hurkaru*, December 26, 1831, etc.

- 29 cf. *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, February 27, 1831, etc.
- 30 しかも、判決の多くは、当事者がいなくなったり、財産を使い果してしまつて、執行されなかつたといわれる。Holt Mackenzie's Evidence, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 23, para. 199.
- 31 県副判事の提案によつては、本稿第五章第一節におつて述べる。
- 32 *Judicial Letter from Bengal*, February 22, 1827, *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 274 ff. paras. 257—262. シャースターンとみえる宣誓については、本文でイギリス法との対比の上で過度に述べたが、これは今後の課題ととりあえず、*P. V. Kane, History of Dharmasāstra*, vol. 3, Poona, 1946, pp. 342 ff., 351 ff., 358 ff. 参照。
- 33 ローイはかれの事件の裁判におつて『ウベンニチャード』を手として宣誓した。cf. Chanda and Majumdar, *Official Letters and Documents*. 宣誓の問題は東洋と西洋の法思想史の比較におつて重要な問題であるが、これによつて本格的に論じた論著をわたしは知らない。なお、今日のインド法の問題としては、*Law Commission of India, Twentyeighth Report, The Indian Oath Act, 1873, Delhi, 1965* を参照。

三 法廷の言語

当時のベンガル管区の法廷の言語は、すでに述べたように、旧ナワーブ政府の公用語であるペルシア語であった。ローイによれば、ペルシア語に通じていたイギリス人判事は少なかったし、インド人の訴訟当事者の間でもペルシア語を知っている者はきわめてわずかであったという(89)。東インド会社が徴税と司法とをはじめておこなつた一七七二年、あるいはコンウォーリス総督が司法制度を樹立した一七九三年と比べて、ローイの所論のときには、ベンガルの人々の間でペルシア語の必要度が低くなつて、ペルシア語に通じた者が少なくなつていたことは間違いないであらう。

う。この十九世紀の二十年代と三十年代とは、ベンガルの教育と文化においてペルシア語から英語へと移行する時期であった。二十年前半には、ザミーンダール階級や東インド会社の属吏の子弟の教育では、依然としてペルシア語は重要な履修科目であった。ロイが一八二二年にペルシア語新聞を刊行したのは、(一面では Upper Provinces の人々を読者として考えたのであるが)、ベンガルでもペルシア語をよく読める人々が少なからずいたからである。他方、このとき、カルカッタのヒンドゥー・カレッジをはじめとする学校において、英語教育は熱心におこなわれ、都市で流行をはじめていた。この英語教育が進展するなかで、一八三五年五月、ベンガル政府はインド人の教育に対する財政援助をペルシア語とサンスクリットとの教育から英語教育へと切り替えることを宣言し、⁽¹⁾ ついで三七年には、⁽²⁾ 法廷の言語としてペルシア語を廃止することを定めて、英語採用の端緒を開いた。この政策の転換によって、ベンガルの知識階級の間では、ペルシア語教育が急激に衰え、英語教育が一層促進されることになったのである。この間において法廷の言語は一つの重要な問題であった。しかも、その英語採用は今日に至るまでインドの司法に大きな影響を及ぼしている問題である。⁽³⁾ 法廷の言語の問題は裁判上の問題にとどまるものではないので、ここに節を改めて、これを検討することにしよう。

法廷の言語としてペルシア語を廃止する論は早くから説かれていたが、⁽⁴⁾ これに関する論議が活潑になったのは一八二〇年代末であらう。このとき、ペンティンク総督のベンガル政府はこの問題を検討をはじめ、カルカッタのイギリス人新聞には数多くの論説と投書が掲載されて、その紙面を賑わしたのである。そこでは、支配者のイギリス人も被支配者のインド人も知らないペルシア語を使用している不⁽⁵⁾ 当さが述べられ、ペルシア語への翻訳のむずかしさ、不正確⁽⁵⁾ とわずらわしさ、ペルシア語の使用が文書の偽造、偽証や、不必要な上訴⁽⁶⁾ の流行といった弊悪を助長していること

が指摘されており、イギリス人論者の間では、ペルシア語の廃止という点ではほぼ一致していた。かれらの問題の焦点は、ペルシア語にかわって英語を採用することが可能であるか否かということにあった。かれらは、法廷の言語自体として英語よりもすぐれたものがないことを自認し、英語採用がインドにおけるイギリス文化の導入を促進することになると説いた。だが、ベンガル政府にとって、英語採用は容易に決定できる問題ではなかった。例えば、一八三三年、英語採用に関してベンガル政府から意見を求められた最高民事裁判所の四人の判事のなかで、二人は最高民事裁判所では即時に採用し、県裁判所では漸次採用するという賛成論であるが、一人は部分的に採用する意見であり、残りの一人は反対論であったといわれるように、意見の一致を見ることは困難であった。後年英語教育促進論者として知られるメトカフも、前述の判事たちへの意見聴取の前には、口頭弁論と証人尋問においては地方語でおこなわれるであろうが、イギリス人判事は、少なくとも判決と命令については、かれがもつともよく表現できる自分の言語で自分の手によって書くべきであると述べて、英語の最小限範囲の使用の必要を説いたが、広い範囲で英語を採用することを考えていなかった。概していえば、イギリス側は県裁判所までかれらの言語の採用を強行することを考えることができなかった。それはもっぱらインド人の英語理解にかかわる問題であったからである。

この点、セーランポール教団のベンガリー語新聞『サマチャール・ダルパン』（一八二八年一月二十六日）が、ヒンドゥー・カレッジの試験の記事のあとに、つぎのように述べたことは注目されよう。⁽¹⁰⁾

「これまで、ベンガル人はかれらの書記の仕事を遂行するだけの英語を習うことができると思われていた。しかし、いまやかれらは英語をかれらの母国語のように修得できるということが証明された。それでは、法廷において反対尋問を英語でおこなうのを妨げているのはなんであるか。ベンガルの法廷では訴訟審理はペルシア語でおこ

なわれる。これは判事、弁護士、原告、被告、証人のだれもの言語ではない。もし法廷で外国語を用いるのであれば、われわれは、英語を使うのが望ましいと考える。以前には、ベンガル人が英語を読み、書き、話すことができなかつたので、その採用にはむずかしさがあつた。しかし、それはもはや正しくはない。われわれは、四百人の少年が英語をカルカッタのヒンドゥー・カレッジで学んでいるのを明らかにした。他の学校を勘定に入れば、かれらの数は一千人を下らないであろう。かれらは法廷における反対尋問を英語でおこなうことができるほどによく勉強している。もし英語が法廷で採用されれば、現在の教育制度が非常に役立つことがわかるであろう。この努力をなすのは、ベンガル人のためである。カルカッタ市民は、法廷においてベルシア語をやめて漸次英語がそれにとつてかわることを請願すべきである。これが認可されるならば、ベンガル人は子供たちを熱心に英語で教育して、教育自体を役立つものとするであろう。」

このように、同紙は、インド人の英語教育の進歩を指摘して、インド人に対して、法廷の言語として英語を採用するように請願運動を起すべきことを説いた。ベルシア語の使用は、たしかに、ヒンドゥー・カレッジなどで英語教育を受けた青年が裁判官や弁護士に進出するのを阻げるものであつた。しかも、当時、英語教育はムスリムよりもヒンドゥーの方がはるかに熱心であつた。⁽¹¹⁾これに反して、明確な数字はわからないが、裁判官と弁護士にはムスリムの方がヒンドゥーより多かつたように思われる。一八三二年、新設のプリンシパル・サドル・アミン職にはじめて二十三人が任用されたとき、そのうち、ムスリムが十五人であつたのに対して、ヒンドゥーはわずかに三人にすぎず、そのほかはアングロ・インディアンが三人とヨーロッパ人が二人であつた。当時の新聞は、ムスリムが多く任用された理由として、法廷の言語がベルシア語であることをあげた。⁽¹²⁾このような事情から、諸新聞は、英語を採用する

ことよつて、ヒンドゥーやアングロ・インディアンにも、とりわけヒンドゥー・カレヅジなどの英語教育を受けた学生にも、裁判官の職を与えるべきであると論じたのである。⁽¹³⁾

法廷におけるベルシア語の使用が一大弊害であると考えていたロイは、英語の漸進的採用論者であった。かれは、英語の採用がインド人にとってははばらくの間ベルシア語と同じく不利であることを予想したが、それが英語の勉強を促進して、究極にはインドに利益を与えることになるうと説いた⁽¹⁰⁾。かれも、他の論者と同様に、この問題については英語採用によつてインドの利益が促進するという視点から考えていたのであった。

これらの英語採用論に対して、ベンガリー語、ウルドゥー語や、ヒンディー語といったインドの言語（地方語）の採用を積極的に主張したのは、わたくしのみたかぎりでは、イギリス人論者のなかには少なかった。『インディア・ガゼット』紙（一八三二年二月三日）の論説はその少数の一つであつて、どこの国民でも、その改善のために成功裡に採用できる唯一の言語は地方語（vernacular language）であつて、少数の外国人の言語を採用して強制することはできないという論旨であつた。しかし、この論に対してはイギリス人の間に反響がおこらなかった。

この問題についてのカルカッタ知識階級の意見は遺憾ながらよく知られていないが、かれらの間でベンガリー語採用を熱心に主張したのは、ブラサンナクマール・タゴールの『レフォーマー』紙であつた。同紙は、創刊直後の一八三二年二月、刑事裁判の改革に関する注目すべき論説を発表して、インド人の陪審を設け、それにともなつて、ベルシア語にかわつてインドの地方語を採用し、イスラム刑法を廃止してイギリス法を採用すべきことを論じた。⁽¹⁴⁾ そのうち、地方語採用論については、十六世紀ヨーロッパの宗教改革においてラテン語にかわつてそれぞれの国の言語を使用したのと同じことをここでもおこなうべきであり、それによつて、ベルシア語を知らない人々のなかから陪審員

を集めることができるし、訴訟当事者が弁論のことはを理解し、弁護士を容易に買収できるといったような司法の弊悪を多く防ぐことができる」と述べた。同紙はその後も繰り返し返して地方語採用を論じた。そのなかには、ペルシア語はかれらにとってはイギリス人のラテン語と同じ地位にあるものであって、ペルシア語を知っている者がいるからといって、ペルシア語の使用を継続する必要がなく、イギリス人がラテン語にかわって英語を使用したことよって得たところの利益をインド人も享有すべきことを説いた。⁽¹⁵⁾そして、英語採用については、それがきわめて不可能であるといつて、少数のイギリス人判事にインドの言語を教える方がインド国民に判事のことを教えるよりもはるかに容易であると論じた。⁽¹⁶⁾一八三三年には、「われわれの意見は、地方語がもっとも一般的に理解されているので、あらゆる言語よりも当然にまなっているということである。もしそれが認められないのならば、われわれは、英語がペルシア語の地位にとつてかわることを望んでいる。かくも長い間隠蔽されて、いまや人々の目にさらされた法廷の濫用に対して、ペルシア語は隠れ屋を与えているのである」と述べ、⁽¹⁷⁾最高民事裁判所では英語、⁽¹⁸⁾県裁判所については、Lower Provinces ではベンガリー語、Upper Provinces ではウルドゥー語を使用することを提案した。⁽¹⁸⁾この提案は、前述の最高民事裁判所の二人の判事と同意見であり、一八三九年からは、このとおりに、最高民事裁判所には英語、県裁判所には地方語が採用されることになったのである。

1 cf. P. Spear, Beninck and education, *Cambridge Historical Journal*, vol. 4, 1938, pp. 87ff., K. A. Ballhatchet, The Home Government and Beninck's educational policy, *Ibid.*, vol. 10, 1951, pp. 226ff., G. Seed, Lord William Beninck and reform of education, *JRAS*, 1952, pp. 1ff., A. F. Salahuddin Ahmed, *Social Ideas and Social Change*

in Bengal, 1818—1835, Leiden 1965, Chap. 6.

- 2 Act XXIX of 1837. cf. D. P. Sinha, *Some Aspects of British Social and Administrative Policy in India during the Administration of Lord Auckland*, Calcutta, 1969, pp. 294ff., A. C. Patra, *The Administration of Justice under the East Indian Company in Bengal, Bihar and Orissa*, Bombay, 1962, pp. 192f.
- 3 cf. Law Commission of India, *Fourteenth Report (Reform of Judicial System)*, Delhi, 1958, pp. 647ff.
- 4 Charles Grant, Observations on the State of Society among the Asiatic Subjects of Great Britain, particularly with respect to Morals, and on the Means of Improving it, written chiefly in the Year 1792, *P. P.*, 1813, xi, p. 78.
- 5 この点、ローヤが枢密院への上訴の不便を述べた際に指摘したように、
- 6 『サマチャーヌ・ダルムン』は「事件の審理がペルシヤ語でかわってインガリー語でなこなわれれば、上訴は現在の半分にならぬであろう」と、*Samachar Durpan*, quoted by *Bengal Hurkaru*, December 26, 1831.
- 7 *Bengal Hurkaru*, July 2, 1833. 英語採用を賛成した二人は Alexander Ross と R. H. Rattray である。
- 8 J. W. Kaye, *Selections from the Papers of Lord Metcalfe*, London, 1855, pp. 292f.
- 9 本稿序章一注18で引用した文献を参照。
- 10 *Samachar Durpan*, January 26, 1828, translated in N. K. Bose, *Modern India*, Calcutta, 1961, p. 58, R. C. Majumdar, *Glimpses of Bengal in the Nineteenth Century*, Calcutta, 1960, p. 48. なお、セマンティール教授は「一八二一年、つまり早へ法廷の言語の重要性を訴えて、ペルシヤ語の使用に対してはけしん攻撃を浴せた論文を発表した。On the use of a foreign language in the Indian courts of judicature, *The Friend of India*, Quarterly Series, vol. 1, No. 3, 1821, quoted by *Calcutta Journal*, November 11, 1821. この論文はこの問題を司法上の問題としてではなく、化政策の問題として取扱っており、インドの地方語の発達に関心を寄せながらも、開明的なイギリスの政府が英語を採用すべきことを説き、それ

よってイギリス文化の恩恵がインドに広まることを期待したのであった。ここに引用した文章も同じ視点から書かれているとみ
てよいのである。それについて「一八二六年」On the introduction of English language instead of the Persian as the
judicial language throughout the British dominions in India, (*Ibid.*, vol. 4, No. 13) という論文を発表した。これは閱
覧の機会がないが、題名からみると、英語採用を説いたものであらう。

11 cf. A. F. S. Ahmed, *op. cit.* Chap. 6.

12 *Selections from Calcutta Gazette*, p. 729. *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, March 13, 1832. なお『ハンキ
マー』紙は、これについて「若干のムスリムの任用を宗教的偏見から反対するのではなく、かれらが腐敗と汚職の責に問われ
た者である」といって非難した。

13 cf. *India Gazette*, January 6, 1832. *John Bull*, quoted by *India Gazette*, February 17, 1832, *Samachar Durpan*,
quoted by *India Gazette*, March 23, 1832.

14 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, February 24, 1831.

15 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, October 4, 1831.

16 *Reformer*, quoted by *India Gazette*, November 22, 1831.

17 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, June 7, 1833. 当時「なせカルカッタの知識階級が法廷の言語としてベンガリー
語の採用を強く主張しなかったのであらうか。それは、一つには、ベンガリー語の散文がまだ十分に発達していなかったし、法
律術語がととのえられていなかったことによると思われるが、この問題はわたくしの現在の能力の範囲のものではない。

18 *Reformer*, July 7, 1833.

第四章 イギリス人判事

ベンガルの司法制度の要ともいふべき地位を占めたのは、県判事¹ マジストレートであつて、県判事は県の民事・刑事司法の全責任を負つてゐた。ローイがイギリス人判事について批判したとき、批判的は県判事に向けられたのであるから、ここでは主として県判事を問題の対象として考察することに⁽¹⁾する。

ローイのイギリス人判事に対する批判はきびしかった。その批判点は、主として、(1)判事がかれの管轄地域のインド人の言語も生活慣習もよく知らず、また、(2)裁判において適用すべき法をよく知らないということであつた。この二点は繰り返し述べられているが、つぎにそのなかのいくつかを紹介しておこう。

イギリス人判事とインド人訴訟当事者との間には共通の言葉がないし、生活慣習が大きくちがつていて、相互のコミュニケーションは非常に限られている。その結果、判事は法の救済を求める人々の苦情が真にどのようなものであるかについても、また法廷に提出される証拠の本当の性格と有効性についても、十分な知識を得ることがきわめてむづかしい。(§7)

「どの一人の判事にとつても、もつとも有能でよき意図をもつた判事でさえも、外国語で処理されるかれらの仕事の量があまりにも多いので、判事は仕事の遅れを取り戻すことがほとんど望めない事件のファイルを目の前にして落胆することであろう。したがつて、判事はかれのインド官吏に仕事の大部分を移すようにさせられるのであらう。」(§4)

イギリス人判事は法の救済を求めてくる人々に適用すべき法に通じていないし、裁判所に提出される答弁書 (answer)、第二答弁書 (reply) などの訴訟書類、証言や、証拠文書は、いずれもかれらにとっては外国語である言語が使用されるのであるから、かれらはインド人法務官の解釈に大いに依存するか、あるいはかれ自身の推量や憶測に依存せざるを得ないのである。(§5)

さらに、かれはイギリス人判事に対してもう一つの批判を浴せている。それは若干の昇判事の出廷が非常に不規則であるということである。ローイは、この悪弊に対して、弁護士にはなんら制止する力がなく、その上、弁護士が不満の意を示すことも敢えてしてないと嘆じ、同時に新聞を通じて民衆がチェックする方法がないことを遺憾とした。(§48)。

このように、ローイはイギリス人判事の欠陥を端的に指摘した。これは支配者たるイギリス人判事にとって避けることができない問題であり、植民地ベンガルにおけるイギリスの裁判はかかる欠陥の上におこなわれたのであった。それにしても、ベンガルにおける裁判はかれらには非常にむずかしい点があった。かれらの裁判所では、証人はベンガリー語やヒンディー語というそれぞれ自分の言語で陳述し、証拠として提出される文書はペルシア語やその他の言語で書かれたし、判決や訴訟審理にはペルシア語が使われたので、イギリス人判事は一つの外国語ではなく二つ以上の外国語を高度に理解できることが要求された。それと関連して、さまざまな宗教とカーストの集団に分れて、それぞれの集団が独自の生活慣習、道徳や法をもっているインドの事情をつぶさに知っていなければならなかった。その上、かれらは裁判において適用すべき法を知らないと批判されている。当時のベンガルでは、ヒンドゥー法、イスラーム法、ベンガル政府の条例といった多様な法が存在したのであり、しかも、それらの法は複雑をきわめていたし、不

明確な点が少くなかった。このため、ロイは、裁判官が容易に手引きとすることができると適切な法典がないことを大きな欠陥として数えており (§3)、刑事法および民事法の法典編纂の必要を説いたのである。このインドの法典編纂は、とくにベンサムの影響を受けたイギリス人の間で強く叫ばれていた問題であって、この点については第七章で論ずることにする。

しかしながら、ロイは、多くのイギリス人判事が有能であり、かつ誠実であって、真摯に公平に裁判しようとしていることを認めた。さらに、法の上で微妙で複雑な点を含んでいない事件では、インド人の法務官の手を借りることなく正しい判決をすることができるほど、インドの言語の知識と判断力とをもっている者が、少数ではあるが、存在することを認めたのである (§5)。とりわけ、最高民事裁判所と地方控訴裁判所との判事は有能であって、最高民事裁判所判事については、政府は、「判事の選任にあたって、その能力と誠実さについて非常に注意しており、判事たちはかれらが主宰する裁判所に存在するかも知れない欠陥を除く十分な能力をもっている」と述べ (§42)、また、地方控訴裁判所判事については、「多くの経験をもった長年滞在している判事によって主宰されているので、一般に一層大きな恒常性をもっておこなわれている」といっている (§40)。だが、「巡回判事には十分な資格がある者がいるけれども、言語、感情、および思考と行動の習慣がかれら自身のものとは全くちがう人々の間の証拠上のむずかしい問題について、ヨーロッパ人判事が決定する能力を一般にもついているとは期待できない」と、かれは述べているのである (§57)。

ロイは、このように、有能な者であっても、イギリス人判事はインド人官吏に大きく依存せざるをえないと見ていた。ベンガルの気候はかれらにとって非常に蒸し暑いことであつたであらう。この悪い環境のもとにおいてかれら

が果すべき職務はあまりにも多かつた。その上、かれらはインドの諸言語、生活慣習や法を十分に知らなかつたので、インド人官吏の助けがなくては、裁判をおこなうことは不可能であつたであらう。このインド人官吏には法務官ばかりでなく事務官も含まれる。前述のように、かれは、インド人事務官が法廷においてイギリス人判事を輔佐し、証人の陳述の聴取や訴訟書類の要約の作成のごとき仕事にもあたつたと記している。⁽³⁾そして、インド人の裁判官、法務官と、事務官は正当な責任を与えられなかつたし、その給与も低かつたのであり、とりわけ事務官の給与はいちじるしく悪かつた。

これに対して、イギリス人裁判官は非常に高額な給与が与えられた。月額でいえば、県判事は二、〇〇〇ルピー、地方控訴裁判所判事が三、二〇〇ルピー、最高民事裁判所判事が四、六〇〇ルピーであつて、インド官吏とは雲泥の差があつた。この高給については、『ジュリスト』誌（一八三三年七月）は、イングランドの判事と比較して、つぎのよう⁽⁴⁾に述べている。すなわち、一八二六―二七年には、ベンガル管区では一七六人のイギリス人裁判官がおり、年間の給与総額は三七八、二二六ポンドである。一人当りの平均は二、一四九ポンド（二二、四九〇ルピー）である。この平均は十八歳や十九歳の者を含んでいる額である。イングランドでは、裁判官となるのには、インズ・オブ・コートで⁽⁵⁾高額⁽⁵⁾の費用を支払つて勉強し、いくら早くとも四十歳を越えなければ王座部法院（King's Bench）判事とはなれない。それに対して、インドの判事は、教育については一切東インド会社の費用でまかなわれて、三十歳で県判事の地位に就き、イングランドではやつと判事となる年には、すでに二十二年間勤務して、退職後一、〇〇〇ポンドの年金を貰うのである。

ところで、ロイイが指摘したイギリス人判事の欠点は、かれらの教育に関する問題であらう。東インド会社の

高等文官 (covenanted civil service) の教育は、イギリス本国のヘイリバリ・カレッジでおこなわれた。そこには十六歳ほどのイギリス人青年が入学し、修学期間は二年であり、一般教育とインドに関する教育を受けた。同校の法律学教授ウィリアム・エンプソン (William Empson) が、一八三二年六月、インド問題特別委員会で証言したところによれば、⁽⁶⁾ 法学の授業は総計でわずか九十日であつて、法学の原理と法律の初歩を教えたにすぎない。つまり、法と道徳の問題から始まって、民法法、刑事法、訴訟法の概論について講義し、ベンガル政府の条例とヒンドゥー法・イスラム法にも触れたのであるが、十六歳や十七歳の無知識な青年を対象としていわゆる嚴格法 (strict law) を漸次教えるために、ブラックストンなどの本をテキストを適宜に用いたという。かかる教育を終えて、かれらはインドの管区都市に派遣された。カルカタでは、フォート・ウィリアム・カレッジがかれらの養成機関として存在したが、ここでは、かれらは主としてインドの諸言語を習い、同時に前述の条例と法とを教わつた。司法部門の職に進む者は法律に関して特別な訓練を受けたわけではなく、ただ法律の課目を余計に履修し、ベルシア語とサンスクリットとを勉強したにすぎない。しかも、一八二〇年代にはこの教育活動は語学に限られていたといわれる。以上述べたことによつて知られるように、かれらは正規の法学教育を受けた者でもなく、法律家として養成された者でもない。⁽⁷⁾ 植民地インド統治にたずさわる官吏として養成されたのである。ここにイギリス人判事の性格をみる事ができよう。

さらに、学校教育履修後の司法職官吏の進路について書き加えておこう。ベンガル政府は若い官吏の実地教育を重視して⁽⁸⁾ おり、司法職に進む者の多くは県裁判所に派遣されて、レジスターの職に就いた。かれらが県判事に昇進するには、レジスターやその他の職を約十年間勤務した後であるといわれている。⁽⁹⁾ つまり、三十歳ほどで県の司法の責任者となるわけである。それより上級の裁判所の判事の職には、経験年数と能力とを考慮して選抜したのであり、経験

年数についていえば、地方控訴裁判所判事は三年以上の県判事の経歴、あるいは六年以上司法部門の職の経歴のある者から選任され、最高民事裁判所判事は三年以上の地方控訴裁判所判事の経歴、あるいは九年以上の司法部門の経歴のある者から選任されることが定められていた。⁽¹⁰⁾ ロイーがいうように、一八二八年以前には、徴税部門に任用された若い官吏は引続き同部門に勤務して昇進し、司法部門でも同じであるのが原則とされていたけれども^(§46)、司法職は身分上その他の職と特別に区別された職ではなく、そこに裁判官としての身分保障があったわけではない。⁽¹¹⁾

以上のことのなかで、当時イギリス側で論議されていたのは、東インド会社がイギリス人の若い官吏をインドに派遣することの是非の問題である。⁽¹²⁾ この点については、ロイーは、二十四歳未満、少くとも二十二歳未満の者の派遣をやめるべきことを要求した。かれは、年少のイギリス人が教育を十分に受けず、また考えが定まらないうちに、植民地インドに派遣されて、直ちにインド社会で第一級の地位を占めるため、その金銭的・肉欲的欲望から陥ち入る弊害を指摘し、それと同時に、かれらの無思慮な振舞や属吏の恣意的な任命、およびかれらの地位を利用して私利を貪る取り巻きの存在という例をあげて、⁽¹³⁾ 政府にとってもまた国民にとっても、年少の官吏が重大な弊害となっていることを訴えたのである^(§71 & 72)。

この所論のなかで注意されるのは、インドの言語の修得に関するかれの意見である。言語の修得には年少の者ほどよいということから、年少の官吏の派遣を是認する論を拒けて、二十五歳から三十五歳までの間にインドに来るキリスト教宣教師が二、三年のうちにインドのことばで自由に布教していることを例にあげて、人々と自由に交際することによって年長者も容易に修得できると述べている。それに続いて、重要なことには、かれが改革を提案したところの、インド人の陪審員、参審員、その他の人々の助けによって、また法廷の言語をペルシア語から英語に漸次切り替

えることによつて、イギリス人判事がインドの言語の精細な知識をもつ必要はなくなるであらうと述べたことである。かれの陪審員と参審員の提案については次章以下に述べることにするが、ここにおいては、かれは、イギリス人判事がインドの言語を完全に理解することを期待するよりも、むしろ、陪審制と参審制という形で、インド人がイギリス人判事の裁判に参加することによつて、ここにかれが指摘した欠点から生まれた弊害を是正しようとしたのである。

そして、ロイがインドの裁判官となるイギリス人に対してもっとも強く要求したのは、イギリス法の学習であり、かれは、かれらに対して、イギリス法の十分な知識を修得したというイギリス法の教授の証明書を得なくてはならないことを提言した。その理由として、かれはつぎのように述べている。すなわち、イギリス人判事はイギリス法を適用して裁判するわけではないが、「それについて精通していることは、法律の研究と司法の職務とについて能力を有しているという証拠となるのである。一つの法律制度で発達した法律学 (Jurisprudence) の諸原理の知識によつて、かれは他のどの制度をも容易に修得できることであらう。」「これは非常に重要なことであるので、どの政府も、法律家として養成された者ではない者が司法の職務をおこなうことを認めることによつて、この規則を破る権能をもつていないはずである。」⁽⁷²⁾ かれがブラックストンの書を引用して自説を補強したところは、実にこのイギリス人裁判官の法学教育に関する論である。インドの法を知らないばかりでなく、正規の法学教育を受けず法の原理を知らないというかれの批判は、イギリス人判事に対するもっともきびしい批判であった。それと同時に、この所論においては、イギリス人判事に対するかれの理念が一層明瞭に表現されているように思われる。すなわち、かれがイギリス人判事に強く求めたものは、イギリス法の修得であり、それは、前に引用したかれのことはを再び引用すれば、「法と正義の原理」⁽⁷⁴⁾の具現である。これは当時のインド人が容易に修得できないものであり、しかもインドの裁判所において

もっとも必要なものと考えていたのであろう。

1 県判事のもとにはレジスターが置かれ、そのほかに、イギリス人裁判官職としては、Additional District Judge, Assistant Magistrate, Additional Register が置かれたことがあつた。だが、ローイはとくにこれらの職名をあげて論ずることはなかつた。かれがたんにヨーロッパ人判事というときには、これらの裁判官が含まれていたと思われる。

2 ローイは、インドの諸言語や条例によく通じていない者や、ヨーロッパ人にとっては蒸し暑い気候のもとで一層退屈に感じられるところの、仕事の疲労や束縛に遭うことを好まない者は、インド官吏に非常に多く依存せざるを得ないであろうと述べている(29)。

3 本稿第三章第二節参照。

4 *Jurist*, July 1832, p. 170.

5 なお、王座部法廷判事の年俸は六、〇〇〇ポンドであつて、退職後の年金は一、五〇〇ポンドであつた。

6 *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 128—136.

7 cf. Holt Mackenzie's Evidence, *Ibid.*, pp. 20f. paras. 175—182. なお、イギリス人裁判官の教育については、インド人裁判官の教育と並べ、一八四二年のインド法律委員会の報告のなかで論じられている。Indian Law Commission, *Report on the Judicial System of India*, July 2, 1842, pp. 24—31, 34—40.

8 *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 20f.

9 C. Sinha, *op. cit.*, pp. 55f.

10 Regulation XXV of 1814.

11 イギリスの裁判官については、内田力蔵「イギリスにおける裁判官の身分保障について」、社会科学硏究、一八一五、一九六七年、参照。

12 P. P., 1831—32, xii, p. xvii. なお、イギリス人の官吏の教育については、N. C. Roy, *The Civil Service in India*, Calcutta, 1958, Chap. 2 を参照。

13 ここでは、ロイは、かれらが返済の望みのないほどの額の金を借りることをとくに注意しているが、別のところでは、それが以前ほどではなくなったと述べている (§21)。

14 ロイの要求とは反対に、ベンガル政府はイギリス人裁判官にとってはインド人の習俗を知っていることが大事であると考えた。

第五章 インド人の裁判官、法務官、および弁護士

一 裁判官

ロイが司法制度に関する改革案において目ざしたことは、この制度のさまざまな弊害を除去することと、司法におけるインド人の権限を伸張することとであり、かれは後者を通じて前者を実現しようとしたのであった。後者のなかでは、(1) サドル・アミンの裁判所を増設して、裁判所を人々の近付きやすいものとし、その上、各県裁判所に二人のインド人の県副判事を置いて、サドル・アミンを監督せしめること(本章第一節)、(2) 巡回裁判においてイギリス人判事と一緒に審理する参審員を三名として、陪審の役割を果さしめること(本章第二節)、および(3) 県判事「マジストレート」の裁判所に新たにインド人の陪審を設けること(次章)の三点は、かれの改革案の主要なものであったといえよう。そこで、本章は、インド人の権限の拡大という点に焦点をおいて、インド人の裁判官、法務官、および弁

条 例	ムンシフ ⁽¹⁾	サドル・アミン	レジスター	県 判 事
1793年第40号	50	—	200	無 制 限
1803年第49号		新設 100	500	
1808年第13号				5,000
1814年第23号	64	150	500以上 ⁽³⁾	
1817年第19号				10,000 ⁽²⁾
1821年第 2 号	150 ⁽³⁾	500		
1827年第 4 号		1,000 ⁽³⁾		

民事事件第 1 審に関する各級裁判官の管轄権限の変化

数字は各級裁判官が裁判する権限を与えられた事件の最高繫争額を示す。単位はルピー。空欄はその前と変化がなかったことを示す。

- (1) ムンシフは動産に関する事件だけを担当する。
- (2) 5,000～10,000ルピーの事件は、地方控訴裁判所あるいは県判事の裁判所のどちらにも提訴できる。
- (3) 表記の額までの事件を裁判できる者は、県判事が推薦して承認を得た者に限る。

護士の問題について順次検討することにしよう。

はじめに、インド人裁判官の民事裁判管轄の権限の拡大について表記しておこう。⁽¹⁾ 一七九三年にコンウォーリス総督が樹立した司法制度は、インド人の司法の資質に対する不信任の上に立脚したものであって、インド人のムンシフは五〇ルピー以下の動産に関する訴訟事件を裁判することを認められただけであるが、それから三十五年後、ベンティンク総督が赴任したときには、ムンシフの権限は、依然として動産に関する事件に限られていたが、一五〇ルピーまでの事件に拡大し、その上級の裁判官のサドル・アミンは、五〇〇ルピー以下の事件、とくに県判事が推薦して承認を得た者は一、〇〇〇ルピー以下の事件を裁判する権限が与えられていた。これはコンウォーリス総督の制限の枠を大きく破るものであった。この管轄の権限の拡大にともなって、インド人裁判官が処理した事件数ははしだいに増加し、

とりわけ一八二〇年代に入ると、その増加はいちじるしくなつて、インド人裁判官が第一審の事件の大部分を処理するまでに至つていた。⁽²⁾

刑事事件については、コンウォーリス総督はムルンダーボードのナワーブの刑事裁判の弊害をみて、インド人に対して不信感を抱いたので、一七九三年の刑事裁判所の設置にあつて、インド人には裁判の権限を与えなかつた。⁽³⁾この方針はその後長年にわたつて維持されたが、一八二一年、マジストレートの過重な職務を軽減して刑事事件を迅速に処理するために、マジストレートの監督のもとに、インド人法務官とサドル・アミンとに対して軽微な事件をおこなわせざるをえなくなつた。⁽⁴⁾その後かれらの処理件数は急速に増加して、二四年には三、五七一件、二五年には三、八七二件、二六年には四、二七〇件となつた。⁽⁵⁾

このインド人裁判官についてローイが非常に不満に思つたことは、かれらが県判事の完全な監督のもとに置かれて、その職務の責任を県判事に対してのみ負い、政府に対してもまた国民に対しても直接に負つていないことであつた。これはかれが繰り返し述べた点である。⁽⁷⁾これに対して、かれは、インド人裁判官の多くが十分な資格と能力をもつてゐると信頼して、「その選任にあつて適切な注意を払うことができるならば、すべての地位にはよい資格をもつた者によつて満たすことができるであらう」といふて、かれらに対して責任のある一層高い地位を与えることを要求した⁽⁸⁾。しかし、かれの要求は穩健なものであつた。かれはインド人が就くべき特定の裁判官職の名をあげることなく、インド人が職務を有能に果したことが認められたならば、それよりも高い責任のある地位に任じるといふ漸進的な要求をおこなつたのである⁽⁹⁾。

ここで注意すべきことは、県收税官の職とちがつて、インド人がイギリス人にかわつて県判事となることを、かれ

が要求しなかったことである。というのは、かれは、徴税制度に関する補足説明書において、県収税官の職務を細かく列挙し、それらの職務についてインド人がすでに十分な知識と能力とをもっていることを主張して、インド人が県収税官の職を占めることを要求した。そして、「現在の制度のもとでは、信用と不信用とはこの部局のヨーロッパ人の長に帰せられているが、他方、仕事の実際の処理者であるインド人は全く見落されて無視されている。その結果、かれらの多くが自分の一時的な関心事の他のなにごとにも全く無頓着にさせられている。」かれはこのような責任のある地位が与えられないインド人の陥ち入る弊害を述べ、それにかわって、インド人が県収税官となることによって、かれらが職務に精勵し資質を向上させて、政府に愛着をもつようになるであろうと説いたのである。⁽⁸⁾ 他方、イギリス人県判事に対しては、前章に述べたように、管轄地域のインド人の言語も慣習もよく知らないし、裁判において適用すべき法をもよく知らないときびしい批判を浴せて、インド人の司法官吏の助けがなければ、かれらはよく裁判できないといったのであるが、インド人が県判事の職を占めることを主張しなかった。もとよりかれはこの徴税職と司法職とに対するインド人化の要求のちがいを十分に意識していた⁽⁹⁾ (§78)。それでは、県判事の職に対しては、なにがインド人に欠けていたとかれは考えたのであろうか。

かれは、イギリス人判事に対してインド人の言語と生活慣習を知らないと批判したが、同時に、「インド人は長い間従属と冷淡な処遇の状態に慣れてしまつて、その結果、ヨーロッパ人と一緒になければ、他の人々から尊敬を集める力をもっていない」といつて、当時のインド人の弱点を卒直に指摘した。そこから、「唯一の存在する救済策は、インド人の知識・経験とヨーロッパ人の威信・堅固心とを結びつけることである」と、裁判官に関する当面の一つの原則というべきものを示した (§30)。このようにインド人がこの威信と堅固心とを欠いているというのが、かれが県判

事のインド人化を要求しなかった大きな理由であったと見てよいであろう。そして、この原則はかれの陪審論においてもっともよく具体的に展開されたのであり、それについては本章次節と次章とにおいて考察することにしよう。

ここに威信 (dignity) と堅固心 (firmness) とを裁判官の具備すべき資格としてあげたことは、かれが裁判官をよく見ていたことを示すものであろう。当時、イギリス人判事の威信と堅固心とがどのようにして生まれ、それがどのように保持されたかという問題については、かれはなにも述べていない。反対に、かれは、インド人、とりわけヒンドゥーが長い間異民族支配のもとにおかれて、威信と堅固心をもつことができなかったと考えていた。この認識はかれのイギリス支配論と直接に結びついていた問題である。⁽¹⁰⁾

つぎに、インド人裁判官に関するローイの具体的改革案を検討しよう。前に述べたように、かれはインド国民のすべての生命と財産の安全を保障して、法の救済を各家の門戸にまで及ぼすことが、インドを支配したイギリスの義務と考えていた。それに反して、ベンガルの裁判所の数が少なく、しかもそこにはさまざまな欠陥があったので、農民たち貧困な階級はザミーンダールや官吏などの権利侵害や圧迫を蒙ったときに、裁判所に法の救済を容易に求めることができないう現状を非難した。⁽¹¹⁾そこで、かれがこの欠陥を是正するために提案したのは、サドル・アミーンの裁判所の増設である。すなわち、サドル・アミーンを県判事の駐在地だけではなく、県内の数カ所に適当な距離をおいておき、現行の制度とちがって、かれら自身が訴訟を受理してそれを裁判できることを要求した。この裁判所の増設と一層独立した責任のある裁判管轄の権限とによって、訴訟人は法の救済を求めるのに家から遠く離れたところまで行く必要がなくなるであろうと説いている。さらに、サドル・アミーンの上級の裁判官として県副判事 (assistant judge) というインド人裁判官職を新設して、各県に二人を任じ、そのうち一人を県判事の駐在地に、他の一人をそれ以外の

適当なところにおいて、サドル・アミーンを監督することを提案した。「かくして、現行の制度と同じように完全にサドル・アミーンをチェックできるし、また、各県裁判所と市裁判所とで五〇〇ルピー以下の事件がきわめて多数であるから、各県の住民の大多数の門戸にまで正義がもたらされるであろう」と、かれは述べている(§30)。

ここでは、かれは各郡に設けられていたムンシフの裁判所について触れていない。ムンシフの裁判所はコンウォーリス総督によって主として政府に地税を納めるザミーンダール階層のために設けられ、農民が滞納した地代を取り立てることを容易にするようにはかられたものであって、ムンシフの職にはザミーンダール階層の者が任じられ、ザミーンダールに対する訴訟は受理されなかつた。⁽¹³⁾ロイの所論のときには、このような状態は改められたけれども、ムンシフが管轄する範囲は一五〇ルピー以下の動産に関する事件に限られていた。その上、かれらの法律知識は乏しく、裁判官としての能力と資格は低く、腐敗と汚職があつて、⁽¹⁴⁾一般の評価は低いものであつた。ロイがムンシフを問題としなかつたのは、このような事情によるのであろう。

県副判事については、かれはサドル・アミーンの判決に対する控訴審を担当させるといつているだけであつて、かれ自身の第一審についても、またムンシフの判決に対する控訴審についても述べていないが、これは、一八三一年に新設されたところの、インド人が就任できる最高の裁判官職プリンシパル・サドル・アミーンに比べうるものである。かれがサドル・アミーンの控訴審をとくに述べたのは、七件につき一件あつたといわれるこの控訴を重視したためであらうか。この控訴審には参審制を採用することを提案し、参審官は県の法務官と同じく月給二〇〇ルピー給するといふから、県法務官と同等に法律に通じた者を考えていたのであろう。そして、県副判事と参審官とが意見が一致した場合には、その判決が最終的なものであり、両者の意見が相違した場合にのみ、県判事に特別控訴することが

できるといふ。かれは、参審制と陪審制の一つの役割として、当時顯著であつた上訴の弊害を除去することを考へており、陪審員または参審員と裁判官との意見が一致した場合には、その判決が最終的なものとして、上訴を認めないことを主張したのである。

県副判事に対しては、かれはインド人の上級裁判官として多くのことを期待した。第一には、県副判事が登記の職務を担当して、文書作成から一定期間内に県副判事のもとに登記させ、これによつて広くおこなわれている文書偽造を阻止しようとした。これについては第三章第二節で述べた。第二に、県副判事は警察について権限をもたないが、警官の権限濫用についての起訴状を受理して、書類をマジストレートに廻わして審理せしめることを提案した。これは、貧しい農民が警官の圧迫を受けても、県に一カ所存在するにすぎないマジストレートのところまで行けずに、法の救済に絶望しているという現実の認識から生まれたものである。

1 ここに一九三三—一八二七年間のインド人裁判官の管轄の拡大について簡単に述べておこう。

一七九三年、コンウォーリス総督は、イギリス人の県判事に県の司法の全責任を与え、インド人としてはムンシフという職を設けて、ライヤット（農民）たちに対する動産に関する五〇ルピー以下の繫争額の事件を裁判する権限を与えたにすぎなかつた（条例第二号）。ムンシフに任じられた者はザミーンダール階層の者であつて、その法廷は主としてザミールダール階層の地代取り立てを容易にするために設けられたものであつた。

一八〇三年になつて、新たにインド人の裁判官としてサドル・アーミンが各県の裁判所に一人置かれて、一〇〇ルピー以下の動産と不動産の事件を裁判することになった（条例第四十九号）。ついで一八〇五年、県裁判所の法務官のパンディットとマウルヴィーとが法律知識をもち有能にして誠実であるところから、かれらをサドル・アーミンの職を兼ねさせ、各県のサドル・アーミンの人数を二人以上とし、政府は必要に応じて増減できるようにした（条例第十五号）。かくして、パンディットとマウルヴ

イの主要な職務はしだいに法務官から裁判官に移行することになり、サドル・アミンで法務官を兼ねない者は Additional Sadr Amin とよばれた。

一八一四年、ミント総督はインド人裁判官の管轄の権限を拡大して、サドル・アミンについては一五〇ルピー、ムンシフについては六五ルピーまでに拡大し、とくにムンシフについて再編成をおこない、各部 (thana) を単位として再配置し、その職にはそれまでのザミンダール階層にかわって、主としてカーズィーなどの信頼できる資格をもつ者を任じ、農民に対する事件ばかりでなくザミンダール階層に対する事件をも裁判させることになった (条例第二十三号)。

二一年には、県判事の駐在地だけに置かれていたサドル・アミンは、それ以外のレジスターの駐在地にも置かれることになり、管轄の権限は、サドル・アミンについては五〇〇ルピー、ムンシフについては一五〇ルピーまでに拡大された (条例第二号)。一八二七年には、県判事が推薦して承認を得た者に限って、サドル・アミンについては一、〇〇〇ルピーまでの事件を裁判することが認められた (条例第四号)。

2 本稿第二章第二節参照。

3 A. Aspinall, *Cornwallis in Bengal*, pp. 41ff., N. Majumdar, *Justice and Police in Bengal, 1765—1793, A Study of the Nizamats in Decline*, Calcutta, 1960.

4 Regulation III of 1821, s. 3.

5 Judicial Letter from Bengal, April 17, 1828, *P. P.*, 1831—32, ix, p. 373.

6 本稿第三章第一節参照。

7 インド人裁判官の給与が低かったことも、ロイが留意した点であった (85 & 78)。サドル・アミンの給与の多い者は月給は二〇〇ルピーであり、それに四〇ルピーの手当が付いた (Holt Mackenzie's *Evidence*, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 24, para. 225)。インド人司法官吏のなかでは、最高の給与を得ていたのは最高民事裁判所の首席カーズィーであって、月給六〇〇ルピー

であるが、五〇ルピー以下の月給の官吏が多かったから、サドル・アミーンの給与は高級の部類に属した。これに対して、ムンシフの報酬は訴訟人が納入する印紙をもってあてられた。一八一四年条例第一号によれば、一六ルピー以下の事件では一ルピー、一六―三二ルピーの事件では二ルピー、三二―六四ルピーの事件では四ルピー、六四―一五〇ルピーの事件では八ルピーの印紙を納めることが定められていた。ムンシフの収入ははなはだ悪く、月収五〇ルピー以下の者が半数以上であったという。なお、ロイは、サドル・アミーンの報酬も訴訟人が納入する印紙によったというが、一八二四年条例第十三号によって、サドル・アミーンの給与は月給制となった。

8 *Works*, Part III, pp. 59f., paras. 20—21.

9 ロイは、このように、司法制度においてインド人とイギリス人とが協力することによって、「インド人が現在の政治制度に愛着をもつようになつて、それは住民の知識階級の影響力と民衆の善意とによって強化されて、それ自身維持できるようになり、超越した勢力の努力によってのみ支持されて人民のなかで孤立したものでは、もはやなくなるであろう」と述べた(57)。

10 この点については第八章において論じる。

11 本稿第三章第二節参照。

12 *assistant judges* は *assistants of the judge* (§30) あらゝは *joint judges* (§78) と記されている。Assistant Judge はイギリス人の若い官吏が就任する職であるが、一八一四年に廃止されているので、ロイはこれがインド人が就任する職と考えていたことであろう。現にかれは “native joint judges” ともいっているのである (§30)。他方、かれはレジスタールの廃止を述べていない。レジスタールに加えて、ベンガル管区に一〇〇人に近い県副判事を新しく任用するならば、インド人から任用する以外には考えられないであろう。

13 *Regulation II of 1793*.

14 *cf. Samachur Durpan*, quoted by *Bengal Hurkaru*, December 22, 1831. Holt Mackenzie's Evidence, P. P., 1831

二 法務官

ここでインド人法務官というのは、英語で *native law officers* とよばれ、イギリス人判事が審理した事件に適用すべきヒンドゥー法あるいはイスラム法について説明する者であって、裁判所の事務官 (*ministerial officers*) と區別された者である。一七七二年、東インド会社がヘースティングズのもとではじめて裁判所を設けて、相続、婚姻、カースト、および宗教的慣行と制度とについて、ヒンドゥーにはヒンドゥー法、ムスリムにはイスラム法を適用するという原則を定めたとき、各裁判所にヒンドゥー法に通じたパンディットと、イスラム法に通じたマウルヴィーとを置いたのが、インド法務官のはじまりである。⁽¹⁾ つまり、植民地インドにおいて、支配者のイギリス人は被支配者のインド人の訴訟事件の裁判において一定の範囲を限ってインド人の法を適用することにしたが、その法を知らなかったために、イギリス人判事はそれを知っている者を法務官として雇用せざるをえなかったのである。この意味において、これらの法務官は植民地で生まれた独特な存在である。しかも、ヒンドゥーとムスリムとは宗教慣習ばかりでなく相続や婚姻などの点でもかなりちがった法をもっていたために、各裁判所にはヒンドゥー法とイスラム法のそれぞれに通じた法務官を置かなければならなかった。そして、年月が経過するにつれて、イギリス人判事の間にヒンドゥー法やイスラム法が知られるようになれば、それに応じて法務官はその存在意義が少なくなり、ついにはこの制度が廃止される運命にあるものである。⁽²⁾

ヒンドゥー法についていえば、十八世紀末以来、ウィリアム・ジョーンズや H・T・コールブルークをはじめとす

るイギリス人によって、シャーストラとよばれた古いサンスクリットの法律書のとりわけ相統法と養子法とに関するものがあいついで英訳されて、イギリス人の間に知られるようになった。それと同時に、パンディットたちが裁判所で説明したヒンドゥー法の事例が蓄積されていき、一八二〇年代には、これらを選択してヒンドゥー法を概論した書が現われた。それはカルカッタの最高法院判事 F = W = マクノートン (Francis W. Maenghen) の “Considerations on the Hindoo Law as it is current in Bengal” (一八二四年)、最高民事裁判所のレジスター W = H = マクノートンの “Principles and Precedents of Hindu Law” (一八二九年)、およびマドラスの最高法院首席判事トマス = ストレンジ (Thomas Strange) の “Elements of Hindu Law” (一八二五年) であって、これらはイギリス人判事の参考書として利用された⁽³⁾。さらに、最高民事裁判所の判例集が W = H = マクノートンによって刊行されはじめた⁽⁴⁾。かくして一八三〇年までには、イギリス人判事はパンディットの助けを借りることなくヒンドゥー法のおおよそについて知ることができるようになっていたのである。この点はイスラム法についても同様なことであろう⁽⁵⁾。

マウルヴィーはカルカッタのマドラッサ (Madrasa) の出身者、パンディットはベナーレスとカルカッタのサンスクリット・カレッジ (Sanskrit College) の出身者から採用された^(5a)。両者は法律知識をもっていたところから、一八〇五年にはサドル・アミーンの職務をもおこなうこととなった⁽⁶⁾。この裁判官 = 法務官はしだいに裁判官としての職務に一層多くの時間を割くようになり、この傾向は二一年にかれらが刑事裁判をも担当することによっていちじるしくなったことと思われる⁽⁷⁾。二六年からは、法務官採用のために毎年法律試験が実施されて、その合格者が欠員のある裁判所に任用されることになった⁽⁸⁾。この試験は前述のごとき学校で教育を受けた者を対象とし、ヒンドゥー法あるいはイスラム法がその試験科目であった⁽⁹⁾。かくして、法務官の法律知識と能力とは一層向上したのである⁽¹⁰⁾。

ローイは県の法務官については特別のことを述べていないので、つぎにムフティーの問題に移ろう。前述のように、ムフティーはイギリス人巡回判事に随従したムスリムの法務官であつて、法廷では判事に陪席して刑事事件を審理し、審理の後にフトワーとよばれた事件に対するかれの意見を述べた者である。⁽¹¹⁾このことから、ムフティーはしばしば *assessors* (参審官) とよばれた。ローイはインド人の裁判官と法務官のなかでムフティーを特別に重視した。というのは、かれは、ムフティーが有能であつて、その職務を遂行するのに十分な資格がある人々であると高く評価し、かれが当面の司法制度のあり方としたところの、イギリス人の威信と堅固心に加えるべきインド人の知識と経験を示す実例としてムフティーをあげて、司法におけるインド人の権利伸張を主張する根拠としたからである。

ムフティーの有能さについては、ローイはインド監督局側の質問に対して、つぎのように述べている。

「ムフティーのある人々は名譽と誠実さをもった人々であるから、かれらに対して陪審の役割を完全に安全に委ねることができるであろう。また、かれらはもつとも役に立つすべてのものをもっているし、まことに刑事裁判所の仕事の処理のために主要な助けをしている。ヨーロッパ人判事がすぐれた資格をもつていてもあるいはふつうの資格をもつていても、過去四十年間、判事の仕事はこれらのムスリムの参審官の輔佐と協力とを通じておこなわれ利益があつたのである。」(§58)

このように、ローイはムフティーが刑事裁判のなかでもつとも重要な巡回裁判で職務を有能に果して、巡回判事に対して有益な輔佐をおこなつたと説いている。かれによれば、巡回判事の若干の者は高度の資格をもっているが、一般にはインド人の証拠上の難問を解決するのに十分な能力をもつていなかったという^(§57)。それ故、かれは巡回裁判にはムフティーの輔佐が不可欠であると考へていた。過去四十年間、ベンガル政府は他の部門ではたえず制度を變

えたが、巡回裁判ではムフティーの陪席審理以上によい方法が考へることができなかつたほど、ムフティー制度が政府の目的に合致したものであつたと、かれは述べている⁽¹²⁾。⁽³⁰⁾

ここで注意したいのは、かれがムフティーについて陪審の役割を果すといつている点である。この点については、この回答のすぐ前で、「広い意味では、ムスリムの参審官はイギリスの裁判所における陪審と類似する者と考へることができよう」と述べている⁽³⁵⁾。これはかれが好んで繰り返したことである。巡回判事に随伴した一人のムフティーという官吏が陪審と類似する役割を果すというのは、陪審について非常な関心を抱いたロイが、東インド会社の裁判所にインド人の陪審を設けることを強く要求していたこと、インド人のムフティーをイギリス人判事と対置して考へたこと、さらに、陪審が十二人によって構成されるという固定した観念から解放されて、少数の者でも陪審の役割を果すことができる⁽¹³⁾と考へたことから生まれたものであろう。つぎのかれのムフティー改革論はかれのこの陪審観から展開されたのである。

一八二九年の巡回裁判所の改革によつて、ムフティーは廃止されて、巡回判事が巡回する県のマウルヴィーがこれまでのムフティーの職務を果すことになつた⁽¹⁴⁾。巡回裁判所のムフティーと県裁判所のマウルヴィーとがたとえイスラム刑法に同じ程度に通じていたとしても、ムフティーの廃止はロイの意に沿わないものであつたことであろう。この廃止後の事態に対して、かれは、各巡回裁判における参審員の人員を三人または五人、少くとも三人に増員すべきことを要求し⁽³⁶⁾、つづいて巡回裁判についてつぎのような提案をおこなつた。すなわち、巡回判事は巡回地に赴く前に、マジストレートを通じて、隣接の県裁判所に所属する一人または二人のマウルヴィーと、その県や市の他の数名の「学識があり、知性がある尊敬すべき」者とを召喚する。かれらの職務に対しては無報酬ではなく適度の手当が

与えられる。巡回裁判がおこなわれる日の朝、巡回判事は、前もって知らせることなく、かれらのなかから三人を参審員として指名し⁽¹⁵⁾、三人は終日巡回判事に陪席して刑事事件を審理し、一つの事件の審理が終ると、イギリスの陪審と同じく、かれらは他の人々から隔離されて評議して、公廷でその評決を述べるというのである⁽¹⁶⁾。

この提案は陪審に準じたものである。ロイ自身、この提案は従来の参審官(ムフタイ)と一層類似しているが、陪審員と参審員との間の区別は重要ではなく、その結果は同じであろうと述べている⁽¹⁶⁾。これは当時のベンガルの事情を考慮したかれの陪審観として注意すべきであろう。

この考えから、民事裁判所でも、かれは従来のムフタイと同様の職務をもつ参審官制度を導入することを提案した。この民事裁判所は、すぐあとに述べる参審官の資格と給与とからいって、県裁判所ではなく、地方控訴裁判所であろう。当時の民事裁判では、イギリス人判事はインド人参審官を陪席させることなく審理して、ヒンドゥー法やイスラム法については法務官の説明を求めたのであるが、刑事裁判におけるムフタイの役割を高く評価したかれは、民事裁判でもインド人参審官が陪席審理することを要求した。

この参審官は、かれの提案によれば、最高民事裁判所の推薦にもとづいて、政府が人格と資格とを考慮して注意深く選任する。この職には巡回裁判所のムフタイ、県裁判所のマウルヴィー、あるいは司法部のインド人首席事務官の五年以上の経歴のある者から選任するというのであるから、かれはこの職をムフタイと同等の職、あるいはそれ以上の職と見做して、法と条例とをよく知った司法職の経験者を任用することを考えていたのである。ここではムフタイとマウルヴィーというムスリムの法務官があげられているが、刑事裁判所の参審官とちがって、必ずしもムスリムだけを任用することを考えていたわけではない⁽¹⁶⁾。この職は終身職であって、月給は三〇〇―四〇〇ルピーとい

い、インド人官吏としては高給である。そして、この参審官はイギリス人判事と同じく政府と民衆とに対して責任をもち、カルカッタの総督府の司法局 (Judicial Department) と直接に通信できるし、また、判決のときにはイギリス人判事が casting vote 権をもつが、かれらは少数意見を記録する権利が与えられる。このように、かれが従来 of インド人の法務官に欠如していた権限と責任をこの参審官に与えることを提案したのである。(§30)

ところで、ムフティーはムスリムから任用された。それは、前述のように、当時、刑法が一七九三年以来イスラム法に基礎をおいていたことによる。ローイは、「今日樹立されている刑事法がすでに一般にインド人によく知られているので、政府が正規の法典を導入できるようになるまで、刑事法を今日の状態のままにしておく方がよいであろうと考える」と述べており(§67)、イスラム刑法に対して非難を浴せることがなかった。そして、イスラム刑法がもつばらムスリムによって勉強されていることを認めて、巡回裁判の前述の参審員をムスリムから選任することを考えた。だが、かれはムスリムがこの職を永続して独占することを望ましいと考えていたわけではない。他の宗教徒が刑法を勉強してムスリムと同じ資格をもつようになったときには、他の宗教徒も任用すべきであって、そのときにはムスリムはこの人々と協力することに妥協するであろうと述べている(§66)。

他方、イギリス側では、ヒンドゥーの刑事事件の裁判にヒンドゥーの法務官を参加させることが望ましいという意見があった。⁽¹⁷⁾これに対して、ベンガル政府は、一八三〇年三月九日付手紙で、それが刑法のなかにヒンドゥー法を導入することになるといふ理由で、この意見に反対の態度をとった。⁽¹⁸⁾そこにはエドワード・コールブルーク (Edward Colebrooke) のような意見が引用されている。

「ヒンドゥーの法務官を巡回裁判所に導入するという提案は、両当事者がヒンドゥーだけである場合にも、あるいは

は当事者の一人がヒンドゥーである場合、ムスリムの法務官と一緒にあっても、同等に公正ではないであろう。イスラム法は、われわれが出した条例によって、(支肢切斷、報復、刑罰の金錢代納のような)野蠻主義の残存、および性と宗教信仰とによる差別を除去して、他の刑事法典と同じ程度に一般の社会状況に適用できるようにしたのである。これに対して、ヒンドゥー法はヒンドゥー社会の特質にもとづいており、修正を施すことによって、他の者に適用できるものではない。ヒンドゥーの犯罪と刑罰の制度は、司法がイギリス人の手を通じて広まっているこの国のあらゆる地域では、過去数世紀にわたって、事実上全く取りかえられたのである。¹⁹⁾

このように、ヒンドゥー刑法はヒンドゥーの独特な観念によって定められているので、東インド会社の裁判所ではこれを採用できないと述べられている。ローイはヒンドゥー刑法の採用を説いていない。当時、ヒンドゥー刑法は、ボンベイ管区を除いて、全く無視されており、これに関するシャーストラの英訳もなかった。

ここで、興味深いことは、バラモンのかれはムスリムの法務官を高く評価したことである。弁護士についても、ヒンドゥーよりもムスリムを高く評価して、ムスリムの弁護士のなかでは若干の正直な人と会ったけれども、ヒンドゥーの弁護士に対しては一般によくいわれず、民衆の多くから信頼を得ていないと述べている^(§23)。また、インド概況に関する回答のなかでは、かれはムスリムがヒンドゥーよりも活動的であって努力に耐えるといっている⁽²⁰⁾。この評価は、当時、ヒンドゥーとムスリムとが社会的にはつきりと区別され、しかもヒンドゥーがムスリムを「ヤヴァナ」(Yavana 異民族)⁽²¹⁾とよんで蔑視していたというカルカタでは、注意すべきことであろう。

前述のように、ローイはマウルヴィーとよばれたことがあり、それほどにイスラム数学の学識をもった人であって、この点においては当時のヒンドゥーの間でかれの右に出る人はほとんどいなかったことであろう。かれは若いときか

らムスリムの学者や法律家と交際しており、ムスリムに対する偏見をもっていなかったことであろう。このかれがヒンドゥーの保守派の人々の間ではげしい非難を浴びたことは、かれがムスリムの友人をかれの邸宅に招いて一緒に食事をしたということであり、これはバラモンの食事に関する制約を破る行為であった。もう一つの非難は、かれがカルカッタの邸宅にムスリムの婦人を妾としていたということである。かれがイギリスに連れていったラージャーラー⁽²⁴⁾ムはかれの養子と記されているが、かれとこのムスリム婦人との間に生まれた子であろうといわれた。S = K = デー氏によれば⁽²⁶⁾、ローイが『マハーニルヴァーナ・タントラ』(Mahānirvāṇa Tantra)⁽²⁷⁾に依拠してシャイヴァ(Saiva)婚を認めたのは、かれがこのムスリム婦人、つまりヤヴァニー(Yavani) (異民族の女)との交わりを正当化するためであったといわれる。これらの点は、ローイがムスリムに対して差別観を抱いていなかったことを示すものである。

- 1 cf. D. N. Banerjee, *Early Administrative System of the East India Company*, vol. 1, 1765—1774, Madras, 1943, Chap. 7 & Appendix 16. なお、コースティンダズが、一七三〇年三月、イングランドの首席判事 (Chief Justice of England) マンスフィールドに宛てたかれの司法政策について述べた有名な手紙は、内田力蔵「インドにおけるイギリス法導入とメイン」、『社会科学研究』二二—二、一九六九年、一〇〇頁以下に紹介されている。
- 2 パンディットとマウルウィーとは、一八六二年に最終的に廃止された。
- 3 cf. J. D. M. Derrett, *Religion, Law and the State in India*, London, 1968, Chaps. 8 & 9.
- 4 本稿でも使用した W. H. Macnaghten の最高民事裁判所判例集は一八二九年の部分まで刊行され、その後は J. C. C. Sutherland によって引き継がれた。それらはカルカッタの最高法院の判例集と並んで "Old Decisions" シリーズのなかに再録されている。

5 cf. W. H. Macnaghten, *Principles and Precedents of Mookumudan Law*, Calcutta, 1825, (4th ed., Madras, 1870), Preliminary Remarks.

5a これらの学校は、ベンガル政府のインド人官吏を養成するために設けられたものである。ムスリムのためのカルタッタ・マドラスは、一七八一年、ヘースティンガスによって開設され、ベナールズのサンスクリット・カレッジは、一七九二年、ジョン・ダンカンによって設立され、カルカッタのサンスクリット・カレッジは、一八二三年、アマースト総督によって設立された。これらのほかに、アグラとデリーにもカレッジが設けられた。

9 Regulation XV of 1805.

7 Regulation III of 1821.

8 Regulation X of 1826.

9 一八二六年には、試験委員会は、W. H. Macnaghten を委員長とし、H. H. Wilson と W. Carey を含めて、総員六名で構成し、最高民事裁判所の首席カーズィー、ムフタイー、ムンディット、マドラスの首席教師 (Principal of Mudarris) と、サンスクリット・カレッジの首席パンディット (Principal Pandit) が輔佐した。K. K. Datta (ed.), *Selections from Unpublished Correspondence of Judge-Magistrate and the Judge of Patna, 1790—1857*, Patna, 1954, pp. 393f. など。一八二九年にサンスクリット・カレッジに入学し、三九年にヒンドゥー法務官試験に合格したヴィディヤサーガル (一八二〇—一九一) の伝記 Benoy Ghose, "Iswar Chandra Vidyasagar," Delhi, 1965, Chaps. 4—5 には、興味深い記事が見られる。一八三一年、県法務官のサドル・フミン兼職は廃止された。Regulation V of 1831, s. 14.

11 本稿第三章第一節参照。

12 また、かれは東インド会社理事会の一八三一年十二月八日付の手紙を批判したとき、インド人の宗教的寛容を示す例として、ムフタイーに対するインド人の態度をあげており、そこでもムフタイーについてこれと同じことを述べている。Works, Part

N, pp. 37—38.

- 13 この点については第六章第二節で述べる。
- 14 Regulation I of 1829, s. 3 (4), III of 1829, s. 7.
- 15 この三人の参審員は、かれがききに増員を要求した三人あるいは五人のことであろうと思われる。そうでないとすれば、三人あるいは五人は参審官として *underemployed* となることであろう。そして、そのあと(56)では参審員はイスラム刑法に通じたムスリムから当面選出することが考えられているので、「学識があり、知性がある尊敬すべき者」はムスリムと解釈すべきであろう。
- 16 cf. *Works*, Part III, p. 18, note.
- 17 Judicial Letter to Bengal, August 4, 1824, *P. P.*, 1831—32, ix, p. 356.
- 18 Judicial Letter from Bengal, September 3, 1830, *Ibid.*, pp. 375f.
- 19 一八三一年には、民事・刑事裁判においては、ヒンドゥーがムスリムの参審官の陪席審理によつてではなく、判事の裁量によつて、モンチャールヤット、参審官、陪審の三者のどれかによる審理を受けられることができるようになったが (Regulation VI of 1831, s. 6) これによつてヒンドゥー刑法が導入されたわけではなかつた。
- 20 *Works*, Part V, p. 66, §8. かれは「ヒンドゥーも一般に仕事に勤勉であり、Upper Provinces では産業の上はムスリムに劣つてゐるわけではないと付け加えている。
- 21 ヤヴァナは、本来ギリシア人をさし、広く西方の異民族を意味する名称となつた。cf. Romila Thapar, *The image of the barbarian in early India, Comparative Studies in Society and History*, vol. 13, 1971, pp. 408ff.
- 22 R. C. Majumdar, *Glimpses of Bengal in the Nineteenth Century*, p. 5.
- 23 本稿第二章第一節、一三五頁参照。

- 24 Collet, *Life and Letters*, pp. 297ff.
- 25 cf. K. A. Ballhatchet, Raja Ram Mohan Ray's visit to England, *BSOAS*, vol. 20, 1957, pp. 69—71.
- 26 S. K. De, *Bengali Literature in the Nineteenth Century (1757—1857)*, 2nd ed., Calcutta, 1962, p. 504.
- 27 cf. J. D. M. Derrett, A juridical fabrication of early British India, the Mahanivāga-Tantra, *Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft*, Bd. 69, 1967, pp. 138—181.
- 28 S. K. De, *op. cit.*, pp. 425—428.
- 29 また、かれの肖像画を見ると、かれはムスリム貴族の着る服を好んだようであって、かれの宗教的協会の儀式にはこの服を着用するように勧めたといわれる。

三 弁護士

インド人の裁判官と法務官とについて述べたあとに、インド人弁護士について考察しておかねばならない。弁護士の重要性についてはここで述べる必要はないであろう。ロイはかれ自身の経験から弁護士について並々ならぬ関心を払ってきたので、かれの所論には注目すべきものがある。

当時、弁護士は英語では *pleader* とよば⁽¹⁾れ、インドの諸言語ではアラビア語に由来する *wakil* (*wakil*) といわれた。イギリス支配前のインドでは、ワキールは、例えば、ザミーンダールが政府のもとに派遣して租税滞納などという事項の交渉をおこなったり、王侯が他の王侯のもとに派遣して外交交渉をおこなったりするように、特定の目的のために交渉を委託された使節あるいは代理人を指し、法廷で訴訟当事者にかわって弁論することを委任された者もまたワキールとよばれた。⁽²⁾しかし、ヒンドゥーにはバンディットとシャーストリイ (*śāstrī*)、⁽³⁾ムスリムにはカーズイー、

ムフティー、マウルヴィーとよばれた法律に通じた人々や裁判にたずさわった人々がいたけれども、弁護士という職業は存在しなかったと考えられる。⁽⁴⁾つまり、弁護士はイギリス支配下の裁判所において生まれた職業である。

弁護士制度の樹立がベンガル司法制度にとってきわめて重要であることを強調したのは、コンウォーリス総督である。一七九三年、かれは弁護士に関する条例をはじめて制定し、最高民事裁判所が各裁判所のそれぞれ適當数の弁護士をヒンドゥーとムスリムとから選任して、かれらだけに對して裁判所において弁論する権利を与えた。この条例制定の理由はつぎのように述べられている。⁽⁵⁾すなわち、それまで裁判所において訴訟当事者にかわって弁論をおこなった者は、ヒンドゥー法やイスラム法についても、またベンガル政府の条例についても知らず、裁判所の手続もよく知らなかった。この点、ムクタル (mukhtar)⁽⁶⁾とよばれたところの、訴訟当事者の使用人や従者で、訴訟当事者から弁論を依頼された者がいちじるしかった。その上、かれらは無用な証人を呼ぶなどの不適切な手続によって裁判を長びかせたり、相手側から賄賂を受けて依頼人を裏切ったりした。したがって、かれらは依頼人とイギリス人判事とに對して有益な助けを与えることができなかった。コンウォーリス総督は、このような弁護士の学識、能力、品格の状態を改めて、前述の法と条例とに通じ、教育を受けたよい人格の者を弁護士に選任して、依頼人に対して忠実かつ勤勉に職務を果させ、迅速にして公平な裁判の促進に協力せしめようとしたのである。かくして、弁護士はカルカッタのマドラッサやベナーレスのサンスクリット・カレッジで勉強した者から第一に選任し、それによって適當な人数の者を得ることができない場合に、法律知識、教育、人格を考慮してその他の者を選任することにし、弁護士の職務、報酬、解任などについて細かく規則を定めた。

このコンウォーリス総督の意図にもかかわらず、弁護士という新しい職業は、まだ有能な人々にとっては魅力ある

職業ではなかったし、また社会的にも高い評価を与えられたものではなかったので、前述の両カレッジの卒業生のなかで弁護士道の道を選ぶ者がほとんど現われず、各裁判所では、これまでの弁護士や裁判所属吏の経験者のなから弁護士を選んだといわれる。⁽⁷⁾その後ベンガル政府は弁護士制度の改善を重ね、一八一四年には一七九三年条例を改正して条例第二十七号を制定した。この条例はロイが弁護士について論じたときの現行法である。ここには弁護士の資格について特別の規定はみられないが、一八二六年になって、政府は法務官志望者と並んで弁護士志望者に対して法律試験を毎年カルカタで施行することにした。⁽⁸⁾だが、この試験は弁護士となるために必ず受験しなければならなかったものではない。試験の合格者は各裁判所における弁護士の選任にあたって優先されたが、試験に合格しなければならぬほど、弁護士となるための競争がはげしくなかったといわれる。⁽⁹⁾そして、この試験は法務官の試験よりも程度が低く、弁護士から法務官となるためには、ヒンドゥー法あるいはイスラム法に関する一層高度の学識をもっていなければならなかった。⁽¹⁰⁾

ところで、前述の一八一四年の弁護士に関する条例を読むと、弁護士がイギリス人判事に対して非常に低い地位におかれたことが知られる。ここには、今日の弁護士会(Bar Council)のような弁護士の自治自律的機関は存在しなかった。弁護士の選任と解任とは最高民事裁判所および地方控訴裁判所の権限に属し、県裁判所の弁護士については、県判事の推薦にもとづいて地方控訴裁判所が選任した。選任された弁護士は宣誓の上で弁護士の身分を保障する証書(sanad)が渡されたが、裁判所は、無用な訴訟の助長、訴訟審理の悪意のある遅延、弁護士受諾書(vakilnama)作成後の理由のない拒否や遺漏、規定以上の報酬や物品の要求または受領、職務上の詐欺、怠慢やその他の非行、あるいは放蕩や私的行為上の悪行を理由として、弁護士を解任することができた。⁽¹¹⁾県裁判所の弁護士については、県判事

が地方控訴裁判所に解任の理由を記して報告し、同裁判所は審査の上でそれを認めれば、弁護士を解任できた。詐欺や非行の場合には、地方控訴裁判所の認許を受けることなく、県判事は弁護士の職務を停止させることができた。

弁護士の職務については、弁護士は弁護士受諾書に訴訟当事者の実名を書くように留意し、偽名を書いた場合には弁護士が解任されることがあるし、また、起訴状などの裁判所に提出する書類は、その内容をよく調べて条例に合致するように作成して、不適切な証拠物件を提出したり、あるいは無用な証人を召喚したりすることがないように要求され、裁判所の警告にもかかわらず、かかる行為をおこなった場合には罰金が科され、かかることが三度重なれば、解任されることもあった。さらに、通知することなく出廷しなかった場合や、裁判官に無礼 (disrespect) な態度を示した場合にも罰金が科された。それらに加えて注意されるのは、弁護士の報酬に関してである。報酬の金額は事件の繫争額に応じて定められており、⁽¹²⁾ 両訴訟当事者は弁護の開始前に弁護士の報酬を裁判所に納入し、判決によって報酬の負担について定められた後、弁護士はこれを裁判所から受取るのである。

以上のように、ベンガル政府はインド人弁護士を各裁判所に従属させて、イギリス人判事の監督のもとにおき、その上、その職務については細々としたきびしい規則を設けて、弁護士の育成をはかった。したがって、インド人弁護士は決してイギリス人判事から独立した存在ではなかったのである。

弁護士の劣悪な地位に対しては、ローイは大きな不満の念を抱き、イングランドの法廷弁護士のバリスターと比較してつぎのように述べた。すなわち、「インド人弁護士は不幸な地位におかれていて、かれらとこの国の支配者に属する判事との間には大きな距りがある。かれらは判事と同じ職業 (profession) の者でもなければ、同じ階級の者でもない。また、イングランドのバリスターのような昇任 (promotion) の見込みもない。それ故かれらは劣等なカースト

として取扱われている。」⁽¹³⁾ここに明瞭に指摘されているように、判事と弁護士とは支配者と被支配者との関係にあり、弁護士に対しては人種と身分の上で厳然たる差別が設けられていたのである。イングランドでは、判事はバリスターのなかから選ばれ、かれらはともにインズ・オブ・コート(Inns of Court)のメンバーであって、同じ「ギルト的」職業集団の構成員として親近感と一体感をもっている。⁽¹³⁾これに対して、当時のインド人弁護士はイギリス人判事に対してまさしく劣等なカーストであって、県判事となることさえもできなかった。

かかる地位の低さから、ロイは、下級の裁判所においては、弁護士がイギリス人判事から弁護士の職に当然与えられるべき配慮と尊敬とをもって扱われなかったと述べ⁽¹²⁾、また、「弁護士は判事によってあまりにも従属の状態におかれ、とくに下級の裁判所ではそうであって、そのことは、かれらが裁判所の規則を後盾として断固として主張できなくせしめられているにちがいないと、一般に述べることができよう」と述べている⁽²⁵⁾。そして、前章に述べたところのイギリス人判事の出廷が不規則なことについても、弁護士は判事にほとんど影響を与えることができないし、かれらの不満の念を示そうともしないと嘆いている⁽³⁰⁾。まさに、かれがいうとおり、「インド人弁護士と判事との間には、イングランドのバーとベンチとの間と同じ関係が存在しない」のであった⁽³⁷⁾。

このように、かれはバリスターと比較してインド人弁護士を論じた。かれは、カルカッタの最高法院において、かれ自身の事件をバリスターに依頼して、バリスターの仕事をまのあたり見て、弁護士というものを理解したのであるから、かれがつねにバリスターを念頭にしてインド人弁護士を考えたのは当然のことであろう。かれはバリスターについて多くを語っていないが、バリスターが「それぞれの事件に適用しうる法を有能に提示したり、証人の反対尋問と虚偽の証拠の発見とにおいてきわめて鋭くつくづくことによって、国王の裁判所〔カルカッタの最高法院〕においてべ

ンチに対して不可欠なサーヴィスをしはしはしていることが知られる」と述べており(§46)、このことばはかれの理解を十分に示している。この点から、インド監督局側が、「インド人弁護士は判事を助け、判決の正しさをチェックしているのか」と質問したのに対して、かれは、「このもっとも有益な目的に答えることを意図していることは疑いないが、それはある程度までである」と答え、ここにはイングラントのバーとベンチとの関係がないから、「正義の原理を確保するのに必要とされる程度ではない」と述べたのであった(§11)。

このように、ローイはインド人弁護士の地位を批判した。植民地支配のもとに育成されたインド人弁護士が、中世以来の歴史を誇るイングラントのバリスターと比べて、大きな相違が見られたのは当然であろうが、バリスターが裁判で果たした役割を考えるならば、たとえベンガルにイングラントの司法制度がそのまま導入されたとしても、弁護士がこのような劣等な地位におかれたならば、イギリス人が誇る法の正義も画餅に帰することであろう。ローイがバリスターと比較してインド人弁護士の地位の低さについて訴えた真意は、この点にあったのではあるまいか。

当時の弁護士を考察するには、以上の弁護士一般について述べるだけでは不十分であって、各級の裁判所の弁護士間の格差を見なければならぬ。この格差を指摘したことがローイの弁護士論のもう一つの興味深い点である。それについてはつぎのように述べられている。

「最高民事裁判所の弁護士は、判事がかれらの任命にあたって厳選して、かれらが尊敬すべき人格をもっていると感じさせるしかたでかれらを扱っているので、きわめて高く尊敬され法律知識をもっている人が多い。地方控訴裁判所の弁護士も一般に尊敬され、かれらの職務を果すことができよう。県裁判所では、尊敬すべき弁護士に会うことができるのであるが、その職務に適切な人が必ずしも非常に注意深く選ばれているわけではない。」(§25)

これと同じ見解はホウルトマッケンジーによっても述べられている。⁽¹⁴⁾ 各級の裁判所の弁護士の間の学識と能力の相違は今日でも顕著に見られるところであって、インドの弁護士制度の当初以来の一特色ともいえるものであろう。

当時の弁護士は、前述のように、裁判所によって選任されて、選任されたところの裁判所に所属した。弁護士の報酬は事件の繫争額に応じて定まっていたのであるから、そのかぎりでは各級の裁判所の弁護士の間の区別がなかったが、最高民事裁判所の弁護士は県裁判所の弁護士よりも高額の事件を扱って収入が多かったと思われるし、現に多額の収入を得ていた者がいた。⁽¹⁵⁾ それに加えて、法律相談の報酬は、最高民事裁判所の弁護士は二四ルピー、地方控訴裁判所の弁護士は一六ルピー、県裁判所の弁護士は八ルピーであって、はっきりとした区別が設けられていた。つまり、最高民事裁判所の弁護士は法律知識、能力と人格とを考慮して厳選されたのであって、イギリス人判事からも鄭重に取扱われ、人々からも高い評価を受けていた。

県裁判所の弁護士については、このころには教育を受けた者が多くなって、法律知識や資質が向上したといわれたが、ロイが指摘したように、かれらは決して尊敬されたわけではなく、腐敗と汚職の悪評が絶えることがなかった。⁽¹⁷⁾ ホウルトマッケンジーは弁護士について好意的な眼をもつて見ており、弁護士のなかから裁判官を選ぶことを提案したが、かれでさえも、弁護士から裁判官となった例を聞いたこともなく、法務官となった例もまれであるといっている。⁽¹⁸⁾

一八三一年、ベンガル政府の改革は弁護士制度にも及び、弁護士の門戸を人種や宗教に関わりなく開くことにし、⁽¹⁹⁾ また上訴審の弁護士の報酬に関しては、繫争額の四分の一を越えない範囲で、弁護士と依頼人との間において、自由に取りきめることができるように改めた。⁽²⁰⁾ ついで三三年条例第十二号において、弁護士の門戸解放と報酬の取りきめ

について改めて定めた。これによって、弁護士は裁判所への従属から独立する歩みを始めることができるようになり、それと同時に、最高民事裁判所と県裁判所との弁護士の格差を拡大するのに拍車をかけることになった。このすぐあと、ブラサンナリックマール・タゴールやロイーの次男ラーマプラサードなどのバラモンをはじめとして、英語教育を受けた有能な人々が最高民事裁判所の弁護士となって、カルカッタの法曹界を賑わすようになるのである。

1 今日のアンドでは、弁護士は英語では advocate とよばれ、「一九六一年弁護士法」という法律によって定められている。cf. A. N. Veeraghavan, *Legal profession and the Advocates Act, 1961, Journal of the Indian Law Institute*, vol. 14, 1972, pp. 228—262; Ranjiva Row, *Advocates Act and Legal Practitioners Act*, 4th ed., 1966, with 1971 Supp., by R. N. Dwivedi and R. B. Sethi, Allahabad, 1971. なお、インドの各州の弁護士会 (Bar Councils) に登録された弁護士の総数は、一九七〇年三月末現在で、一〇〇、四〇二人である。これは、日本の弁護士と比べて、総数では十倍、人口当りでは二倍であるし、総数の上ではインドはアメリカ合衆国に次いで弁護士がもっとも多い国である。

2 H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms*, p. 554, B. B. Misra, *The Indian Middle Class*, Oxford, 1961, pp. 162f.

3 カーズィーは各都市や県裁判所におかれ、ムスリム政府時代の裁判官の職能が奪われたが、イスラム法が定める婚姻やその他の儀式を執行し、文書の作成と確認をおこなった。最高民事裁判所の首席カーズィーはこれらのカーズィーを監督する者であり、またかれは首席法務官でもあった。Regulation XXXIX of 1793.

4 Ludo Rocher, "Lawyers" in *classical Hindu law, Law and Society Review*, vol. 3, 1968—69, pp. 383—402. 弁護士に關係するシャーストラの規定および諸学者の説をあげて検討して、シャーストラには弁護士が存在しないことを確めたものである。なお、この論文に引用されている『シュクラニティー』(Sukraniti)が十九世紀はじめの著作であることは、L = コ

ーバーン氏によつて離るられた。 (Lallanji Gopal, The Śūkranti — a nineteenth century text —, BSOAS, vol. 25, 1962, pp. 524—556. また、同三八七頁に引用された『ナーリマ法典』(Introduction, II. 22) 24' arthina samnyukto vā pratyarthiprahio' pi vā | yo yasy-ārthe vivadate yathor jāyaparājāyau || の語によつて。

マストラムに關しては、P. P. Calkins, A note on lawyers in Muslim India, *Law and Society Review*, vol. 3, 1968—69, pp. 403—406, M. Akbar, *The Administration of Justice by Mughal*, Lahore, 1948, M. B. Ahmad, *The Administration of Justice in Medieval India*, Aligarh, 1941, pp. 189ff. 參照。

5 Regulation VII of 1793, Preamble. cf. Cornwallis' Minute, February 11, 1793, *P. P.*, 1812, xii, pp. 119—120, paras. 72—74. イギリスの弁護士は初期の歴史に關する論文では、C. Sinha, The vakeel in the early days of British rules in India, *Journal of the Indian Law Institute*, vol. 12, 1970, pp. 285—299 など、本館の注では同氏の著の *Law and Society* を引用する。

6 ムクタールは、一七九三年条例によつて法廷における弁論を禁じられたが、引続き訴訟書類の作成などの法律事務をおこなつた。マッケンジーによれば、ワキールの法律事務の大部分はムクタールがおこなつてゐたところ。 Holt Mackenzie's Evidence, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 47, paras. 468—472.

7 C. Sinha, *op. cit.*, pp. 289f.

8 Regulation X of 1826.

9 C. Sinha, *op. cit.*, p. 291.

10 R. Clarke's Evidence, *P. P.* 1831—32, xii, p. 5, paras. 54 & 59.

11 cf. B. S. Cohn, From Indian status to British contract, *Journal of Economic History*, vol. 21, 1961, pp. 627—628.

12 弁護士の報酬は、五〇〇〇ルピー以下の事件では五%、一〇〇〇〇ルピー以下の事件では、五〇〇〇〇ルピーに対して五

％と五、〇〇〇ルピーを越えた額に対して二％であり、同様に、一〇、〇〇〇—五〇、〇〇〇ルピーに対しては一％、五〇、〇〇〇—一八〇、〇〇〇ルピーに対しては八アンナであり、最高報酬額を一〇、〇〇〇ルピーとした。

- 13 なお、イングラントの裁判官と弁護士とについては、最近のうぎの二つの異なった立場からの著書が興味深い。R. E. Megarry, *Lawyer and Litigant in England*, London, 1962 (金子・木川・新井・住吉訳『イギリスの弁護士・裁判官』、中央大学出版部、一九六七年)；B. Abel-Smith and Robert Stevens, *Lawyers and the Courts, A Sociological Study of English Legal System, 1750—1965*, London, 1967.

14 Holt Mackenzie's Evidence, *P. P.*, 1831—32, xii, p. 16, para. 140.

15 前注14参照。

16 Regulation XW of 1814.

- 17 cf. P. Spear, *Twilight of the Mughal*, p. 95. なお、一八三三年、ベンガル政府がワキールの廃止を考えているという噂を聞いて、シャーンティールの住民二十四人は総督に請願書を提出した。そこには、ワキールに払う法定の報酬が高額である上に、いつも若干の賄賂をも払うが、それは不必要な出費であるから、ワキールを廃止して、ムクタールを通じて法廷でのことをなごならせう改めようを求めよう。Samachar Durpan, quoted by *Reformer*, April 14, 1833.

18 前注14参照。

19 Regulation V of 1831, s. 30

20 Regulation K of 1831.

第六章 陪 審

一 最高法院におけるインド人の陪審参加

陪審は、イギリスにおいて、政府の専制と裁判官の恣意とから人民の自由を守るとり得てと讃美されてきた制度である。⁽¹⁾「無差別に選ばれて、あらゆる疑いを越えたところの、かれらの同輩と隣人の十二人の意見一致の賛成によつて」、あらゆる告訴の真実は確められる。⁽²⁾「それ故、この保障 (palladium) が神聖であり、それが犯されないかぎり、イングランドの自由は存続するのである。」⁽³⁾このようにブラックストンはいった。イギリスの歴史のなかで、十八世紀後半から十九世紀はじめにかけてほど、陪審が礼讃された時期はなかったであろう。⁽³⁾このとき、イギリス人は、ヨーロッパ大陸、とりわけ隣国フランスの政情をみて、革命の動乱がイギリスに波及するのを怖れる一方、イギリスが他のどの国よりもすぐれた国制をもち、市民的自由の権利がもっともよく保障されていることを強調し、そこに陪審の意義を自讃したのである。また、このときは、陪審がイギリス以外の国に導入されたときでもある。アメリカ合衆国では、一七九一年、憲法(権利章典、第五および第六修正)によって、陪審審理が国民の基本的人權の一つとして保障され、⁽⁴⁾フランスでは、革命後の同じ一七九一年に陪審が採用された。⁽⁵⁾これにつづいて他の西欧諸国でも、民主的な政治形態が樹立されると、国会議員選挙と並んで陪審が導入された。⁽⁶⁾インドの三管区都市の最高法院に陪審が設けられ、インド人が陪審の席に着くことができるようになったのは、まさにこの時期であった。

カルカタでは、一七七三年の議會制定法によつて、翌七四年に最高法院が開設されると、そこに刑事事件についてイギリス人 (British subjects) を構成員とする起訴陪審 (大陪審 Grand Jury) と審理陪審 (小陪審 Petty Jury) *よび特別陪審 (Special Jury) とが設けられた。⁽⁷⁾ この最高法院の陪審を通じて、カルカタの知識階級は陪審の意義を知るようになった。かれらのなかで陪審の意義をいち早く理解したのは、他ならぬロイであろう。そして、陪審に関するインド人の最初の論説は、ロイが刊行したベンガリー語新聞『サンワード・カウムデー』紙 (一八二一年十二月十日) に掲載されたものであろう。⁽⁸⁾ ここでは、旧ナワーブ政府のもとでカーズイー (法官) がおこなつた刑事裁判が「耐えがたい辛苦と庄迫」であつたのに比べて、「利害関係のない、正直で、学識がある」十二人によつておこなわれる陪審審理は、「新聞の自由」と並んで、イギリス憲法の賞讃に価する制度であつて、カルカタの住民に無限の満足を与えていると述べられている。それにつづいて、同紙は、セイロン人がすでに陪審の席に着いていることを報じて、カルカタ以外の地、すなわちムファッサル (Mussur) の東インド会社の裁判所にも陪審を導入し、陪審参加の権利をインド人にも与えるべきことを要望した。ついで、翌二二年四月、かれは、ベルシア語新聞『ミラート・アル・アフバル』紙の発刊の辞のなかで、つぎのように書いた。「この都市に樹立されたところの、裁判をおこない刑罰を科する規則は、イングランドの法に従つたものであつて、自由の完全な享有を保障し、また恣意を防いでいる。それ故、最下層の者も、かれの権利を主張する点では、有力者ともあるいは政府の頂点にある高位の者とさえも、同等な立場に立つのである。」⁽⁹⁾ ここにも陪審が「新聞の自由」と並んで讃美されているのである。

ここでロイの陪審理解と関係して注意しておきたいのは、かれの友人バックinghamが編集した『カルカタ・ジャーナル』紙である。前述の『サンワード・カウムデー』紙の論説が発表された同じ日に、この新聞は、「陪審員

のための黄金律」(Golden Rules for Jurymen)と題するところの陪審員が心得るべき二十六条からなる黄金律を、ギフォード (Robert Gifford) の『イギリス法釈義 要約版』(一八二二年)から転載した。⁽¹⁰⁾ バッキンガムは文書による誹謗の嫌疑で再三にわたって起訴されて、陪審審理にかけられたので、この黄金律を掲載し、とくに文書による誹謗に関する箇所をイタリック体で印刷して、人々の注意を喚起したのであろう。ロイたちはこの『カルカッタ・ジャーナル』の文章を読んで、陪審に関する理解を深めたことであろう。

その後十年間、ロイがカルカッタの知識階級の先頭に立って要求したのは、第一に、カルカッタの最高法院でおこなわれていた陪審に、インド人がイギリス人と並んで不当な差別を受けることなく参加することであり、第二に、東インド会社の裁判所にインド人陪審を設けることであった。第一の点では、かれは、「一八二六年東インド陪審法」のヒンドゥーとムスリムとに対する人種上・宗教上の差別を撤廃することを要求した請願運動において指導的役割を果たし、渡英後には、インド監督局が作成した改正法案に対する東インド会社理事会の反対意見を論駁して、一八三二年の法律改正によるこの差別的撤廃を成功に導くのに努力した。第二の点では、当時のムファッサルの状況を考慮して、パンチャヤット⁽¹¹⁾陪審とよばれた独特な陪審を設けることを提案し、それによって司法制度上の多くの弊害を除去することをはかった。陪審はついにインドの土地に根をおろすことができなかつたけれども、⁽¹¹⁾ロイはこの活動によってインドの陪審の歴史にその名を留めたのである。

インド人が陪審の席に着く権利は、西欧大陸諸国や日本の陪審導入の場合と全くちがって、イギリス植民地支配という条件のもとで、支配者のイギリス側と被支配者のインド人側との間に意見が交叉するなかで実現された。その一局面を把えてみれば、インド人側にとっては、陪審の権利はかれらの政治的権利の伸張のために最初に要求する権利

として恰好なものであり、そのあとにつづく政治的要求の道を切り開くものであった。他方、陪審を生み育てた国であるイギリス側は、インド人が陪審に対する資質を欠くことを危ぶみながらも、かれらのインド支配の永続的な安定をはかるという視点からこの問題を考えることを忘れなかった。つまり、陪審という司法制度の問題は、植民地支配のもとでのきわめて政治的色彩を帯びた問題であった。

そこで、本節では、これまでの章節とは趣を変えて、一八三二年の法律改正による前述の差別廃止に至る経過を述べ、その間におけるローイの所論を考察することにする。⁽¹²⁾ そのあと次節において、東インド会社の裁判所のインド人陪審についてのかれの提案を紹介し、それについて、『レフォーマー』紙の論説、およびベンサムの見解と比較検討することにしよう。

ところで、インド人の陪審参加の問題がイギリス政府によって本格的に検討されたのは一八二五年である。この年はイングランドの今日の陪審制度の基礎となった法律が制定された年でもある。⁽¹³⁾ ピール内相はヘンリ三世以来の八十五以上の制定法によって規定されていた陪審に関する法を統合し、その上、陪審員の財産資格を一〇ポンドまでに引き下げてその有資格者を拡大し、また問題の多かったところの特別陪審の有資格者を拡大しその選任方法を改善した。⁽¹⁴⁾ それと前後して、スコットランドについては、陪審員の資格を同様に改正して、陪審員の名簿作成、選任手続などを詳細に定め、⁽¹⁵⁾ アイルランドについては、特別陪審を改善した。⁽¹⁶⁾ (アイルランドの陪審員の資格、名簿作成、選任手続などについては、やや遅れて一八三三年に改革された。⁽¹⁷⁾) このようなイギリス連合王国の陪審法の改革の動きは、インド人の陪審問題の検討と無関係ではないであろう。

しかし、このときまで、陪審問題に対するカルカッタの知識階級の動きは活潑ではなかったようであって、前述の

一八二一—二二年のローイたちの意見のほか、遺憾ならぬにも知られていない。他方、当時“Indo-Brions”あるは“East Indians”とよばれていたところの、イギリス人を父としインド人を母とする混血民（アングロ・インディアン）たちは、再三にわたってかれらの陪審の権利を要求していた。⁽¹⁸⁾かれらは父方の宗教であるキリスト教を信奉し、英語を日常語としており、社会生活の上ではヒンドゥーやムスリムから区別されていたし、他方、法律上ではイギリス人（British subjects）の範疇に入れられず、支配者の国民としての特権が与えられていなかった。当時のインド社会のなかで特殊な地位におかれていた。かれらの請願を受けたイギリス政府は、かれらだけを特別に扱って陪審の権利を与えるのを望ましいことではないと判断して、ヒンドゥーとムスリムとに対してもその権利を与えるべきであると考えた。しかし、当時、イギリス人の間では、インド人が宗教とカーストとによって分かれ、各宗教徒がそれぞれ独自の道徳律をもち、その上、かれらが知力も教育もなく、誠実さと清廉さとに欠けていると考えられており、インド人の司法に対する資質が信用されていなかった。陪審はインド人に不適当であると思われていた。⁽¹⁹⁾

こうした考えに打ち勝って、イギリス政府がインド人に対して陪審の権利を与えるのに大きな力を得たのは、セイロンにおける陪審の成功である。すなわち、政府は、インド陪審問題の審議に先立って、前セイロン最高法院首席判事で、一八一一年以来かれの裁判所でセイロン人の刑事事件に対するセイロン人の陪審審理を実施してきたアレクサンダー・ジョンストン（Alexander Johnston）⁽²⁰⁾に諮問して、その陪審導入の動機、陪審の形態、および陪審実施の成果について返答を得た。⁽²¹⁾かれは、当初から、セイロンの陪審の実施が将来インドでおこなわべき陪審のいわば実験的意味をもつことを考えていた。

セイロンで実施された陪審は、セイロンの実情に適するように、多くの点でイングランドの陪審に改変を加えたも

のであった。例えば、セイロンの住民がさまざまな宗教とカーストとに分れていることを考慮して、陪審は被告と同じ宗教・カーストに属する自由民 (freemen) によって構成するのを原則としたし、陪審員の人数は十二人ではなく十三人として、その評決 (verdict) は全員一致ではなく多数決とした。⁽²²⁾ この陪審が実施されてから十余年の間に、それ以前にはセイロン人の間で人気の悪かった裁判は、迅速に処理されるようになって遅延がなくなつたし、判事の負担も軽くなり、政府の費用も減少した。そればかりでなく、セイロン人の裁判に対する関心は高まり、かれらの徳性が向上して、陪審員に選出されることが社会的地位を示すものとしてかれらに喜ばれるようになった。そして、イギリス側にとって一層重要なことは、セイロン人の間には、陪審を通じて、イギリス支配に対する反抗心が減って、イギリスに対する協力が強まったことであつた。このように、ジョンストンから、セイロンの陪審実施について、イギリスのインド支配の安定にとって望ましい効果を生むという判断を固めたのであつた。

かくして、翌一八二六年五月、イギリス議会は、三条からなる「東インド陪審法」を大きな反対がなく制定して、⁽²³⁾ その第一条で、インド人に対して、三管区都市の最高法院の小陪審の席に着く権利を与えた。第二条は、陪審員の資格、選任、召喚と忌避の方式、およびその職務などに関する条文であつて、遠く隔った植民地インドの事情がよくわからないために、議会はこれらについて詳しく定めることをせず、各最高法院にその規則を制定する権限を与えた。⁽²⁴⁾ これにもとづいて一八二六年十二月二十九日に制定されたカルカッタの最高法院の規則によれば、小陪審員の資格を有する者は、財産の上では、月額五〇ルピーもしくは年額五〇〇ルピー以上の借家料を払う価値のある家に占住するか、あるいは五〇、〇〇〇ルピー以上の財産を所有する者であり、年令の上では、二十一歳以上、六十歳以下の者で

あつて、英語を読み、書き、理解できる男子であつた。インド人の英語能力については、陪審員名簿の作成者であるシェリフ (Sheriffs) と最高法院の書記官 (Clerks of the Crown) とが確実な手段をもって確めることが定められていた。このことは、インド人の陪審員選任にはシェリフと最高法院の書記との手中に裁量の余地が大きく残されていたと見てよいであろう。その上、各開廷期の陪審員名簿に記載される者でもあるいは各刑事事件の陪審の構成員でも、その半数以上はイギリス人が占めることが定められ、人数の上でもイギリス人の優越が保障された。したがつて、こゝでも、インド人は決してイギリス人と同等の権利が与えられたわけではなかつた。

以上のように、この規則によつて陪審員の資格をもつことができたヒンドゥーとムスリムは、多大な資産をもつ階級で、しかも英語がよくできる知識階級に限られたわけである。その人数は決して多くなかつたであろう。一八二七年の陪審員名簿では、約六百人のクリスチャンに対して、ヒンドゥーとムスリムとは八十二人であつたといわれる。⁽²⁵⁾ また、わたくしが見ることのできた一八三三年の同名簿では、クリスチャンが六百十三人であるのに対して、ヒンドゥーはわずか三十九人であつて、ムスリムは一人も記されていない。⁽²⁶⁾ しかし、このインド人に対する資格制限については、カルカッタの知識階級の間では、非難の声があがらなかつた。

ローイたちが問題としたのは、この法律の第三条である。そこには、「あらゆる事件における大陪審、およびキリスト教を信奉する者の審理のためのあらゆる陪審は、キリスト教を信奉する者が全面的に構成すべきである」と定められた。つまり、ヒンドゥーとムスリムとは、大陪審となることと、クリスチャンの刑事事件の陪審に参加することが否認されたのである。⁽²⁷⁾

この人種・宗教上の差別はカルカッタの知識階級をして憤激せしめた。いち早くこの法律を紹介してその差別をは

げしく非難したのは、『サンワード・カウムデー』紙(一八二六年十二月三十日)である。⁽²⁸⁾ すなわち、ここでは、ヒンドゥーとムスリムとが、かれらの刑事事件の裁判について、イギリス人であれ、印欧混血人であれ、セーランポール教団の改宗者であれ、クリスチャンの陪審審理を受けなければならないのに対して、同じ国に住み、しかもたとえ同じ家に住んで、道徳と悪徳とを共通にしても、クリスチャンの刑事事件には、ヒンドゥーもムスリムも参加する権利が全くないというのは、不正義であると説き、さらに、この三十年間真の改宗者をもつことができなかったキリスト教団にとっては、この条文によってキリスト教へ改宗させる道が開かれたわけであり、このことはインドの宗教を傷ける行為であると攻撃した。翌二七年、前述の新陪審規則によってヒンドゥーとムスリムとの陪審員が選任されると、かれらは、法廷における弁護士の弁論についても審理を終る前の判事の説示(summing up)についても、英語が理解できないという理由をあげて、陪審の席に着くことを拒否する挙に出たのである。⁽²⁹⁾

ついで、一八二八年八月ごろ、カルカッタの知識階級は、イギリス下院に対して、第三条の差別を抗議する請願書を送った。⁽³¹⁾ その署名には、百二十八人のヒンドゥーと百十六人のムスリムというコミュニティの枠を越えた多数の人が参加しており、長くカルカッタに居住したファーガソン(Thomas Cutlar Ferguson)によって、「富と才能をもつたインド人のすべてが含まれている」といわれたほどである。⁽³²⁾ 前に述べたように、ロイイはこの請願運動に指導的役割を果し、請願書の起草に関係したのであり、そこにはかれの思想が表現されているように思われる。⁽³³⁾

この請願書で強調されたことは、人種的・宗教的差別の不当性である。かれらは、ヒンドゥーとムスリムとが先祖以来信奉してきた宗教を理由として、陪審の資格において差別を設けたことに対して、インド人の宗教の保護を宣言してきたイギリスにとって不正義なことであり、また不必要なことであると訴えた。つぎに、インド人の陪審参加は

十五年前すでに、イギリス議会の特別委員会が勧告したことであり、それ以後にカルカッタ住民は英語とイギリス法とをよく知るようになったといい、インド人が陪審について十分な資格と能力をもっていることを強調した。それにもかかわらず、この差別を設けたのは、強いて推測すれば、つぎの四つの理由があげられようといつて、(1)この法律をもってインド人をキリスト教に改宗せしめる動因とする、(2)カルカッタの人口の多数を占めるヒンドゥーとムスリムとが偏見を裁判所にもちこみ、それが公平な裁判を妨げるのを防ぐ、(3)ヒンドゥーとムスリムとのなかには大陪審員となる財産上の資格をもつ者がいない、(4)大陪審は小陪審より一層高度の知識を必要とするという点をあげて、一々の点について駁論した。そのなかでは、知性が必要とされるのは起訴陪審よりむしろ審理陪審の方であつて、小陪審の職務を果せる者が大陪審の職務を果せない道理がなく、また、インド人が他の宗教徒に対する偏見をもつたことがなく、その偏見はこの法律によつてつくられたのであると述べている。

興味深いことには、同じ請願運動はボンベイの知識階級によつてもおこなわれた。そこでは、運動の指導的役割を果したのは、パールシーのジャムシェードジー・ジジーバイ (Janshedji Jijibhai) とフラームシー・カヴァスジー・バナジー (Framji Kavasji Banaji)³⁴、およびヒンドゥーのジャガンナート・シヤンカラシェート (Jaganath Shankarshet) であつたといわれ、パールシーが運動の中心をなしていたようであるが、コミュニティの枠を越えて、ヒンドゥー、ムスリム、パールシーの多くの人々が運動に参加した。このように、コミュニティの枠を越え、しかもカルカッタとボンベイという二大都市で、多数の人々が参加したインド人の抗議運動は、この陪審問題の運動が最初のものである。それは特筆に価することであろう。

ボンベイでは、かれらは再度にわたつて陪審問題に関する請願書をイギリス下院に提出した。一八二八年五月に

下院が受理した請願書では、ヒンドゥー、ムスリム、およびパールシーは、富、知力、廉直さの上でも、また社会的評価の上でも、クリスチャンと同等なのであるから、かれらもまた大陪審の席に着く資格があると主張したにすぎなかった。⁽³⁵⁾しかし、二九年十二月、九十五名の署名をもって提出した請願書では、カルカッタの人々の請願書と比べて、かれらがイギリス側に協力する態度を一層強く表現しているが、かれらが要求したことは一層広範なものである。⁽³⁶⁾すなわち、かれらは、かれらの小陪審の経験から、大陪審の席にも民事陪審の席にも着く権利を要求し、さらにイギリス人と並んで管区都市の治安判事 (Justice of Peace) に就任する権利を要求して、⁽³⁷⁾イギリス側がインド人を「劣等にして墮落した」社会階級と見做して忌ましい差別を設けていることを非難した。その上、ムファッサルでは、司法制度はきわめて弊害があり、インド人の財産に対して適切な保護が与えられていないばかりでなく、とりわけ官吏がインド人を不法に監禁して、人身の保護がほとんど与えられていないと攻撃し、⁽³⁸⁾イギリス側がインド支配の永続化をはかるには、現在の政治制度を改めて、政府の司法、財政、行政のあらゆる職について、インド人に対して門戸を開かねばならないと主張した。このように、小陪審の権利の獲得によって端緒を把えた知識階級は、たんに大陪審の権利にとどまらず、上級官職に就任する権利をも要求した。かれらの政治的権利の要求は急速に増大したのである。このことは、東インド会社の官吏の任用に関して宗教、出生地、血統、皮膚の色によって差別しないと宣言したところの、一八三三年の「インド統治法」第八十七条の背景として無視することができないであろう。⁽³⁹⁾

ここで、インド人の陪審問題に対するイギリス側の意見を見てみよう。第一に、この問題に直接関係をもつところの、カルカッタの最高法院の判事たちの意見である。一八二六年十月二十三日、首席判事グレイ (Charles E. Grey) は、大陪審に対する説示 (charge) のなかで、カルカッタに到着したばかりの「東インド陪審法」に言及して、つき

のように述べた。⁽⁴⁰⁾ すなわち、ヒンドゥーとムスリムとを大陪審から除外したのは誤りであって、かれらがもっている知識はイギリス人の陪審員にとって非常な助けとなるし、かれらがイギリス人の有力者と一緒にこの職務をおこなうことは、かれらの道徳と知性の向上に役立つのである。それ故、この法律はインド人に関するかぎりでは死文であるから、できるかぎり早く改正されるであろうと。このグレイ判事と同じ意見は、翌二七年十二月三日、陪席判事ライアン (Edward Ryan) によって、同じく大陪審に対する説示において述べられている。⁽⁴¹⁾ そして、ライアン判事の説示に答えて、大陪審もまたヒンドゥーとムスリムとの大陪審参加について賛成の意見を表明したのであった。⁽⁴²⁾

イギリス本国においては、前述のカルカタ住民の請願書を受け取ったインド監督局総裁ウィンは、一八二九年六月、これを下院に報告したとき、二六年の法律が実験的意味をもったものであることを説明して、インド人の知性の向上によって陪審における差別を撤廃することを考えていると述べた。⁽⁴³⁾ ついで、ホイッグ党のグレイ内閣において、チャールズ・グラントがインド監督局総裁になると、かれはインド知識階級の要求に答えて、この差別を撤廃して、あわせてインド人に治安判事の権利を与える法案を作成した。一八三一年九月、かれは法案の草稿を東インド会社理事會に送って賛成を求めたが、同理事會は直ちにこれに反対の態度を示し、十二月八日、これに対する反対理由を書いてグラントに送った。⁽⁴⁴⁾ それによれば、インド人に対してかかる権利を与えることは、インドにおけるイギリスの威信を低くするものであり、インド人は堅固心がなく司法上の資格を欠いているし、また、治安判事という職務の誤謬や怠慢について訴追を受け、しかも無報酬である職を好まないであろうし、その職に必要とされるイギリス法を自発的に修得しようとはしないであろうというのであった。

この法案に対しては、征服者たるイギリス人はインド人の審理を受けるべきではないという気持とインド人に対す

る蔑視感や不信任感から反対論が多く、ロンドンの新聞や雑誌に反対論が掲載され、カルカッタのイギリス人居住民からも反対の請願書が下院に提出された。⁽⁴⁶⁾そして、一八三二年八月の上院における法案の討論の際には、保守派の領袖ウエリントンが熱弁をふるって反対したのであった。⁽⁴⁷⁾

この過程において、ローイは再びかれの意見を表明する機会をもった。すなわち、前述の一八三一年十二月の東インド会社理事会の反対意見に対して、遂一にわたって反駁した文章を書いた。これはチャールズ・グランドを送られたのであろう。そのなかでは、インドほど宗教的寛容が広まっているところはなく、少数の宗教徒に対して差別することがなかったことを述べ、二六年の法律自体がヒンドゥーとムスリムとを差別したのであり、これに対して、インドの知識人は全政治的権利を除去されたとき以上に不満の念を抱いたと述べている。⁽⁴⁸⁾

かくして、一八三二年八月、イギリス議会は陪審における人種的・宗教的差別を撤廃して、ヒンドゥーもムスリムも大陪審とクリスチャンの刑事事件の小陪審とに参加し、治安判事の職にも就くことができるという法律を制定した。ローイをはじめとして、カルカッタの知識階級はこれを歓迎した。⁽⁴⁹⁾『レフォーマー』紙はイギリス政府が態度を改めて、インド人に責任ある地位を与えたことを喜び、保守派の『チャンドリカー』紙も陪審を讚美して、カルカッタの最高法院ばかりでなく東インド会社の裁判所にも、また刑事事件でも民事事件でも、陪審を設けることを説いたのである。⁽⁵¹⁾さらに、『レフォーマー』紙は、東インド会社の政府の高級官職にもインド人を任命することを要求して、そのはじめとして臬副収税官 (deputy collector) という職名をあげた。⁽⁵²⁾そして、一八三三年十二月には、ライアン判事の大陪審説示に答えて、インド人が進んで陪審に参加することを強くよびかけたのである。⁽⁵³⁾

この節を終るにあたって、民事事件の陪審について付言しておこう。カルカッタの最高法院では、一七七四年の開

設以来、陪審は刑事事件だけに設けられて、民事事件には設けられなかった。その理由は、カルカッタ居住のイギリス人の数が少なく、民事事件の陪審を設けることによって、かれらの負担が過重になるということであった。この陪審設置については、一七七四年にカルカッタ居住のイギリス人がそれを要求する請願書を提出し、一七八三年十二月には陪席判事ウィリアム・ジョーンズ (William Jones) が大陪審に対する説示のなかでその希望を述べるなど、これを要求する声は存在した。しかしながら、この要求がイギリス人の間で強くなったのは、前述のインド人陪審参加問題が論議を生んだことに刺激されたためであろうし、陪審の資格をもつイギリス人の数も格段と増加した上に、ヒンドゥーとムスリムとが陪審が加わるようになって、かれらの陪審の負担が軽くなったためであろう。この要求の運動はイギリス人自由貿易商人 (free trader) が中心となっておこなわれ、かれらと交際があったインド知識階級が参加した。一八三二年四月十五日、この陪審設置を要請するための集会がタウン・ホールで開かれ、その席上では、イギリス人に混って、ロイの親友ドナルカーナート・タゴールなどがスピーチをおこなって、イギリス議会に請願書を提出することを決議した。⁽⁵⁴⁾ 請願書の起草に任じられたのは、イギリス人九名と、ドナルカーナート・タゴール、プラサンナクマール・タゴールと、ラダーカーンター・デーブの三名であった。⁽⁵⁶⁾ ここに参加した人々は一八二九年十二月のヨーロッパ人のインド内地居住に賛成する集会に参加した人々とほぼ同じであるから、ロイもカルカッタにいたならば、必ず参加したことであろう。かれは民事事件の陪審の設置に反対することはなかったであろうから。しかし、カルカッタの最高法院では民事陪審が設置されることがなかった。⁽⁵⁷⁾

1 イギリスの陪審について Patrick Devlin, *Trial by Jury*, Revised ed., London, 1966, W. R. Cornish, *The Jury*, Pelican Books, 1971, *Report of the Departmental Committee on Jury Service*, 1965, Cmnd. 2627. 邦文では、高柳賢三

『英米法の基礎』有斐閣、一九五四年、第四章、熊谷 弘『英米陪審制度の運用と其の批判』司法研修報告書、第一一輯第三号、参照。

- 2 W. Blackstone, *Commentaries of the Laws of England*, vol. 4, p. 349.
 - 3 cf. R. M. Jackson, *The Machinery of Justice in England*, 6th ed., Cambridge, 1972, pp. 389f.
 - 4 田中英夫『アメリカ法の歴史 上』東大出版会、一九六八年、補篇四六頁。
 - 5 野田良之『フランス法概論』上巻②、有斐閣、一九五五年、五〇三頁以下。
 - 6 cf. W. R. Cornish, *op. cit.*, pp. 142—145. 滝川幸辰『陪審裁判』一九二九年、一五頁以下。
 - 7 Charter establishing the Supreme Court of Judicature at Fort William in Bengal, dated March 26, 1774, s. 19.
 - 8 *Sambad Karmudi*, December 11, 1821, quoted by *Calcutta Journal*, December 20, 1821. J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 339—340.
 - 9 *Miratal-Akhbar*, quoted by *Calcutta Journal*, April 22, 1822. J. K. Majumdar, *op. cit.*, p. 298.
 - 10 *Calcutta Journal*, December 11, 1821.
 - 11 インドの陪審の歴史について T. D. Beighton, *The modern history of trial by jury in India*, *Asian Review*, 3rd Series, vol. 17, 1904, pp. 17—52. T. K. Banerjee, *Background to Indian Criminal Law*, pp. 267—277. M. C. Setalvad, *The Common Law in India*, pp. 37—38.
- インドの陪審は、本年（一九七四年）「刑事訴訟法典」(Code of Criminal Procedure, 1973. Act No. 2 of 1974) により最終的に廃止された。この廃止は一九五八年のインド法律委員会が勧告した「LAW Commission of India, *Fourteenth Report (Reform of the Judicial Administration)*, Delhi, 1958, pp. 864—873. 同委員会は各州の陪審を調査したところ、陪審制度は大部分の地域で採用されなかったし、それが実施された地域の中までは「カルカッタとボンベイの両市の

- Sessions Courts と、カルカッタ高等裁判所の第一審 (Origin I Side) とで陪審が権利として認められていたにすぎなかった。そのほかでは、陪審が一定の種類 of 犯罪の事件に限られていた地域もあり、陪審の廃止をすでに決定していた地域もあった。そこで、同委員会では同じような意見を表明したのであった。「陪審審理の制度は百年以上にわたってこの国のある地域に導入されたが、この制度は刑事司法の確認された特徴とは決してならなかった。インドでは、今日存在する程度までにおいては、陪審審理はイングラントでもこなわれている慣行の移植にすぎないのであって、それはこの国で成長して根づくことができなかった。」また、大陪審はイギリスよりおぼろげに早く一八六五年に廃止された。cf. M. E. Grant Duff, *Sir Henry Maine, A Brief Memoir of His Life, with Selection from His Indian Speeches and Minutes*, edited by Whitley Stokes, London, 1892, pp.179—192.
- 12 この問題については Amiya Sen, A forgotten episode in the life of Rajah Rammohun Roy, *Modern Review*, January 1964, pp. 29—39, J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 1xvi-1xxvii を参照せよ。
- 13 12 Geo. III, c. 50.
- 14 *The Speeches of the late Right Hon. Sir Robert Peel, delivered in the House of Commons*, vol. 1, London, 1853, pp. 275f., 347f., 376f. cf. N. Gash, *Mr Secretary Peel*, London, 1961, pp. 332—335.
- 15 12 Geo. III, c. 22.
- 16 12 Geo. III, c. 51.
- 17 3 & 4 Will. IV, c. 91.
- 18 アンソロ・インディアンの人々は、一八一六—一七二二年に、陪審参加の請願をイギリス政府やカルカッタの最高法院に提出した。cf. J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, p. 1xvii.
- 19 *Hansard*, 2nd Series, vol. 21, cols. 1773ff. June 5, 1829. J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 370f.

20 アレクサンダー・ジョンストン(一七七五—一八四九)は、一七九九年にセイロンに赴いて、植民地政府の法務総裁(Advocate General)となり、一八〇五年にはセイロン最高法院首席判事に就任して、総督参事会の第一参事を兼ねた。その後、一九年までセイロンに滞在して、行政の面では、セイロン人の教育を促進して、セイロン人を高級官吏に登用する道を開き、また奴隷解放を実施した。司法の面では、ここに紹介する陪審の導入のほか、法典の編纂において顕著な仕事をおこなった。帰英後、一八二三年の王立東洋協会(Royal Asiatic Society)の設立に尽力して、協会の Vice-President に選ばれ、三年の枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)の拡充に貢献し、そのメンバーとなった。cf. *National Dictionary of Biography*, vol. 10, pp. 940f. ロイとの関係については、リヌラルな思想の持主といわれていたジョンストンはロンドン滞在中も、とも親しく交際した人の一人である。ロイがロンドン到着後間もなく、かれはロイをともなって大法官ブルームと会い、朝食を共にした。ロイはこの会談を非常に喜んで、そのすぐあとにブルームの著作について尋ねた。かれはブルームの“Introduction Discourse to the Library of Useful Knowledge”(一八二七年刊)を与えたところ、ロイはただちにそれを翻訳するよう申し出たと伝えられている。Alexander's *East India Magazine*, November 1833, p. 447. ハートマンによれば、A. Aspinall, *Lord Brougham and the Whig Party*, Manchester, 1927, Reprinted ed., Hamden, 1972, C. W. New, *The Life of Henry Brougham to 1830*, Oxford, 1961 をはじめとして研究が多い。

21 P. P., 1831—32, xii, pp. 151ff, J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 340ff. cf. A. Johnston's Evidence, P. P., 1831—32, xii, pp. 136ff. なお、かれは、一八〇八年すでに、インド人を司法制度に直接に参与させることが、かれらの知性と道徳を向上させて、かれらにイギリス支配に対する愛着をもたせ、それによってイギリスのインド支配の安定化をはかることができると説いていた。

このジョンストンの回答は当時のイギリスの法律家の注目するところとなり、一八二七年刊のハンサムの“The Rationale of Judicial Evidence”や『シホリスト』(一八二七年三月、創刊号)に転載されている。前述のブルームは、一八二八年二月八日、

下院においてロモンロー裁判所の法改革に関する有名な演説をおこなった。(cf. C. W. New, *op. cit.*, pp. 390—401, W. Holdsworth, *op. cit.*, vol. 13, pp. 296—307.) そのなかで、かれはこの回答に言及して、インド人の間には司法上の資質に欠点があるけれども、インド人も陪審をおこなう資格があると説き、インド人が陪審の席に着いてインド人自身の事件の裁判に参加する以上に、インド人の心を懐柔するものはないし、これによって、インド人は正義と法とを理解するであらうし、それは政治的効果があるであらうと述べた。 *Speeches of Lord Brougham with Historical Introduction*, London, 1836, vol. 2, pp. 364—366.

ジョン・ミラーも、インド人陪審を論じたときにジョン・ストンの回答を全文引用した。かれははじめインド人の陪審について時期尚早であると思ったが、この回答やボンベイ管区のカンデーシ (Khandesh) で陪審を実施したブリッグス (John Briggs) の報告を読んで、この意見がゆすぶられたと述べている。だが、陪審の実験はまだ十分な年月おこなわれたわけでもなく、その範囲も広くないので、これについては積極的な意見をもてないが、興味ある重要な問題であるので、さらに論議が進められることを期待すると述べている。 John Miller, *On the Administration of Justice in the British Colonies in the East-Indies*, London, 1828, pp. 107—134.

22 スコットランドでは、陪審員の数は十二人ではなく十五人であり、陪審の評決は全員一致ではなく多数決で決められる。イングラッドでは、議会におけるげいし論議の末、「一九六七年刑事裁判法」(Criminal Justice Act) によって、十二人のなかで十人の特別多数をもって評決されることが決まった。

23 7 Geo. IV, c. 37. cf. *Hansard*, 2nd Series, vol. 15, 1826, cols. 1f, 107f.

24 Rules relating to Juries in the Supreme Court of Judicature at Fort William in Bengal, P. P., 1828, xxiii, pp. 227—231.

25 後注31のベンガル住民の請願書による。

- 26 *Calcutta Government Gazette*, April 30, June 15, 1833.
- 27 *Mirror of Parliament*, 1829, vol. iii, p. 2061, J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, p. 370—374. Hansard, 2nd Series, vol. 21, 1829, cols. 1053—1056.
- 28 *Sambad Karmudi*, December 20, 1826, J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 357—358.
- 29 *Calcutta Gazette*, December 6, 1827, *Selections from Calcutta Gazette*, p. 241. また、後述のカルカッタの住民の請願書には、この差別が撤回されなければ、陪審は一層人気のないものとなって、だれも喜んで陪審員を務めないであろうと書かれてゐる。
- 30 この年月は確実ではない。だが、A = セン氏は一八二六年十二月としてゐるが、それは誤りであらう。
- 31 *Journals of the House of Commons*, vol. 84, 1829, pp. 384—386, J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 360ff.
- 32 *Hansard*, 2nd Series, vol. 21, cols. 1753ff.
- 33 本稿第二章第二節、一五五頁。
- 34 cf. Christine Dobbin, *Urban Leadership in Western India, Politics and Communities in Bombay City, 1840—1885*, Oxford, 1972, p. 18.
- 35 *Journals of the House of Commons*, vol. 83, 1828, col. 372.
- 36 *Ibid.*, vol. 86, 1831, cols. 805—806.
- 37 ホンズイの最高法院には民事陪審が設けられてゐた。また、この Justice of Peace は最高法院のもとにおかれた治安判事であつて、東インド会社の刑事裁判所のマシストレートではない。(ベンガルの一七九六年条例第二号では、マシストレートを Justice of Peace とあると宣して、ヨーロッパ人の刑事事件を担当させた。)
- 38 この点については、かれらは同時にもう一つの請願書を作成してイギリス議事に提出した。 *Ibid.*, vol. 86, 1831, cols.

806—807. (これにはクリスチャンもユダヤ教徒も加わっている。)この請願書はロイの意見と共通するところが多く、司法制度に関する当時のインド知識階級の意見を知る上で興味深いものである。すなわち、かれらは、ボンベイの最高法院がインド人の宗教、習俗と慣行を犯すことなく、インド人の生命、財産と、個人の自由を保護しているが、ボンベイ以外の地域、つまりムファッサルでは、東インド会社の官吏の権利侵害に対して法の救済が事実上与えられていないといつて、ロイたちと同じく、一方で国王の裁判所を讃美し、これと比較して東インド会社の司法制度を非難した。かれらは、東インド会社がインド人を“conquered, distinct and degraded people”と烙印を押して扱っていることを怒り、一八二七年に制定されたボンベイ管区の刑法については、ことばが曖昧である上に、インド人の行為に対してあまりにも細々と規定し、またイギリス判事が自由裁量によって科することができるきびしい禁錮・罰金の刑罰が多いといつて批判した。しかも、この判事は裁判をおこなうのに必要な知識と資格とを欠いており、その職が他の官吏の職から特別に区別されていないので、かれらはかかる資格を得ようとする強い要因が与えられていない。それ故、かれらには人民の自由を守ろうという意志が見られない。正をおこなうべき判事は悪をおこなっており、とりわけかれらがインド人を誤って禁錮することが大きな災いになっている。このようにイギリス人判事に対する非難はきびしかった。この司法制度の弊害を是正するためにかれらが要求したのは、ロイと同じく、インド人を責任のある官職に任用して、インド人の市民的権利を保護することであった。このほか、ここには、東インド会社の裁判所に人身保護令状の権限を与えることと、インド人官吏のために英語教育を促進することが要望されている。(なお、エルフィンストン知事が制定した一八二七年のボンベイ刑法条例については、G. C. Rankin, *Background to Indian Law*, pp. 195f. を参照。)

39 cf. A. Lester and G. Bindman, *Race and Law*, Penguin Books, 1972, pp. 383ff.

40 *Selections from Calcutta Gazette*, p. 157.

41 *Ibid.*, pp. 239—241. ライアンは、ヒンドゥーとムスリムとが大陪審の権利を主張するのは理由のあることであつて、十分に資格のある者にはこの権利を認めるのが適切であると述べた。また、かれは陪審の有資格者の増加を考慮して、民事陪審の設置

を希望した。

42 *Ibid.*, p. 246.

43 前注31参照。

44 チャーヌ・グラントと東インド会社理事会との往復書翰は、*P. P.*, 1831—32, xxxi, pp. 111—122, J. K. Majumdar, *Progressive Movements*, pp. 377ff. に収録されている。

45 *John Bull*, referred in *Bengal Hurkaru*, November 19, 1831. 反対論の一紙は J. K. Majumdar *op. cit.*, pp. 391, 403f. に収録されている。なお、ロイによれば、東インド会社理事会のメンバーは、二人を除いて、グラントの法律改正の提案に反対し、そればかりではなく、『モーニング・クロニクル』紙の編集者(同メンバーのジェームズ・ミルの友人)を動かして法案反対の論説を載せ、イギリス国民に反対感情をもたせようとした。それが失敗すると、かれらは上院に対して請願運動をおこなった。『*Works*, Part W, p. 40.

46 J. K. Majumdar, *op. cit.*, pp. 391f.

47 *Hansard*, 3rd Series, vol. 14, 1832, cols. 1355f. *cf.*, *ibid.*, vol. 13, 1832, cols. 819ff.

48 *Works*, Part W, pp. 35—39, *cf.* J. K. Majumdar, *op. cit.*, pp. 398—403.

49 *Works*, Part W, pp. 39—41. モーニング・クロニクル本編序章二に記述されている。

50 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, April 3, 1832.

51 *Chandrika*, quoted by *India Gazette*, April 17, 1832.

52 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, November 27, 1832. インド人の Deputy Collector は一八三三年に実現された。Regulation X of 1833, s. 16—25.

53 *Reformer*, December 8, 1833.

54 *India Gazette*, April 16, 1832.

55 請願書は *Journals of the House of Commons*, vol. 83, 1834, pp. 342—343 に収められている。

56 このなかでは、民事陪審が、ベンガルの多民族・多宗教の社会にあって、イギリス統治の権力分離の原則に対する尊敬を育成し、人々の間の性格の不調和を和らげ、個人の道徳の水準を高めるのに適した手段であるといっている。

57 なお、一八三六年、カルカッタ住民は重ねて民事陪審の請願をおこなった。これについては、C. D. Dharker, *Lord Macaulay's Legislative Minutes*, Madras, 1946, pp. 73—75 を参照。

二 東インド会社の裁判所への陪審導入

カルカッタのインド知識階級の間で、陪審を東インド会社の裁判所にも導入すべきことを熱心に要求したのは、他ならぬロイと、かれの友人で、『レフォーマー』紙の編集者であったブラサンナ・クマール・タゴールとであった。この要求は、カルカッタの最高法院におけるインド人の陪審参加の要求と並んでおこったが、それとはちがって、ベンガル管区の裁判所にインド人が構成する陪審を全く新たに設けるといふ問題であった。これについては、いくつかのむずかしい点が考えられたにちがいない。東インド会社のイギリス人判事はイギリスの正規の法律教育を受けていないし、陪審審理の弁論の経験をもっていなかった。弁護士の方は、陪審審理について知らないヒンドゥーとムスリムであった。判事と弁護士の無経験以上に、イギリス側が懸念した問題は、司法におけるインド人の資質に対してかれらが抱いていた不信の念から、ムファッサルで陪審に適する資格をもつインド人が果して選任できるかということであった。

このようなときに、陪審導入に関する注目すべき論説が、一八三一年二月、創刊早々の『レフォォーマー』紙に発表された。⁽¹⁾ 筆者は同紙の編集者ブラサンナックマール・タゴールにちがいないであろう。かれはムファッサルにもイングランドの陪審をできるだけ形を変えずに導入することを要求し、イギリス側の懸念に答えて、その陪審員を十分に選任することができるかと主張した。すなわち、陪審員の資格は法律に通じていることでも、文学や科学を知っていることでもない。また陪審の職務を習うために特別の教育を受ける必要もない。陪審員として必要とされる資格は、あらゆるコミュニティのなかにみられるものであり、それは道義、常識、および理解力 (principle, common sense and understanding) である。かかる資格をもつ者はカルカタだけではなくムファッサルにも見出されるのである。このように、ムファッサルでも陪審員を選任することが可能であることを、イングランドの陪審員選任の原理に立って論じたのである。しかし、だれが前述のような知的な資格をもっているかについては知ることができない。そこで、かれは、一定の社会階層と一定の優越点をもつ者とを陪審員とすべきことを提案した。かれはかれと同じ富裕な知識階級を陪審員とすることを考えていたのであろう。

この論説では、かれは陪審導入と並んで実施すべき二つの改革を説いた。その一つは法廷の言語としてのペルシア語廃止論であつて、ペルシア語は陪審員になるべき人によく知られていないので、これにかわつてベンガリー語というような各地方でもっともよく使用されている言語を採用すべきことを主張した。これについては第三章第三節すでに述べた。他の一つはイスラム刑法廃止論である。イスラム刑法はその精神が専制主義的であつて、イギリス法の原理に合致しないから、それを廃止して、一層すぐれたイギリス法を採用すべきであるというのである。「なぜ、われわれからもまたわれわれの支配者からも生まれたものではない法制度によって、われわれが規律されねばならない

のか、われわれの生命と財産の保有が、われわれのだれもが知らない言語で、ただ一人の人によって裁判されるのか、われわれはその理由が全くわからない。」このように述べて、かれは司法制度の改革を要求した。若い熱情的な筆致で書かれたこの論説は、イギリスの刑事裁判を讚美して、それをそのまま導入しようとするかれの意気を感じさせるものであって、のちにカルカッタの有数の法律家となったブラサンナ・クマール・タゴールの代表的な論説に数えてよいであろう。

この論説はローイのカルカッタ出航後に発表され、ロンドンの『アレクサンダー東インド雑誌』（一八三一年九月）に転載された。⁽²⁾ローイが提案した陪審案はこれとはちがった独特なものである。それは“Punchayet-jury system”とよばれた。かれは陪審の原理がインド古来のパンチャヤットにおいて知られていると述べて、インド監督局側との質疑応答がパンチャヤットから陪審に及んだので、パンチャヤットと陪審とがハイフンでつながれたのである。かれは、「パンチャヤットを正規の制度として、適切なチェックによって保護し、司法上の形態を与えて威信をもたせるならば、全コミュニティに対してこの制度に対する高い尊敬と信頼とを起させるであろう」といっているが⁽³⁵⁾、かれは現存のパンチャヤットを再編成して陪審の役割を果させようとしたのではない。

パンチャヤットと陪審とが類似していることは、マンロー (Thomas Munro) やエルフィンストーン (M. S. Elphinstone) によって指摘されたことであって、⁽³⁾ローイの所論のときにはイギリス人のインド関係者の中で知られていたことである。当時のベンガルのパンチャヤットについて詳らかではないが、パンチャヤットには、当事者が自分の発意で訴えたり、調査と裁決との権限をもったカーストの長、あるいは政府によって審理が委ねられたため、パンチャヤットは昔の方が今よりも一層重要な機能を果たした、とかれが述べている⁽³³⁾。このようにこの制度はイギリ

ス支配前よりも衰微していたと思われる。

しかし、パンチャヤットと陪審とは同じく同輩裁判であるといっても、ロイーは両者の間に大きな相違があることを見失っていたわけではない。かれはパンチャヤットが陪審と比べて種々な欠陥をもっていたことを知っていた。この点について、かれはつぎのように述べている。

「パンチャヤットは、現在非常に欠点のある方式で存在している。というのは、陪審員(パンチャヤットの構成員)はかれらの会合できまっているわけではないし、裁判所に訴えるのでなければ、証人の出席を強制する権限をもっていない。かれらには、その会合を主宰して訴訟審理を指図する判事がいないし、かれらはどのような方法でも不公平や個人的影響から守られていない。現在は、事実上、かれらは裁判所が訴訟事件の当事者の同意を得て任命するところの調停者にすぎず、各訴訟当事者が一人の調停者を、判事が第三の調停者を指名している。ときには、両当事者が合意して事件の裁決を一人の調停者に委ねている。」⁽³²⁾

パンチャヤットは村落、地域あるいはカーストによって組織されたいわば自治自律的機関であって、国家の裁判所機構に完全に組み入れられていなかったため、その決定はパンチャヤット自体の権威によって執行された。そこには会合を主宰する裁判官もいなかったし、事実上の問題と法律上の問題とに区別することがなく、パンチャヤットのメンバーが裁判のすべてをおこなった。したがって、パンチャヤットのメンバーが関心を抱いた事件は熱心に審理されたが、かれらが関心のない事件は審理が遅れ、しばしば放棄されたのである。⁽⁴⁾ ベンガル政府は、ロイーのいうように、裁判所に対して訴訟事件の調停をパンチャヤットに委ねることを認めたが、⁽⁵⁾ その調停の成功件数は政府が予期したよりもはるかに少なく、ベンガル政府を失望せしめたのであった。⁽⁶⁾

このような事情のもとでロイが考えたパンチャット＝陪審案はつぎのとおりである。

「三人の陪審員、あるいは多くとも五人の陪審員は、それよりも多数の陪審員と同じように、陪審の目的に應えることであろうと、わたくしは思う。どの県でも容易に陪審員名簿をつくることができ、そこから不自由なしに陪審員を選ぶことができるであろう。陪審審理に出席するのに必要とされる数の三倍の人を召喚して、そのなかから実際に職務に就く人々をくじで選ぶべきであろう。そうすると、判事も訴訟当事者も、事件の審理にどんな人が出席するのかわかって知ることができないであろう。全陪審員名簿は、市や県の諸状況が許すかぎり、多数の人を載せるべきである。その名簿は駐在地のヨーロッパ人判事が作成して、適切にして必要と思われるときどきに、判事が変更・修正すべきであろう。判事は、司法上の問題に通じていると知られている尊敬すべきかつ知識のあるインド人から、十分に資格のある陪審員を容易に選ぶことができるであろうし、各駐在地にはかかる人はかなりの数が住んでいるのである。

陪審の導入にとって一つの必要な附帯事項は、訴訟審理においてベルシア語を排除して、その地の地方語 (vernacular dialect) だけを使うことであろう。公知すること (publicity) をできるだけよく助けるべきであろう。また、イギリスの裁判所におけるように、陪審員に対しては、隔離すべきであり、かれらが別々になることなく決定することを要求すべきである。このようにおこなわれた裁判では、控訴の手段は有益なものではなくなるであろう。正義の目的のためには、判事と陪審員との間に意見が相違した場合にだけ、控訴を許可する必要があるであろう。というのは、判事と陪審員とが同意見である場合には、控訴は下級の裁判所の側の誤謬を正すというよりは、いらだたしい費用と遅延とによって不正義が一層つくられやすいであろう。それ故に控訴は禁すべきである。」(§36)

この提案はバンチャットとは全くちがうものであつて、イングランドの小陪審をもとにして、ムファッサルの事情に適合するように改めたものである。⁽⁷⁾ イングランドの陪審といちじるしくちがう点をあげれば、つぎの二点である。第一は陪審員の人数である。イングランドの陪審が古来十二人によって構成されたことは有名であるが、この案では、三人あるいは多くとも五人という少数である。これはムファッサルで資格のある陪審員を多数得ることがむずかしい点を考慮したためであろう。しかし、かれが少数数でも十二人と同じく陪審の役割を十分に果たすことができると考えたのは、なぜであろうか。これについては、あとで検討することにしよう。第二は陪審員の資格であつて、それは「司法上の問題に通じていると知られている尊敬すべき知識のある」人である。この点については、かれ自身が説明を加えている。すなわち、「現在のところ、陪審員は退職の弁護士(ワキール)、退職の司法官吏、私人が法廷に出席させるために雇傭した代理人(ムクタル mukhtar)——かれらは一般に十分な資格をもっている——、および前に述べたところの知識のあるかつ尊敬すべきその他の住民から、慎重に選ぶべきであろう」⁽⁸⁷⁾と。このようによび前にかれは陪審員の資格として法律知識を重視して、主として法律職の経験者のなから陪審員を選任することを考へていたのである。イギリスでは、陪審員の資格としては法律知識を決して要求してはいないし、それを重視することは陪審の理念に反することである。法律職に就いている者が陪審員名簿から除外されることはいうまでもないが、法律職の退職者はそこから除外されるわけではない。ロイは主としてこの退職者をもって陪審を構成しようとした。「現在のところ」(at present)ということばが使われているので、かれはこれを一時的なものと考え、陪審が成功したならば、「尊敬すべきかつ知識ある」人々によって陪審を構成しようと考えていたのかも知れない。そうであつたにしても、かれは、イギリスの陪審に比べて、陪審員の資格として法律知識を重視したのであり、それがかれの提案の

特徴であるといえよう。

このように、陪審導入によって、ロイはインド人自身が同輩裁判をおこなって、インド人の権利を伸張することを目指した。それと同時に、あるいはそれ以上に、かれは陪審によって司法制度の弊害を除去することを考えた。これについては再三述べられているが (§30, 34, 35 & 39)、それらをまとめてみると、つぎの三点であろう。

(1) 陪審員は訴訟当事者や証人の言語と性格について十分に知っているので、偽証と偽造文書とをチェックして、評決において誤りを犯さないであろう。

(2) 陪審員は、インド人法務官がイギリス人判事に対して不当な影響を与えることをなくすであろうし、法務官が他から不当な圧迫を受けることから防ぐであろう。その上、陪審はインドでよくおこなわれている収賄に対する唯一の効果があるチェックである。

(3) 陪審員はその職務を迅速に処理することによって、訴訟のいまわしい遅延をなくし、不必要な控訴とそれにとともに嘆げかわしい費用とをなくすことであろう。

このように、ロイは、収賄、文書偽造、偽証といった弊害の除去の点で、陪審に対して大きな期待を抱いた。これらの弊害とその除去については、第三章第二節で述べたごとく、かれはさまざまな提案をおこなったが、そのなかでも陪審は有効な案として提示されている。換言すれば、かれはベンガルの当時の実情の認識の上に立ってこれらの弊害を除去するためにこの独特な陪審を提示したのである。そして、巡回裁判における三人の陪審員と地方控訴裁判所の陪審官と並んで、県判事の裁判所にこの陪審を置くことによって、イギリス人判事の裁判にはインド人の陪審員あるいは陪審員が陪席裁判することになる。これはかれが当面の司法制度のあり方として考えたイギリス人判事とい

ンド人と合同の審理の具体案であり、かれの司法制度改革の骨子となるものである。

この提案の一年後の一八三二年七月、ベンガル政府は条例第六号を制定して、イギリス人判事がその法廷に陪審を設けることを認め⁽⁸⁾た。これはボンベイの一八二七年条例第四号にならったものである。詳しくいえば、イギリス人判事が、民事と刑事との両種の事件とも、パンチャヤット、参審員、あるいは陪審の三者のどれかに委ねて、事実を審理させることができるようにした。しかし、三者がかれらの意見を提出しても、判事はこれに従う義務がなく、判事自身が判決の権限をもった。しかも、陪審員の人数、選任と評決の手続とに関しては、ここに細則を規定することなく、判事の裁量にまかされた。このように、陪審がはじめて認められたけれども、それは非常に不完全なものであって、ローイの念願としたものとは程遠いものであった。実際にはイギリス人判事は陪審を設けることを好まなかったことであろうから、陪審審理がどの程度おこなわれたのであろうか。後世の記録から見ると、それはほとんど語るに足りないものであったと思われる。

つぎに、ローイの陪審案について、陪審に関する当時の見解を比較検討してみよう。第一は一八三二年五月の『レフォーマー』紙の論説である。⁽⁹⁾そこにはつぎのような陪審が提案されている。

「判事は、かれの県で、陪審員を務める資格のある人々の名簿を作成し、それを年々修正する。この名簿のなかから、判事は三十六人を選んで、その名を原告と被告とに対して提示する。両者双方は三十六人のなかから十二人ずつを除く。こうして人数を減らして、法廷に召喚されるところの陪審員の十二人を定め、さらにかれらの間から六人または五人をくじで選ぶ。この人たちが、カルカッタの最高法院でおこなわれているように、しかしその土地の言語で、証言などを調べて、全員一致の評決を提出する。」

前述のように、同紙は、前年の論説では、カルカッタの最高法院の陪審と同じ形態のインド人陪審を東インド会社の裁判所に設けることを主張した。ここでも、法廷の言語を除いて、陪審員の審理と評決については、最高法院と同じ方式によると述べており、また「陪審員の選任においては、状況が許すかぎり、古い方法に固執すべきである」といつている。この「古い方法」とは、イングランドの陪審の伝統的方法をさすにちがいない。このように、同紙はイギリスの陪審をできるだけ変えることなく移植することを原則として考えていたのである。

しかし、『レフォーマー』紙の今度の案は、ロイと同様に小人数の陪審である。これは同紙の前年の論説とはちがっている点である。これについては、「われわれは、資格のある陪審員が多数いるかどうか疑わしいので、小人数の陪審を提案した」ととくに説明されている。そうすると、前年の主張はここでは引こめられたことになる。そして、この案を読むと、これを書いたと思われる同紙の編集者ブラサンナクマール・タゴールは、ロイの陪審案をまだ読んでいなかったであろう。この案は陪審員の選出・忌避の点で生硬さから免かれておらず、ロイの案の方が実際的であって、司法制度の弊害の除去という当面の課題を一層よく把握しているといえよう。

それでは、この小人数の陪審をどうして考えついたのであるうか。『レフォーマー』紙の前年の論説に対しては、『ベンガル・ハルカル』紙がそれを転載して論評を加えた。⁽¹⁰⁾そこにおいて、ムファッサルの陪審にはベンサム案が適用できるであろうと示唆して、五十人、三十人、あるいは二十人を陪審員として推薦し、かれらを召喚したときに、くじによって十二人、九人、あるいは七人を選んで、陪審の席に着かせるという方法を例示した。『レフォーマー』紙の今度の提案はこのサジェスチョンの線に沿うたものといえよう。

そこでベンサムの陪審論を見てみよう。それは一八二七年刊行の『法廷証拠の原理』(The Rationale of Judicial Evi-

dance) のなかに詳しく述べられている。⁽¹¹⁾ この著書についてはかれがロイーに宛てた手紙に書かれているので、ロイーがこれを読んでいたことは十分に可能性があることである。イングランドの法と裁判とに対してはげしい攻撃を浴せたベンサムは、この陪審に對しても、それが非常に欠点の多いものであり、人々に信じられているような利益がないといつて、陪審員の選任方法、全員一致の評決、陪審員の宣誓、陪審員の能力の欠如、陪審審理にともなう費用、わずらわしさと、裁判の遅延に對して批判した。それにかわつてかれが提案したのが“quasi-jury”(偽似陪審)である。これは三人によつて構成されるものであつて、そのうち二人が一般の人々の間から選任される「通常の」(ordinary)メンバーであり、もう一人が判事が「選任する」(select)メンバーであつて、學識を有する者である。この陪審員の職務は事件の全審理において判事に陪席して、書類を調べ、判事と証人とに對して質問することであつて、ふつうの陪審員が事実の問題に評決するのとちがつて、判事の評決に對して修正点を指摘するのである。前述の「通常の」メンバーと「選任」のメンバーとが意見を異にしたときには、前者の意見に従う。だが、後者は事件の一層正しい判決を導く者として高く評価されている。⁽¹²⁾

以上のベンサムの陪審案とロイーの陪審案とを比較してみると、少数数のメンバーでも十分に陪審の役割を果すことができるという考えは、ロイーがベンサムから学んだということができらるであらう。だが、ロイーはベンサムとちがつて、陪審員の評決をはじめとして陪審の形態を多く採用している。また、法律に通じた者を陪審員とするのは、あるいはベンサムの「選任」のメンバーから考へつたのかも知れないが、ベンガルの実情についてのかれの認識から生まれたものであらう。ロイーはすぐれて實際的に物事を考へる人であつたように、わたくしは思う。そのかれはイングランドの陪審ともまたベンサムの陪審案ともちがつた独自の案を提出したのは、なによりもベンガルの実情を

考え、とりわけ司法制度の弊害を是正しようとしたことであつたのである。

- 1 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, February 24, 1831.
- 2 *Alexander's East India Magazine*, September 1831, pp. 275—279.
- 3 A. J. Arbuthnot, *Sir Thomas Munro, Selections from his Minutes and Other Official Writings*, vol. 2, London, 1881, pp. 3ff, 56ff., K. N. Venkatasubha Sasuri (ed.), *The Munro System of British Statesmanship in India, Mysore, 1939*, pp. 241—253. M. Elphinstone, *Report on the Territories conquered from Paishava, 1822*, 2nd ed., Bombay, 1872, p. 60. (本書は小谷汪之氏から借覧した。)
- 4 *Judicial Letter from Bengal*, February 22, 1827, *P. P.*, 1831—32, xii, pp. 239ff. paras. 32ff.
- 5 C. Sinha, *op. cit.*, pp. 20ff.
- 6 前注4参照。
- 7 ロイはこの陪審をどの裁判所に設けるかについて明瞭に述べていない。だが、前述のように、巡回裁判所においてはムフテ
1 が陪審の役割を果たすと再三にわたって記し、一八二九年の改革後の状況を考へて、改めて三人の陪審員を置くことを提案
したし、また地方控訴裁判所と考へられる民事裁判所にも陪審官を置くことを提案した。それ故、この陪審は県判事・マジス
ト
レットの法廷に設けるものであることは間違ひなく、その上、刑事事件だけでなく、民事事件をも審理するものとして考へて
いたのであろう。
- 8 cf. *Judicial Letter from Bengal*, June 15, 1830, *P. P.*, 1831—32, ix, pp. 376ff., xii, pp. 279ff.
- 9 *Reformer*, quoted by *Bengal Hurkaru*, May 1, 1832. かつては、陪審が裁判の遅延と訴訟当事者の権利に対する裁判官
の無視という二つの欠陥を除去するといわれている。さらに、陪審員は人々に嫌われている宣誓をしないが、かれらの取柄に対
ラームモーハン・ロイの司法制度論 (二)

しては、敵罰が科すること、陪審の費用は敗訴側が負担することなどが述べられている。なお、この論説を転載した『ベンガル・ハルカル』紙は、これについて、インド人がイギリス人官吏に屈従していること、陪審員に対する復讐の怖れがあること、インド人の教育が欠けていることをあげて論評したので、『レフォーマー』紙はこれらの三点について論駁している。Reformer, quoted by Bengal Hurkaru, May 9, 1832.

10 Bengal Hurkaru, February 24, 1831.

11 *The Works of Jeremy Bentham*, vol. 4, pp. 554—568. cf. Elie Halévy, *The Growth of Philosophic Radicalism*, translated by Mary Morris, Beacon Paperback edition, Boston, 1966, pp. 400—403, W. Holdsworth, *History of English Law*, vol. 13, pp. 90f.

12 ヘンサムの陪審論に加えて、ロイの案との比較のために紹介したいと思うのは、一八三四年十二月十日付、東インド会社理事会からメンテインク総督宛てて送られた手紙である。これは、その前年の「インド統治法」の制定にもなって、その条文の解釈を示して、インド総督が施行すべき事項を指示したものである。Dispatch from the Board of Directors to the Government of India, December 10, 1834, printed in C. Ilbert, *The Government of India*, 1898, pp. 492—531.

一八三三年の「インド統治法」は、ヨーロッパ人がインド内部に自由に旅行および居住することと、その土地を所有することとを認め（第八十一・八十六条）、そして、この認許にもなって、インド人の身体に対する暴行と、宗教や意見に対する侮辱とからインド人を保護する法律を、インド総督ができるだけ速かに規定すべきことを要求した（第八十五条）。ヨーロッパ人のインド内地居住問題については第八章第三節で考察することにするが、ここに関係するかぎりにおいて、ロイの意見を記しておけば、つぎのとおりである。すなわち、かれはヨーロッパ人のインド内部居住を賛成したが、二十年間は、学識と財産をもつ者に限るべきであるとし、しかも、ヨーロッパ人がインド人を圧迫しないように留意し、インド人が圧迫を受けたならば、かれらが法の救済を受けられるように措置を講ずべきことを説き、このためには、法のもとにおける平等の原則を確立し、陪審を

導入すべきことを要求した。Works, Part W, p. 83. このように「ヨーロッパ人の居住にともなう陪審導入は、ロイにとっては、前述の陪審案とはちがった面をもっている。



ところで、東インド会社理事会は、前述の手紙で、インド内部に居住するヨーロッパ人に対する管轄権については、国王の裁判所ではなく、東インド会社の裁判所に属すべきものであるとし、これらの刑事事件に対して陪審審理を導入すべきか否かという問題に対しては、肯定・否定の指示を与えなかったが、つぎのような興味深い意見を述べている。

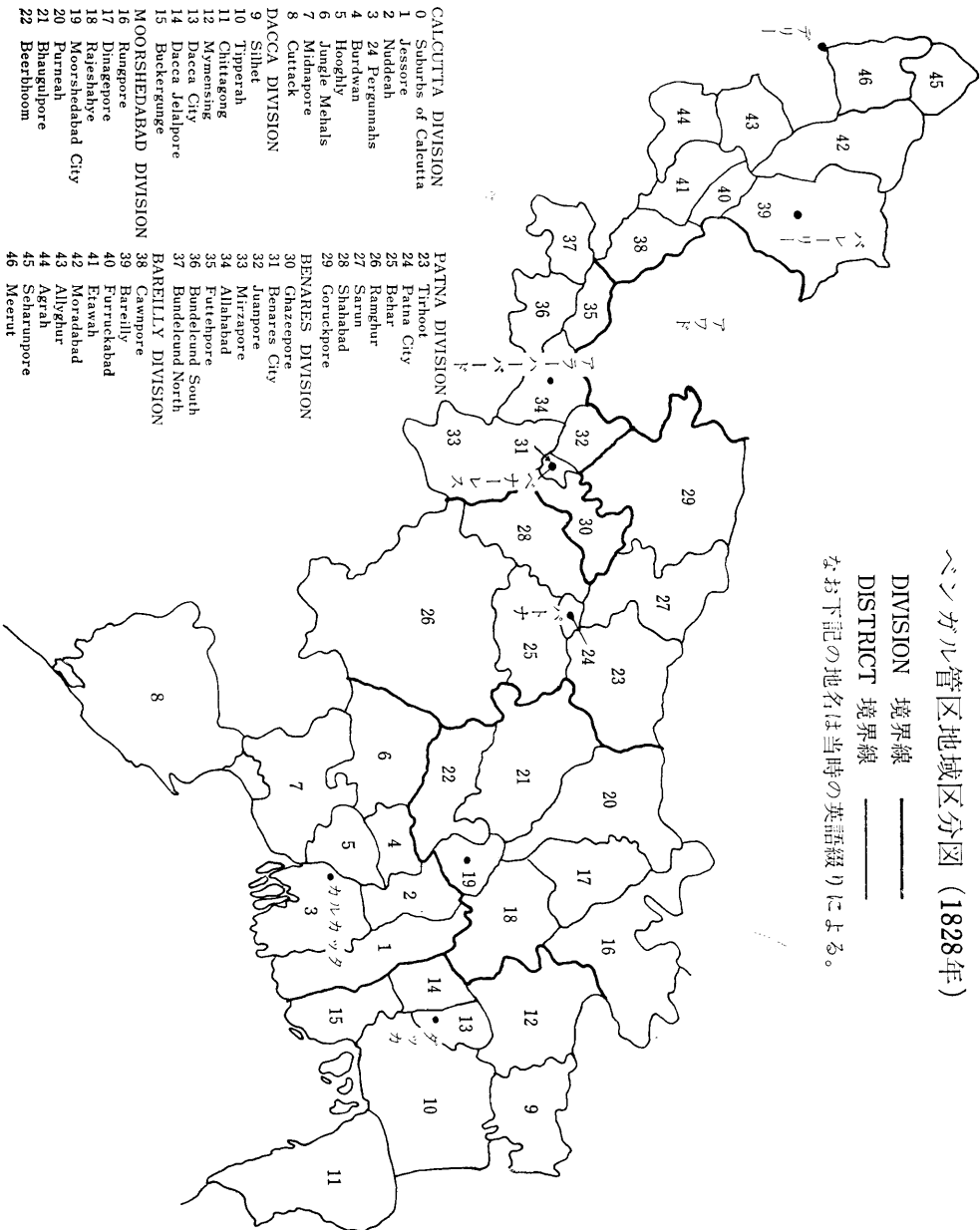
「われわれは、陪審によって審理されることが、刑事上の告発を受けたイギリス人の譲るべからざる権利であるという意見あるいは偏見に、盲目的に従うことはないであろう。告発を受けたイギリス人の譲るべからざる唯一の権利は正義である。もしイギリス人がインドの内部に居住するならば、その人はインド人におこなわれるところの正義で満足すべきである。」

「しかしながら、たとえ陪審が採用されるとしても、インドに樹立されるであろう陪審審理は、イングランドに存在するものの全くのコピーであるべき必要がなく、またそれは適当でもない。イギリス人の偏見がどのようなものであれ、われわれの刑事裁判のあらゆる特異なものをインドに移すことに対しては、われわれは強く反対する。われわれはこれらの特異なものが長所であると思っていない。「陪審員の人数の」十二人という数にはもともと完全さがあるわけでもなく、「陪審員の評決の」意見一致を強制することにはなんら神秘的な魅力があるわけでもない。インド人のために法を定めるには、イングランドの近代的な慣例 (practice) よりも、むしろインドの古い慣行 (usage) に先例を求める方が適当とすべきである。貴下が採用する刑事裁判制度は、「ヨーロッパ人の」新入植者よりもインド人の利益をとくに顧慮してつくらなければならない。というのは、新入植者自身が一層考慮に価しないというのではなく、新入植者は相対的に少数であって、法と制度は少数者の利益ではなく多数者の利益のために存するからである。」C. Ilbert, *op. cit.*, pp. 515f. paras. 62—63.

このイギリス人の通念を破るところの指示は、理事の一人ジェームズ・ミルが書いたと伝えられてゐる。cf. *Ibid.*, p. 92. J. W. Kaye, *The Administration of the East India Company*, London, 1853, p. 137. ことにペンサム主義者のインド陪審に関する意見を知ることができるのである。

ベンガル管区地域区分図 (1828年)

DIVISION 境界線 
 DISTRICT 境界線 
 なお下記の地名は当時の英語綴りによる。



CALCUTTA DIVISION

- 0 Subarhis of Calcutta
- 1 Nuddea
- 2 Patna Bannahs
- 3 Burdwan
- 4 Hooghly
- 5 Juggie Mahals
- 6 Midnapore
- 7 Cuttack
- 8
- 9 Silhet
- 10 Tipperah
- 11 Chittagong
- 12 Mymensing
- 13 Dacca City
- 14 Dacca Jhalpore
- 15 Buckerunge

PATNA DIVISION

- 16 Tirhoot
- 17 Patna City
- 18 Behar
- 19 Rampur
- 20 Saran
- 21 Shahabad
- 22 Goruckpore

BENGAL DIVISION

- 23 Ghazepore
- 24 Benares City
- 25 Jusanpore
- 26 Mirzapore
- 27 Allahabad
- 28 Furruckpore
- 29 Bundelcund South
- 30 Bundelcund North

DACCA DIVISION

- 31 Barrilly
- 32 Furruckabad
- 33 Etawah
- 34 Moradabad
- 35 Allyghur
- 36 Agrah
- 37 Seharwumpore
- 38 Meerut
- 39
- 40
- 41
- 42
- 43
- 44
- 45
- 46